

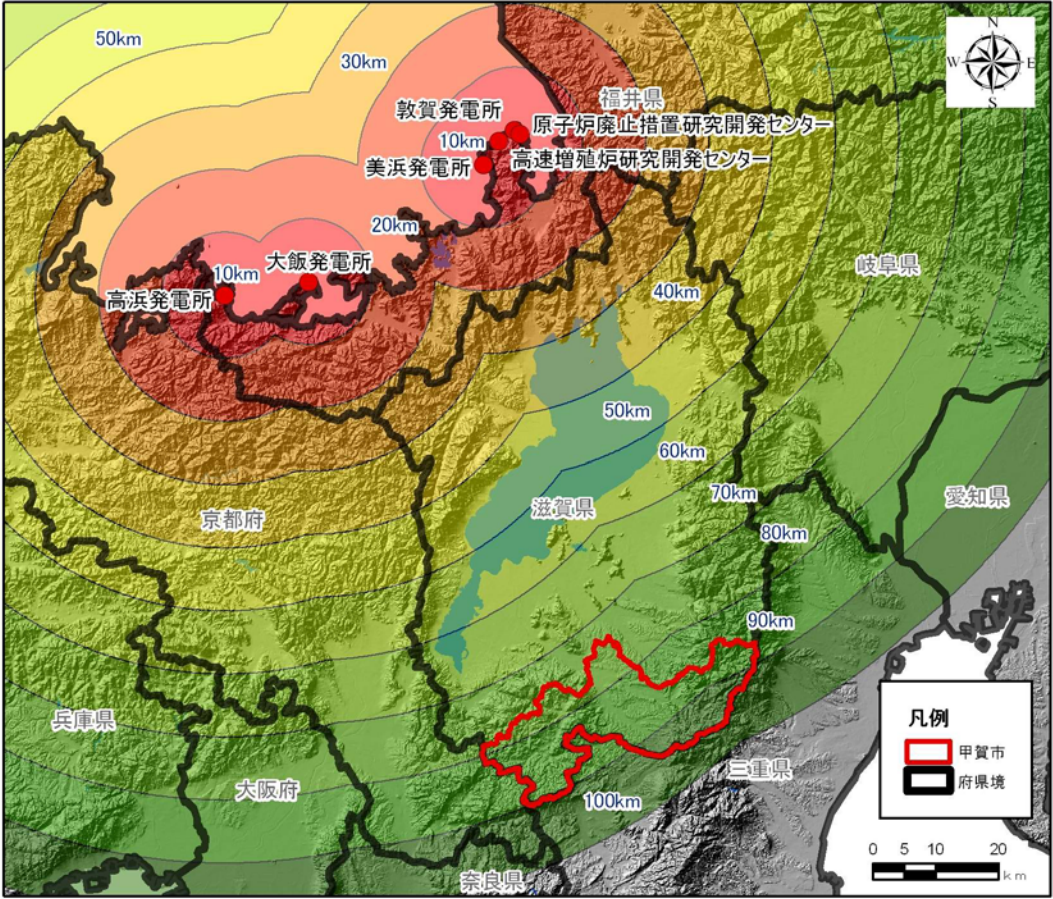
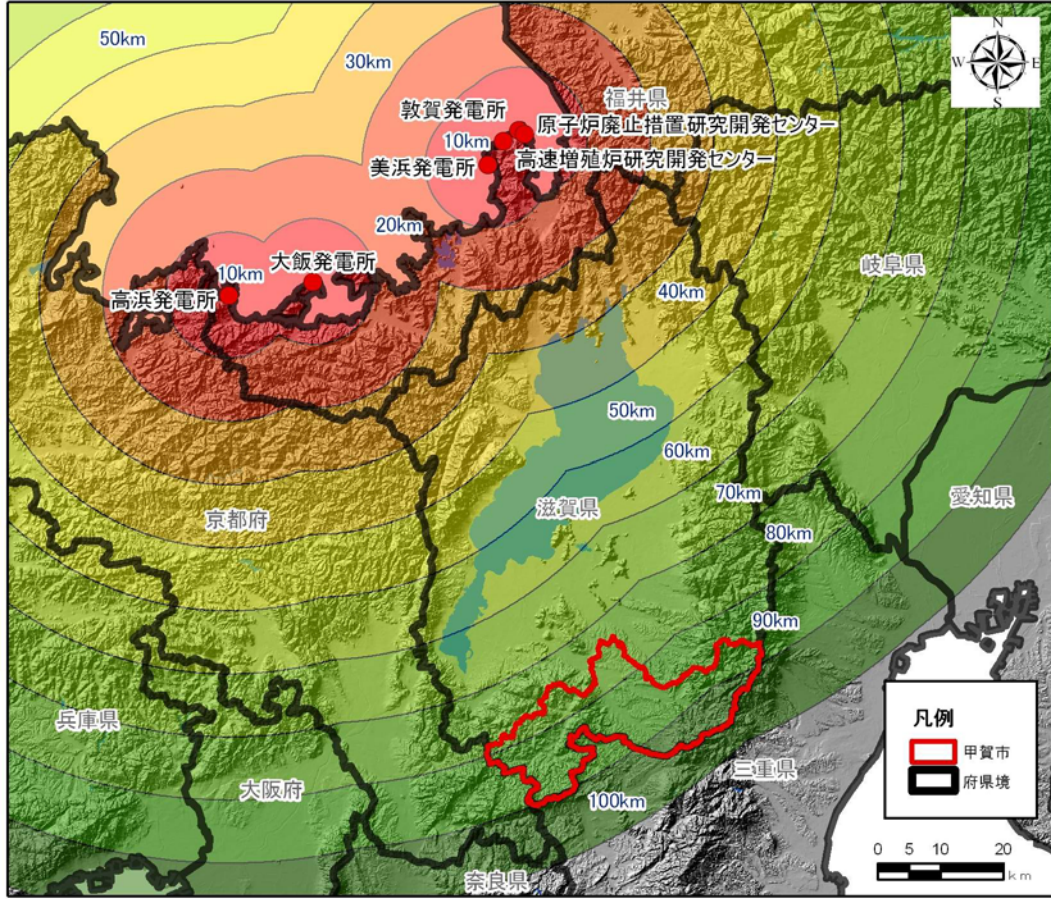
甲賀市地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

修正前	修正後	備考
目次	目次	
※(ページ)は本新旧対照表上のページを記載 71	※(ページ)は本新旧対照表上のページを記載	
第1部 原子力発電所事故災害対策計画 (3)	第1部 原子力発電所事故災害対策計画 (3)	
第1章 総則 (3)	第1章 総則 (3)	
第1節 計画の概要 (3)	第1節 計画の概要 (3)	
第2節 計画の基礎とすべき災害の想定 (4)	第2節 計画の基礎とすべき災害の想定 (4)	
第3節 原子力災害対策への市の基本方針 (14)	第3節 原子力災害対策への市の基本方針 (14)	
第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (15)	第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (15)	
第2章 災害 予 防対策 (22)	第2章 災害事前対策 (22)	
第1節 基本方針 (22)	第1節 基本方針 (22)	
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 (23)	第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 (23)	
第3節 災害応急体制の整備 (26)	第3節 災害応急体制の整備 (26)	
第4節 市民等への情報伝達・相談体制の整備 (29)	第4節 市民等への情報伝達・相談体制の整備 (29)	
第5節 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有 (31)	第5節 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有 (31)	
第6節 防災業務関係者に対する研修・防災訓練の実施等 (32)	第6節 防災業務関係者に対する研修・防災訓練の実施等 (32)	
第7節 原子力防災に特有な資機材等の整備 (32)	削除	
第3章 災害 緊急事態応急対策 (34)	第3章 緊急事態応急対策 (34)	
第1節 基本方針 (34)	第1節 基本方針 (34)	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制 (34)	第2節 情報の収集・ 連絡 、緊急連絡体制 及び通信の確保 (34)	
第3節 災害応急対策体制の確立 (44)	第3節 災害応急対策体制の確立 (44)	
第4節 市民等への情報伝達・相談活動 (56)	第4節 市民等への情報伝達・相談活動 (56)	
第5節 退避避難及び避難計画 (58)	第5節 退避避難及び避難計画 (58)	
第6節 安定ヨウ素剤の予防服用 (67)	第6節 安定ヨウ素剤の予防服用 (67)	
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等 (71)	第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等 (71)	
第8節 他自治体への支援（避難者受入計画） (72)	第8節 他自治体への支援（避難者受入計画） (72)	
第4章 災害事後 原子力災害事後中長期対策 (76)	第4章 原子力災害事後中長期対策 (76)	
第1節 基本方針 (76)	第1節 基本方針 (76)	
第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (76)	第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 (76)	
第3節 影響調査の実施等 (76)	第3節 影響調査の実施等 (76)	
第4節 除染 (76)	第4節 除染 (76)	
第5節 風評被害等の影響の軽減 (77)	第5節 風評被害等の影響の軽減 (77)	
第6節 心身の健康相談体制の整備 (77)	第6節 心身の健康相談体制の整備 (77)	
第7節 物価の監視 (77)	第7節 物価の監視 (77)	
第8節 各種制限措置の解除 (77)	第8節 各種制限措置の解除 (77)	
第2部 放射性物質事故災害対策計画 (77)	第2部 放射性物質事故災害対策計画 (77)	

修正前	修正後	備考
<p>第1章 総則 (77)</p> <p>第1節 計画の目的 (77)</p> <p>第2節 災害の想定 (77)</p> <p>第3節 関係機関の役割 (79)</p> <p>第2章 災害予防対策 (82)</p> <p>第1節 基本方針 (82)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達手段の整備 (83)</p> <p>第3節 保安管理体制の徹底 (83)</p> <p>第4節 災害応急体制の整備 (84)</p> <p>第5節 教育訓練・市民啓発 (84)</p> <p>第3章 災害応急対策 (85)</p> <p>第1節 基本方針 (85)</p> <p>第2節 応急活動体制の確立 (85)</p> <p>第3節 市民の安全確保 (87)</p> <p>第4節 複合災害時の留意点 (89)</p> <p>第5節 地中等から放射性物質が発見された場合の対応 (89)</p> <p>第4章 災害事後対策 (90)</p> <p>第1節 基本方針 (90)</p> <p>第2節 現場の安全確認 (90)</p> <p>第3節 環境汚染の復旧 (91)</p> <p>第4節 災害調査報告 (91)</p> <p>参考資料 (以下省略)</p> <p>参考資料1 原子力災害の基礎知識 108</p> <p><u>参考資料2 旧防災指針 屋内退避及び避難等に関する指標</u></p> <p><u>参考資料3 安定ヨウ素剤予防服用に関する様式</u></p> <p>参考資料4 飲食物摂取制限に関する指標</p> <p><u>参考資料5 今後の検討課題</u></p>	<p>第1章 総則 (77)</p> <p>第1節 計画の目的 (77)</p> <p>第2節 災害の想定 (77)</p> <p>第3節 関係機関の役割 (79)</p> <p>第2章 災害予防対策 (82)</p> <p>第1節 基本方針 (82)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達手段の整備 (83)</p> <p>第3節 保安管理体制の徹底 (83)</p> <p>第4節 災害応急体制の整備 (84)</p> <p>第5節 教育訓練・市民啓発 (84)</p> <p>第3章 災害応急対策 (85)</p> <p>第1節 基本方針 (85)</p> <p>第2節 応急活動体制の確立 (85)</p> <p>第3節 市民の安全確保 (87)</p> <p>第4節 複合災害時の留意点 (89)</p> <p>第5節 地中等から放射性物質が発見された場合の対応 (89)</p> <p>第4章 災害事後対策 (90)</p> <p>第1節 基本方針 (90)</p> <p>第2節 現場の安全確認 (90)</p> <p>第3節 環境汚染の復旧 (91)</p> <p>第4節 災害調査報告 (91)</p> <p>参考資料 (以下省略)</p> <p>参考資料1 原子力災害の基礎知識</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>参考資料2 飲食物摂取制限に関する指標</p> <p><u>削除</u></p>	

修正前	修正後	備考
<h2>第 1 部 原子力発電所事故災害対策計画</h2>	<h2>第 1 部 原子力発電所事故災害対策計画</h2>	
<h3>第 1 章 総則</h3>	<h3>第 1 章 総則</h3>	
<h4>第 1 節 計画の概要</h4>	<h4>第 1 節 計画の概要</h4>	
<h5>第 1 計画の目的</h5>	<h5>第 1 計画の目的</h5>	
<p>1 この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、甲賀市(以下「市」という。)が実施すべき予防対策、応急対策及び事後対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な事務又は業務を遂行することにより、原子力災害から安心・安全な市民生活を確保することを目的とする。</p>	<p>1 この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)及び原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。)に基づき、福井県に所在する原子力事業所において、原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に関し、甲賀市(以下「市」という。)が実施すべき予防対策、応急対策及び事後対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務を遂行することにより、原子力災害から安心・安全な市民生活を確保することを目的とする。</p> <p>2 1に掲げる原子力事業所以外の原子力事業所における放射性物質又は放射線の異常な水準での事業所外への放出及び核燃料物質等の輸送中における放射性物質又は放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。</p>	<p>県計画の修正に伴い該当する本市においても反映</p>
<h5>第 2 計画の性格</h5>	<h5>第 2 計画の性格</h5>	
<p>この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、旧原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について中間とりまとめ(平成 24 年 3 月)、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針(案)」(平成 24 年 10 月 31 日)、滋賀県(以下「県」という。)地域防災計画(原子力災害対策編)を十分に尊重した上で作成されたものである。</p> <p>ただし、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故は、我が国において未曾有の原子力災害であり、本計画策定時点においても、国、地方自治体、事業者等の関係機関が一体となって、事故の全体像の把握・分析・評価を行っており、抜本的な対策の検討が行われている最中である。</p> <p>そのため、本計画は、市として現時点において取り得る最善の対応を行い、市民の安全を守る計画として策定するものであり、関係機関の計画が修正された場合には、必要に応じて再度見直しを行うものとする。</p>	<p>この計画は、原子力災害の特殊性を踏まえた、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」、「滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)」を十分に尊重した上で作成されたものである。</p>	<p>国指針の整備に伴う</p>

修正前	修正後	備考
<p>第3 市地域防災計画との整合性</p> <p>この計画は、「市地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画」によるものとする。</p> <p>また、市外からの広域避難の受入れ等、県から随時なされる要請事項については、「県地域防災計画（原子力災害対策編）」によるものとする。</p>	<p><u>なお、本計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見及び原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。</u></p> <p>第3 市地域防災計画との整合性</p> <p>この計画は、「市地域防災計画」の原子力災害対策編として整理するものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画」によるものとする。</p> <p>また、市外からの広域避難の受入れ等、<u>滋賀県（以下「県」という。）</u>から随時なされる要請事項については、「県地域防災計画（原子力災害対策編）」によるものとする。</p>	
<p>第4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、<u>毎年検討を加え、</u>国の防災基本計画の修正や、<u>防災指針</u>の改定が行われた場合、県地域防災計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。</p> <p>また、市は、原子力災害に関する地域防災計画の作成又は修正に際しては、県の協力を得るものとする。</p> <p><u>なお、原子力防災対策は、平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会を中心に、本計画策定時点においても随時検討が進められている。そのため、本計画では、現時点で市が取り得る対策について記載した。今後、国及び県が示す新しい方針を踏まえ、順次修正を行う必要がある。</u></p> <p><u>【参考資料5 今後の検討課題】を参照</u></p>	<p>第4 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画の修正や、<u>原子力災害対策指針</u>の改定が行われた場合、県地域防災計画又は市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正する。</p> <p>また、市は、原子力災害に関する地域防災計画の作成又は修正に際しては、県の協力を得るものとする。</p>	国指針の整備に伴う
<p>第5 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、県、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。</p>	<p>第5 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、県、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。</p> <p><u>第6 計画の修正に際し遵守すべき指針</u></p> <p><u>この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。</u></p>	国指針の整備に伴う
<p>第2節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>この計画の作成及び修正並びにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づく。</p>	<p>第2節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>この計画の作成及び修正並びにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づく。</p>	

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="151 268 418 296">第1 市の地域特性等</p> <p data-bbox="151 338 670 365">1.周辺地域における原子力事業所の立地状況</p> <p data-bbox="151 384 1418 506">県北部と隣接する福井県には、4市町(敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町)に6つの原子力事業所が所在し、計15の原子力施設が設置されている。また、県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。</p> <p data-bbox="151 520 1347 548">本計画の対象地である市は、福井県に立地する原子力施設から、概ね80kmの距離に位置している。</p>  <p data-bbox="617 1415 952 1442"><原子力事業所の立地状況></p> <p data-bbox="151 1461 225 1488">2.気象</p> <p data-bbox="151 1507 1418 1717">福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く(約45%)、次いで北から北北西の風が多く(約25%)吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期(6~8月)は南南東の風が約60%、また、冬期(12~2月)は北から北北西の風が約50%の割合で吹いており、各月の平均風速は4.5m/s程度である。</p> <p data-bbox="151 1732 1418 1854">福井県境の県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約65%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が</p>	<p data-bbox="1436 268 1703 296">第1 市の地域特性等</p> <p data-bbox="1436 338 1955 365">1.周辺地域における原子力事業所の立地状況</p> <p data-bbox="1436 384 2703 506">県北部と隣接する福井県には、4市町(敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町)に6つの原子力事業所が所在し、計15の原子力施設が設置されている。また、県境から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、最短で約13kmの位置関係にある。</p> <p data-bbox="1436 520 2635 548">本計画の対象地である市は、福井県に立地する原子力施設から、概ね80kmの距離に位置している。</p>  <p data-bbox="1893 1415 2228 1442"><原子力事業所の立地状況></p> <p data-bbox="1436 1461 1510 1488">2.気象</p> <p data-bbox="1436 1507 2703 1717">福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く(約45%)、次いで北から北北西の風が多く(約40%)吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期(6~8月)は南南東の風が約60%、また、冬期(12~2月)は北から北北西の風が約50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値(1981年~2010年)で4.1m/sである。</p> <p data-bbox="1436 1732 2703 1854">福井県境の県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、とくに冬期は約55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとに見ると、夏期を除いては北北西から北西の風が</p>	<p data-bbox="2712 1478 2822 1600">県計画の修正に伴う</p>

修正前					修正後					備考																																																																																																																																																												
<p>最も多く、冬期では約 40% を占める。夏期は東から東南東の風が約 35% と最も多く、北西の風は 30% 程度となっている。</p> <p>(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～2012 年 1 月、今津及び長浜 1978 年 11 月～2012 年 1 月)</p> <p>■滋賀県と隣接する市町に立地する原子力事業所 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th colspan="2">敦賀発電所</th> <th>原子炉廃止措置研究 開発センター</th> <th>高速増殖炉 研究開発 センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者名</td> <td colspan="2">日本原子力発電株式会社</td> <td>独立行政法人 日本原子 力研究開発機構</td> <td>独立行政法人 日本原子 力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">敦賀市明神町 1</td> <td>敦賀市明神町 3</td> <td>敦賀市白木 2</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>1 号炉</td> <td>2 号炉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>沸騰水型軽水炉 (BWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>新型転換炉 (ATR)</td> <td>高速増殖炉 (FBR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>107.0 万 kW</td> <td>342.3 万 kW</td> <td>55.7 万 kW</td> <td>71.4 万 kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>35.7 万 kW</td> <td>116.0 万 kW</td> <td>16.5 万 kW</td> <td>28.0 万 kW</td> </tr> <tr> <td>燃料材料</td> <td>低濃縮二酸化 ウラン燃料</td> <td>低濃縮二酸化 ウラン燃料</td> <td>二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料</td> <td>プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン</td> </tr> <tr> <td>燃料装荷重量</td> <td>約 52 トン</td> <td>約 89 トン</td> <td>—</td> <td>約 23.4 トン</td> </tr> <tr> <td>本格運転開始年 月日</td> <td>S45.3.14</td> <td>S62.2.17</td> <td>S54.3.20 H15.3.29 運転終了</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>■滋賀県と隣接する市町に立地する原子力事業所 (2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th colspan="3">美浜発電所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者名</td> <td colspan="3">関西電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">三方郡美浜町丹生</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>1 号炉</td> <td>2 号炉</td> <td>3 号炉</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>103.1 万 kW</td> <td>145.6 万 kW</td> <td>244.0 万 kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>34.0 万 kW</td> <td>50.0 万 kW</td> <td>82.6 万 kW</td> </tr> </tbody> </table>					事業所名	敦賀発電所		原子炉廃止措置研究 開発センター	高速増殖炉 研究開発 センター	事業者名	日本原子力発電株式会社		独立行政法人 日本原子 力研究開発機構	独立行政法人 日本原子 力研究開発機構	所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2	設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—	炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)	熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW	電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW	燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン	燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	約 23.4 トン	本格運転開始年 月日	S45.3.14	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	未定	事業所名	美浜発電所			事業者名	関西電力株式会社			所在地	三方郡美浜町丹生			設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW	電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW	<p>最も多く、冬期では約 30% を占める。夏期は東から東南東の風が約 25% と最も多く、北西の風は 10% 程度となっている。</p> <p>(気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～2013 年 12 月、今津及び長浜 1978 年 11 月～2013 年 12 月)</p> <p>■計画の対象となる原子力事業所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th colspan="2">敦賀発電所</th> <th>原子炉廃止措置研究 開発センター</th> <th>高速増殖原型炉 もんじゅ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者名</td> <td colspan="2">日本原子力発電株式会社</td> <td>国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構</td> <td>国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="2">敦賀市明神町 1</td> <td>敦賀市明神町 3</td> <td>敦賀市白木 2</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>1 号炉</td> <td>2 号炉</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>沸騰水型軽水炉 (BWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>新型転換炉 (ATR)</td> <td>高速増殖炉 (FBR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>107.0 万 kW</td> <td>342.3 万 kW</td> <td>55.7 万 kW</td> <td>71.4 万 kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>35.7 万 kW</td> <td>116.0 万 kW</td> <td>16.5 万 kW</td> <td>28.0 万 kW</td> </tr> <tr> <td>燃料材料</td> <td>低濃縮二酸化 ウラン燃料</td> <td>低濃縮二酸化 ウラン燃料</td> <td>二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料</td> <td>プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン</td> </tr> <tr> <td>燃料装荷重量</td> <td>約 52 トン</td> <td>約 89 トン</td> <td>—</td> <td>約 23.4 トン</td> </tr> <tr> <td>本格運転開始年 月日</td> <td>S45.3.14</td> <td>S62.2.17</td> <td>S54.3.20 H15.3.29 運転終了</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th colspan="3">美浜発電所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者名</td> <td colspan="3">関西電力株式会社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td colspan="3">三方郡美浜町丹生</td> </tr> <tr> <td>設置番号</td> <td>1 号炉</td> <td>2 号炉</td> <td>3 号炉</td> </tr> <tr> <td>炉型</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> <td>加圧水型軽水炉 (PWR)</td> </tr> <tr> <td>熱出力</td> <td>103.1 万 kW</td> <td>145.6 万 kW</td> <td>244.0 万 kW</td> </tr> <tr> <td>電気出力</td> <td>34.0 万 kW</td> <td>50.0 万 kW</td> <td>82.6 万 kW</td> </tr> </tbody> </table>					事業所名	敦賀発電所		原子炉廃止措置研究 開発センター	高速増殖 原型 炉 もんじゅ	事業者名	日本原子力発電株式会社		国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構	国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構	所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2	設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—	炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)	熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW	電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW	燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン	燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	約 23.4 トン	本格運転開始年 月日	S45.3.14	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	未定	事業所名	美浜発電所			事業者名	関西電力株式会社			所在地	三方郡美浜町丹生			設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW	電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW	
事業所名	敦賀発電所		原子炉廃止措置研究 開発センター	高速増殖炉 研究開発 センター																																																																																																																																																																		
事業者名	日本原子力発電株式会社		独立行政法人 日本原子 力研究開発機構	独立行政法人 日本原子 力研究開発機構																																																																																																																																																																		
所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2																																																																																																																																																																		
設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—																																																																																																																																																																		
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)																																																																																																																																																																		
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW																																																																																																																																																																		
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW																																																																																																																																																																		
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン																																																																																																																																																																		
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	約 23.4 トン																																																																																																																																																																		
本格運転開始年 月日	S45.3.14	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	未定																																																																																																																																																																		
事業所名	美浜発電所																																																																																																																																																																					
事業者名	関西電力株式会社																																																																																																																																																																					
所在地	三方郡美浜町丹生																																																																																																																																																																					
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉																																																																																																																																																																			
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)																																																																																																																																																																			
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW																																																																																																																																																																			
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW																																																																																																																																																																			
事業所名	敦賀発電所		原子炉廃止措置研究 開発センター	高速増殖 原型 炉 もんじゅ																																																																																																																																																																		
事業者名	日本原子力発電株式会社		国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構	国立研究開発法人 日本 原子力研究開発機構																																																																																																																																																																		
所在地	敦賀市明神町 1		敦賀市明神町 3	敦賀市白木 2																																																																																																																																																																		
設置番号	1 号炉	2 号炉	—	—																																																																																																																																																																		
炉型	沸騰水型軽水炉 (BWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	新型転換炉 (ATR)	高速増殖炉 (FBR)																																																																																																																																																																		
熱出力	107.0 万 kW	342.3 万 kW	55.7 万 kW	71.4 万 kW																																																																																																																																																																		
電気出力	35.7 万 kW	116.0 万 kW	16.5 万 kW	28.0 万 kW																																																																																																																																																																		
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン																																																																																																																																																																		
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	—	約 23.4 トン																																																																																																																																																																		
本格運転開始年 月日	S45.3.14	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	未定																																																																																																																																																																		
事業所名	美浜発電所																																																																																																																																																																					
事業者名	関西電力株式会社																																																																																																																																																																					
所在地	三方郡美浜町丹生																																																																																																																																																																					
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉																																																																																																																																																																			
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)																																																																																																																																																																			
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW																																																																																																																																																																			
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW																																																																																																																																																																			

修正前				修正後				備考
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	
燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン	燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン	
本格運転開始年 月日	S45. 11. 28	S47. 7. 25	S51. 12. 1	本格運転開始年 月日	S45. 11. 28	S47. 7. 25	S51. 12. 1	

■滋賀県と隣接する市町に立地する原子力事業所 (3/3)

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン
本格運転開始年 月日	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島 <u>1</u>			
設置番号	1 号炉	2 号炉	3 号炉	4 号炉
炉型	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)	加圧水型軽水炉 (PWR)
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料
燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン
本格運転開始年 月日	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2

注 これらの他、高浜発電所における原子力災害に際しても、この計画に準じて措置する。

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦 <u>1</u>			
設置番号	<u>1 号炉</u>	<u>2 号炉</u>	<u>3 号炉</u>	<u>4 号炉</u>
炉型	<u>加圧水型軽水炉 (PWR)</u>	<u>加圧水型軽水炉 (PWR)</u>	<u>加圧水型軽水炉 (PWR)</u>	<u>加圧水型軽水炉 (PWR)</u>
熱出力	<u>244. 0 万 kW</u>	<u>244. 0 万 kW</u>	<u>266. 0 万 kW</u>	<u>266. 0 万 kW</u>
電気出力	<u>82. 6 万 kW</u>	<u>82. 6 万 kW</u>	<u>87. 0 万 kW</u>	<u>87. 0 万 kW</u>

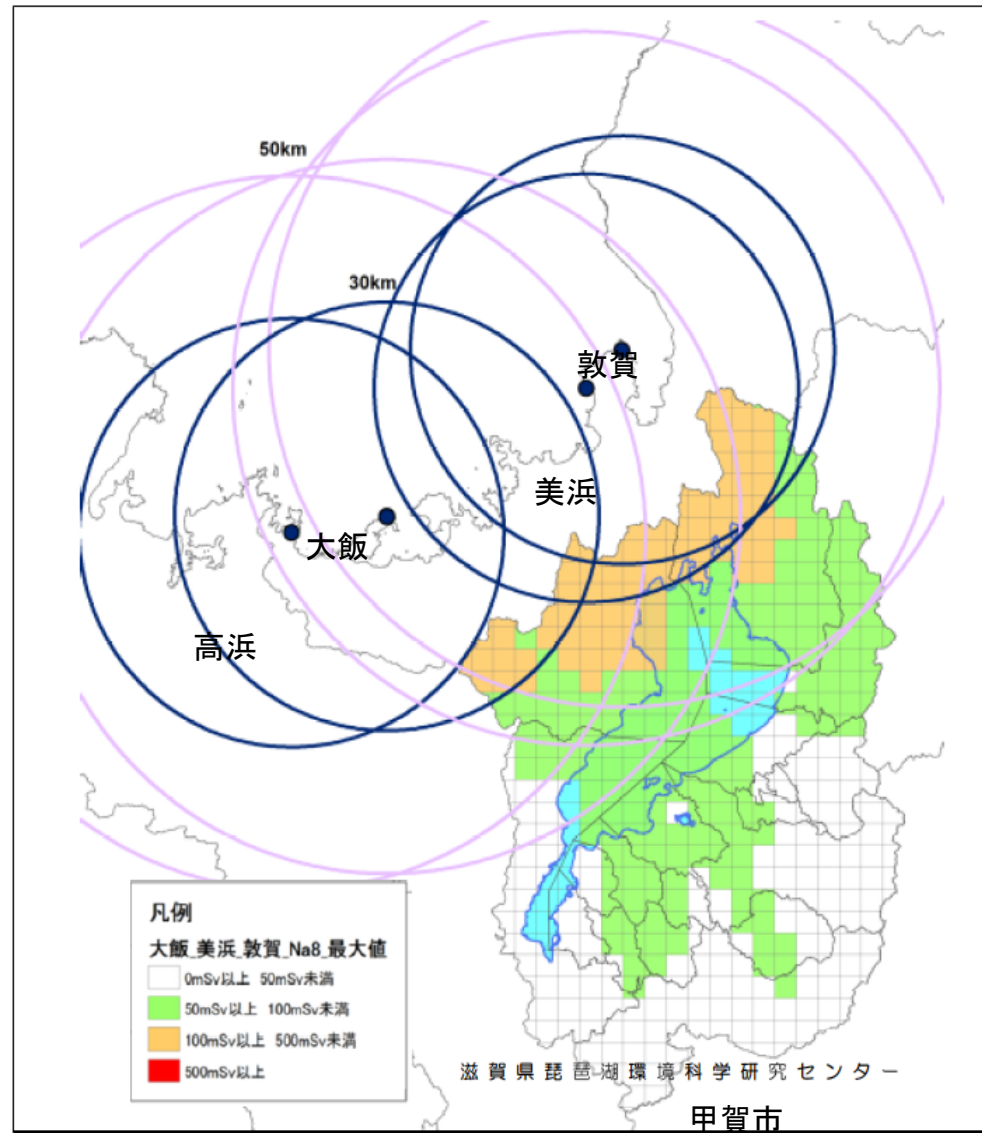
修正前	修正後					備考
	燃料材料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	低濃縮二酸化 ウラン燃料	
	燃料装荷重量	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン	
	本格運転開始年 月日	S49. 11. 14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5	
第 2 前提となる事態の想定（県大気シミュレーション）	第 2 前提となる事態の想定（県大気シミュレーション）					
<p>この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件で行われた県の想定に基づくものとする。なお、放射性物質の拡散予測については、県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用している。</p>	<p>この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件で行われた県の想定に基づくものとする。なお、放射性物質の拡散予測については、県琵琶湖環境科学研究センターの大気シミュレーションを活用している。</p>					
1.前提条件	1.前提条件					
(1)放射性物質	(1)放射性物質					
<p>国の旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び、揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。</p>	<p>国の旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び、揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。</p>					
(2)放出量	(2)放出量					
①キセノン	①キセノン					
<p>旧原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で 3.4×10^{18}Bq、2 号機で 3.5×10^{18}Bq、3 号機で 4.4×10^{18}Bq と試算されている。</p>	<p>原子力安全・保安院が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機及び、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で 3.4×10^{18}Bq、2 号機で 3.5×10^{18}Bq、3 号機で 4.4×10^{18}Bq と試算されている。</p>					
<p>そこで、放出量はもっとも放出量の高い 3 号機の 4.4×10^{18}Bq を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。</p>	<p>そこで、放出量はもっとも放出量の高い 3 号機の 4.4×10^{18}Bq を用い、この量が 1 時間で放出されたものとする。</p>					
②ヨウ素	②ヨウ素					
<p>(独)日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で 1.0×10^{16}Bq/h の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、2×10^{15}Bq/h 程度の放出、13 時から 17 時まで 4×10^{15}Bq/h 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16}Bq が 6 時間で放出されたものとする。</p>	<p>(独)日本原子力研究開発機構が、平成 23 年 5 月 12 日に発表したヨウ素 131 の大気放出量の試算によると、3 月 15 日の 9 時から 15 時までの 6 時間で 1.0×10^{16}Bq/h の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成 23 年 8 月 24 日、3 月 12 日から 15 日のヨウ素 131 の放出率の再推定値が発表され、3 月 15 日 7 時から 10 時まで、2×10^{15}Bq/h 程度の放出、13 時から 17 時まで 4×10^{15}Bq/h 程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16}Bq が 6 時間で放出されたものとする。</p>					

修正前	修正後	備考
<p>(3)放出想定発電所 日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。</p> <p>(4)排出の高さ 関西電力(株)美浜発電所1号機の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。</p> <p>(5)拡散予測を行う日の選定 平成22年(2010年)のアメダスデータをもとに、県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを元に、日中9時から15時までの間で、県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(～1m/s)日を選定する。</p> <p>(6)積算線量の計算方法 各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。</p> <p>(7)被ばく量の計算方法 (6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。</p> <p>2.予測結果</p> <p>(1)県が実施した大気シミュレーションを行った結果は以下のとおりであった。希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSvを大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。</p> <p>(1)日本原子力発電(株)敦賀発電所からの場合 敦賀発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径43kmとなった。 一方、International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町におよび、最大距離は敦賀発電所から半径79kmとなった。</p>	<p>(3)放出想定発電所 日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。</p> <p>(4)排出の高さ 関西電力(株)美浜発電所1号機の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。</p> <p>(5)拡散予測を行う日の選定 平成22年(2010年)のアメダスデータをもとに、県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを元に、日中9時から15時までの間で、県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(～1m/s)日を選定する。</p> <p>(6)積算線量の計算方法 各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。</p> <p>(7)被ばく量の計算方法 (6)にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。</p> <p>2.予測される影響</p> <p>(1)原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。</p> <p>(2)県が実施した大気シミュレーションを行った結果は以下のとおりであった。希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は10mSvを大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。</p> <p>①日本原子力発電(株)敦賀発電所からの場合 敦賀発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から半径43kmとなった。 一方、国際原子力機関:International Atomic Energy Agency(以下「IAEA」という。)が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である、甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、16市町におよび、最大距離は敦賀発電所から半</p>	<p>国指針の整備に伴う</p>

修正前	修正後	備考
<p>(※「プルーム」とは、煙・雲の意味。以下、気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を「放射性プルーム」という。)</p> <p>②関西電力(株)美浜発電所からの場合</p> <p>美浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径42kmとなった。</p> <p>一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町におよび、最大距離は美浜発電所から半径89kmとなった。</p> <p>③関西電力(株)大飯発電所からの場合</p> <p>大飯発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径32kmとなった。</p> <p>一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径63kmとなった。</p> <p>④関西電力(株)高浜発電所からの場合</p> <p>高浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となる地域はない。</p> <p>また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。</p> <p>⑤総合考察</p> <p>上記の結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測される。</p> <p>市においては、市の大半が0mSv～50mSvであるが、一部地域に50mSv～100mSvが予測されている。<u>50mSv～100mSvは県が示した「原子力災害時の屋内退避及び避難等のための初期活動開始指標」によると、少なくとも市民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。</u></p>	<p>径79kmとなった。</p> <p>(※「プルーム」とは、煙・雲の意味。以下、気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を「放射性プルーム」という。)</p> <p>②関西電力(株)美浜発電所からの場合</p> <p>美浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から半径42kmとなった。</p> <p>一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、18市町におよび、最大距離は美浜発電所から半径89kmとなった。</p> <p>③関西電力(株)大飯発電所からの場合</p> <p>大飯発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径32kmとなった。</p> <p>一方、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、高島市であり、最大距離は大飯発電所から半径63kmとなった。</p> <p>④関西電力(株)高浜発電所からの場合</p> <p>高浜発電所からのヨウ素拡散予測大気シミュレーションを行った結果、防災指針で示されている屋内退避基準甲状腺被ばく線量が100mSv～500mSvの範囲となる地域はない。</p> <p>また、IAEAが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。</p> <p>⑤総合考察</p> <p>上記の結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測される。</p> <p>市においては、市の大半が0mSv～50mSvであるが、一部地域に50mSv～100mSvが予測され、<u>市は、原子力災害対策指針に定める防護措置基準に基づき、必要に応じて、住民の自宅等への屋内退避等を考慮する必要があると判断される。</u></p>	<p>国指針の整備に伴う</p>

修正前

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）

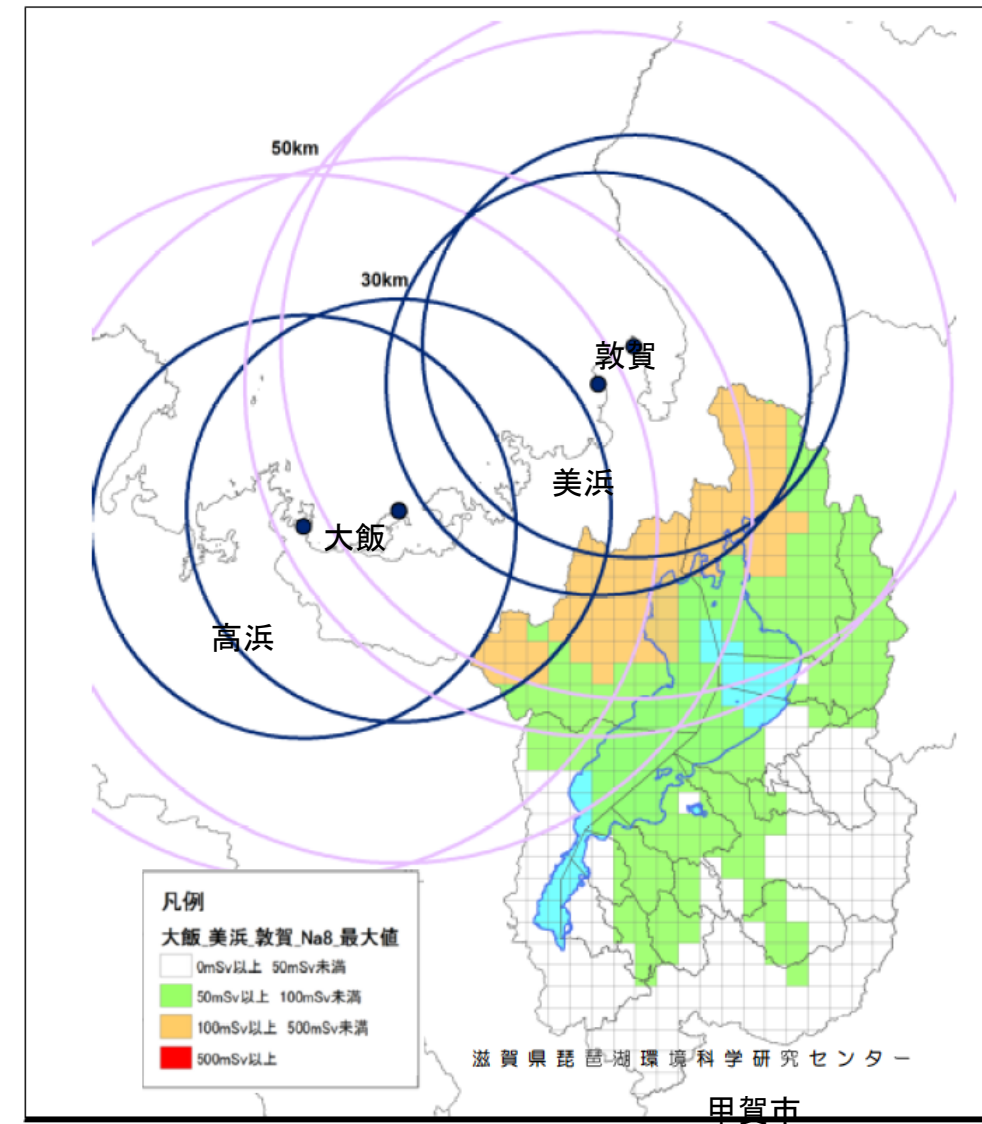


予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 2.4×10^{16} Bq
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、
関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると思われる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

修正後

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 2.4×10^{16} Bq
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、
関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると思われる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

備考

修正前	修正後	備考
	<p>第3 琵琶湖への影響予測</p> <p><u>1 滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件下で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成24年度から平成25年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行った。</u></p> <p><u>2 平成23年度に実施した放射性ヨウ素等の拡散予測と同様、福島第一原子力発電所の事故において、最も放出量が多かった平成23年3月15日の状況を想定して、関西電力(株)美浜発電所及び同社大飯発電所を放出想定発電所として、ヨウ素131、セシウム137及びセシウム134について、事故後24時間における湖面及び流域への沈着量を予測した。予測の対象とした期間は平成22年度～平成24年度であるが、このうち四半期ごとに琵琶湖流域への沈着量が最も多くなる日時を選定し、これを琵琶湖への影響予測を行う日時とした。</u></p> <p><u>その上で、当該期間における沈着量の予測及び気象条件をもとに、放射性物質の流域から琵琶湖への流入及び琵琶湖内での挙動を予測した。計算期間は水道原水等への比較的短期間の影響を予測するため、放出が生じてから3ヶ月間とした。また琵琶湖水については、より安全側に立って、半減期が約2年と短いセシウム134を、セシウム137(半減期約30年)とみなして、シミュレーションを行った。</u></p> <p><u>なお、前提とした放出量(6時間かけて放出)は以下のとおり。</u></p> <p><u>① セシウム137 $2.4 \times 10^{15} \text{Bq}$</u></p> <p><u>② セシウム134 $2.9 \times 10^{15} \text{Bq}$</u></p> <p><u>③ ヨウ素131 $2.4 \times 10^{16} \text{Bq}$</u></p> <p><u>3 影響予測を行った結果は以下のとおりであった。</u></p> <p>【地表面への沈着】</p> <p><u>① 福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が300万 Bq/m^2を超える地域が、高島市等で見られた。</u></p> <p><u>② 放射性セシウム及び放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準(OIL2)に照らして、1週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。</u></p> <p>【琵琶湖水への影響】</p> <p><u>琵琶湖表層(水深0～5m)において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準(防護措置基準OIL6)を適用すると、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、摂取制限基準である $200 \text{Bq}/\text{kg}$ を超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖では7日間程度、摂取制限基準である $300 \text{Bq}/\text{kg}$ を超える水域が見られた。</u></p>	<p>県の予測を反映</p>

修正前	修正後	備考																
<p>第3 原子力災害対策指針(案)(平成24年10月31日)の見解</p>	<p><u>なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。</u></p> <p>第4 原子力災害対策指針</p>																	
<p><u>平成24年10月31日に原子力規制委員会から示された原子力災害対策指針(案)においては、原子力災害対策重点区域の範囲(実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合)が示されている。</u></p>																		
<p><原子力災害対策重点区域の範囲></p>	<p><原子力災害対策重点区域の範囲></p>																	
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域・地域</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)</td> <td>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。</td> </tr> <tr> <td>緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)</td> <td>確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。</td> </tr> <tr> <td><u>放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域</u> (PPA:Plume Protection Planning Area)</td> <td><u>UPZ外においても、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</u> <u>放射性プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。</u> <u>(※PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会で、国際的議論の経過を踏まえつつ検討される。)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区域・地域	内容	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。	<u>放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域</u> (PPA:Plume Protection Planning Area)	<u>UPZ外においても、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</u> <u>放射性プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。</u> <u>(※PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会で、国際的議論の経過を踏まえつつ検討される。)</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域・地域</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)</td> <td>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。</td> </tr> <tr> <td>緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)</td> <td>確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>UPZ外</u></td> <td><u>UPZ内外にかかわらず、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、避難(OIL2に基づく一時移転を含む。)、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区域・地域	内容	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。	<u>UPZ外</u>	<u>UPZ内外にかかわらず、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、避難(OIL2に基づく一時移転を含む。)、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。</u>	<p>国指針の整備に伴う</p> <p>国指針におけるPPA削除の反映 「UPZ」に「区域」の意が含まれることからの修正</p>
区域・地域	内容																	
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。																	
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。																	
<u>放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域</u> (PPA:Plume Protection Planning Area)	<u>UPZ外においても、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</u> <u>放射性プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。</u> <u>(※PPAの具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会で、国際的議論の経過を踏まえつつ検討される。)</u>																	
区域・地域	内容																	
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。																	
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね30km」を目安とする。																	
<u>UPZ外</u>	<u>UPZ内外にかかわらず、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、避難(OIL2に基づく一時移転を含む。)、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。</u>																	
<p>※EAL(Emergency Action Level)とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。</p> <p>※OIL(Operation Intervention Level)とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。</p>	<p>※EAL(Emergency Action Level)とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。</p> <p>※OIL(Operation Intervention Level)とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。</p>																	

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="151 289 721 321">第3節 原子力災害対策への市の基本方針</p> <hr/> <p data-bbox="151 369 997 401">第1 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置</p> <p data-bbox="151 443 1418 562">市は、原子力発電所から概ね 80km 程度離れているが、国の原子力災害対策指針（案）、県計画等を踏まえて、PPA（Plume Protection Planning Area：放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）に準じた対応を検討するものとする。</p> <div data-bbox="151 579 1347 961" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p data-bbox="181 596 1062 627">【放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置について】</p> <p data-bbox="181 642 1323 762">UPZ 外においても、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZ の目安である 30km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。</p> <p data-bbox="181 777 1323 852">放射性プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。</p> <p data-bbox="181 867 1145 898">（参考：「原子力災害対策指針（案）」（平成 24 年 10 月 31 日）原子力規制委員会）</p> </div> <p data-bbox="151 1024 914 1056">第2 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策</p> <p data-bbox="151 1098 1418 1262">原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の市民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。</p> <p data-bbox="151 1276 1418 1396">このため、市は県と連携し、市民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。</p> <p data-bbox="151 1501 750 1533">1.迅速な情報収集・伝達と市民等に対する情報伝達</p> <p data-bbox="151 1547 1418 1623">市は、重大な事故が発生した場合、県からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の情報を迅速に把握し、市民に的確に伝達するよう努める。</p> <p data-bbox="151 1682 596 1713">2.環境放射線モニタリングの情報提供</p> <p data-bbox="151 1728 1418 1803">市は県と連携し、環境放射線ポータルサイト等を通じて、市民にモニタリング結果についてわかりやすく提供することに努める。</p>	<p data-bbox="1436 289 2009 321">第3節 原子力災害対策への市の基本方針</p> <hr/> <p data-bbox="1436 369 2095 401">第1 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置</p> <p data-bbox="1436 443 2703 606">市は、原子力発電所から概ね 80km 程度離れているが、国の原子力災害対策指針、県計画等を踏まえて、<u>放射性物質の放出後については UPZ における対応と同様、原子力災害対策指針に定める OIL と防護措置に基づく基準と照らし合わせ、基準値を超える地域を特定し、必要に応じて、段階的に避難や屋内退避等を実施する。</u></p> <p data-bbox="1436 1024 2205 1056">第2 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策</p> <p data-bbox="1436 1098 2703 1262">原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の市民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。</p> <p data-bbox="1436 1276 2703 1396">このため、市は県と連携し、市民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、<u>平常時から</u>、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。</p> <p data-bbox="1436 1501 2039 1533">1.迅速な情報収集・伝達と市民等に対する情報伝達</p> <p data-bbox="1436 1547 2703 1623">市は、重大な事故が発生した場合、県からモニタリング情報、事故情報、被害情報、災害応急対策の実施状況等の情報を迅速に把握し、市民に的確に伝達するよう努める。</p> <p data-bbox="1436 1682 1881 1713">2.環境放射線モニタリングの情報提供</p> <p data-bbox="1436 1728 2703 1803">市は県と連携し、環境放射線ポータルサイト等を通じて、市民にモニタリング結果についてわかりやすく提供することに努める。</p>	<p data-bbox="2715 359 2828 569">国指針の防護措置の整備に伴う修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>3.原子力防災に関する知識の普及と情報共有</p> <p>①市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、市は県と連携し、出前講座の開催等の充実に努める。</p> <p>②放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、市は県と連携し、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、わかりやすい情報提供に努める。</p> <p>③学校教育の場においても、市は県と連携し、原子力災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>4.防災業務関係者に対する研修</p> <p>原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県や国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて、緊急時モニタリング要員や緊急被ばく医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。</p> <p>5.防災訓練の実施</p> <p>原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから防災訓練を実施し、市民の防災意識の高揚に努める。</p> <p>6.相談体制の整備</p> <p>原子力に係る重大な事故が発生した場合、市民等からの問い合わせに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や県、専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。</p> <p>第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>	<p>3.原子力防災に関する知識の普及と情報共有</p> <p>①市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、市は県と連携し、<u>市の広報番組や、</u>出前講座の開催等の充実に努める。</p> <p>②放射線や放射線医学等に関する専門家の監修の下、市は県と連携し、放射性物質が人の健康や環境面に及ぼす影響について、わかりやすい情報提供に努める。</p> <p>③学校教育の場においても、市は県と連携し、原子力災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>4.防災業務関係者に対する研修</p> <p>原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県や国の機関等が実施する原子力防災に関する研修に参加し、必要に応じて、緊急時モニタリング要員や緊急被ばく医療活動要員など防災関係者の資質向上に努める。</p> <p>5.防災訓練の実施</p> <p>原子力災害に関し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから必要な訓練を実施し、市民の防災意識の高揚に努める。</p> <p>6.相談体制の整備</p> <p>原子力に係る重大な事故が発生した場合、市民等からの問い合わせに対する対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国や県、専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制を整備することに努める。</p> <p>第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p>	
<p>原子力防災に関し、市、消防、県、県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>なお、県計画において、市は「<u>その他市町</u>」と位置付けられているが、放射性プルームによる影響等により、一時的に放射線量が高くなる恐れもあるため、市の業務の大綱としては、<u>県計画における関係市（長浜市、高島市）に準じた。</u></p> <p>1.甲賀市</p> <p>(1) 市防災会議に関する事務</p> <p>(2) 原子力防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 原子力防災に関する知識の普及・啓発</p> <p>(4) 原子力防災に関する教育・訓練</p> <p>(5) 通信・連絡網の整備</p> <p>(6) <u>原子力防災に関する機器及び諸設備の整備</u></p> <p>(7) <u>環境条件の把握</u></p>	<p>原子力防災に関し、市、消防、県、県警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。</p> <p>なお、県計画において、市は「<u>関係周辺市以外の市町</u>」と位置付けられているが、放射性プルームによる影響等により、一時的に放射線量が高くなる恐れもあるため、市の業務の大綱としては、<u>以下に掲げる所掌内容とする。</u></p> <p>1.甲賀市</p> <p>(1) 市防災会議に関する事務</p> <p>(2) 原子力防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 原子力防災に関する知識の普及・啓発</p> <p>(4) 原子力防災に関する教育・訓練</p> <p>(5) 通信・連絡網の整備</p>	<p>県計画の修正に伴う業務大綱の整理</p>

修正前	修正後	備考
<ul style="list-style-type: none"> (8) 災害状況の把握及び伝達 (9) 災害対策本部等に関する事務 (10) 緊急時における国、県等との連絡調整 (11) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (12) 広報 (13) 退避及び避難に関する計画に関すること (14) 市民の退避・避難、立入制限、救助等 (15) <u>緊急時医療措置に関すること</u> (16) 飲食物等の摂取制限等 (17) <u>緊急輸送及び必要物資の調達</u> (18) <u>飲料水、飲食物及び生活必需品の供給</u> (19) 職員の被ばく管理 (20) <u>災害救助法の要請</u> (21) <u>義援金、義援物資の受入れ及び配分</u> (22) <u>広域応援の要請及び受入れ</u> (23) 汚染の除去等 (24) <u>各種制限措置の解除</u> (25) <u>損害賠償の請求等に必要資料の整備</u> (26) 風評被害等の影響の軽減 (27) 市民相談体制の整備 (28) <u>被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</u> (29) <u>心身の健康相談体制の整備</u> (30) 県の行う原子力防災対策に対する協力 	<ul style="list-style-type: none"> (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 災害対策本部等に関する事務 (8) 緊急時における国、県等との連絡調整 (9) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (10) 広報 (11) 退避及び避難に関する計画に関すること (12) 市民の退避・避難、立入制限、救助等 (13) 飲食物等の摂取制限等 (14) 職員の被ばく管理 (15) 汚染の除去等 (16) 風評被害等の影響の軽減 (17) 市民相談体制の整備 (18) <u>関係周辺市（長浜市、高島市）の応援</u> (19) <u>避難誘導の援助</u> (20) <u>広域避難所の開設</u> (21) <u>その他、</u>県の行う原子力防災対策に対する協力 	
<p>2.甲賀広域行政組合消防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報収集及び市・県等との初動の連絡調整 (2) 消防対策本部等の設置 (3) 住民の避難誘導・救助等 (4) 救急搬送に関すること (5) 住民への緊急通報の伝達（広報） (6) 広域避難時の危険物・火薬類等に対する措置命令の発令 (7) 職員の被ばく管理と汚染防護 (8) 緊急消防援助隊の受入れに関すること 	<p>2.甲賀広域行政組合消防本部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報収集及び市・県等との初動の連絡調整 (2) 消防対策本部等の設置 (3) 住民の避難誘導・救助等 (4) 救急搬送に関すること (5) 住民への緊急通報の伝達（広報） (6) 広域避難時の危険物・火薬類等に対する措置命令の発令 (7) 職員の被ばく管理と汚染防護 (8) 緊急消防援助隊の受入れに関すること 	

修正前	修正後	備考
(9) 県広域消防相互応援協定に基づく業務 (10) 原子力災害・防護資機材の調達・整備に関すること	(9) 県広域消防相互応援協定に基づく業務 (10) 原子力災害・防護資機材の調達・整備に関すること	
3.滋賀県 (1) 県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲食物及び生活必需品の供給 (21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	3.滋賀県 (1) 県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 県災害警戒本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲食物及び生活必需品の供給 (21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	

修正前	修正後	備考
(33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 物価の監視 (35) 関係市（長浜市、高島市）及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力 (36) 関係市（長浜市、高島市）を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等	(33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 物価の監視 (35) 関係 <u>周辺</u> 市（長浜市、高島市）及びその他の市町への原子力防災対策に関する助言及び協力 (36) 関係 <u>周辺</u> 市（長浜市、高島市）を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等	
4.滋賀県警察	4.滋賀県警察	
(1) <u>組織の整備</u> (2) <u>食料等の備蓄及び調達体制の確立</u> (3) <u>関係機関との協力体制の確立</u> (4) <u>非常時に活用できる通信体制の確立</u> (5) <u>通信機能の整備</u> (6) <u>通信機能を維持する要員の確保</u> (7) <u>通信機能維持に向けた国への積極要望</u> (8) <u>情報管理機能の強化</u> (9) <u>関係機関との連絡体制の整備</u> (10) <u>情報収集・連絡体制の整備</u> (11) <u>避難住民の誘導</u> (12) <u>広域交通管理体制の整備</u> (13) <u>交通情報の提供体制の整備</u> (14) <u>緊急通行車両に係る確認と標章等の交付</u> (15) <u>装備資機材の整備</u> (16) <u>警察施設等の整備及び維持管理</u> (17) <u>共同訓練等の実施</u> (18) <u>職員に対する教養</u> (19) <u>警備体制の確立</u> (20) <u>県及び市町との連携</u> (21) <u>情報収集活動</u> (22) <u>避難指示等に係る措置</u> (23) <u>住民の避難誘導及び救助</u> (24) <u>病院、障がい者福祉施設等に対する支援</u> (25) <u>被留置者等の避難誘導</u> (26) <u>県の区域を越える避難への対応</u> (27) <u>被災者の捜索及び救出</u> (28) <u>検視、身元確認、遺族等への遺体引渡し</u> (29) <u>警戒区域等における立入制限措置</u>		

修正前	修正後	備考																												
<p>(30) <u>職員の被ばく管理</u></p> <p>(31) <u>通信手段の確保</u></p> <p>(32) <u>無線中継所機能の維持</u></p> <p>(33) <u>緊急交通路確保等の交通規制</u></p> <p>(34) <u>交通規制等の周知徹底</u></p> <p>(35) <u>犯罪の予防検挙</u></p> <p>(36) <u>被災住民等の安心安全の確保</u></p>	<p>(1) <u>周辺住民等への情報伝達</u></p> <p>(2) <u>避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</u></p> <p>(3) <u>交通の規制及び緊急輸送の支援</u></p> <p>(4) <u>犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</u></p> <p>(5) <u>警察職員の被ばく対策</u></p> <p>(6) <u>その他災害警備に必要な措置</u></p>																													
<p>5.指定地方行政機関</p>	<p>5.指定地方行政機関</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 982 537 1031">機関名</th> <th data-bbox="537 982 1383 1031">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 1031 537 1262">1 近畿管区警察局</td> <td data-bbox="537 1031 1383 1262">(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集及び連絡 (5)警察通信の運用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1262 537 1398">2 近畿財務局 (大津財務事務所)</td> <td data-bbox="537 1262 1383 1398">(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1398 537 1577">3 近畿厚生局</td> <td data-bbox="537 1398 1383 1577"><u>(1)原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整</u> <u>(2)原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1577 537 1671">4 近畿農政局 (大津地域センター)</td> <td data-bbox="537 1577 1383 1671">(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1671 537 1766">5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)</td> <td data-bbox="537 1671 1383 1766">(1) <u>国有林における汚染対策</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1766 537 1854">6 近畿経済産業局</td> <td data-bbox="537 1766 1383 1854">(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	1 近畿管区警察局	(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集及び連絡 (5)警察通信の運用	2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査	3 近畿厚生局	<u>(1)原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整</u> <u>(2)原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整</u>	4 近畿農政局 (大津地域センター)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供	5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1) <u>国有林における汚染対策</u>	6 近畿経済産業局	(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1486 982 1822 1031">機関名</th> <th data-bbox="1822 982 2668 1031">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1486 1031 1822 1262">1 近畿管区警察局</td> <td data-bbox="1822 1031 2668 1262">(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集及び連絡 (5)警察通信の運用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1262 1822 1398">2 近畿財務局 (大津財務事務所)</td> <td data-bbox="1822 1262 2668 1398">(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1398 1822 1577">3 近畿厚生局</td> <td data-bbox="1822 1398 2668 1577"><u>(1) 救援等に係る情報の収集及び提供</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1577 1822 1671">4 近畿農政局 (滋賀支局)</td> <td data-bbox="1822 1577 2668 1671">(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1671 1822 1766">5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)</td> <td data-bbox="1822 1671 2668 1766"><u>(1)災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1486 1766 1822 1854">6 近畿経済産業局</td> <td data-bbox="1822 1766 2668 1854">(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	1 近畿管区警察局	(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集及び連絡 (5)警察通信の運用	2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査	3 近畿厚生局	<u>(1) 救援等に係る情報の収集及び提供</u>	4 近畿農政局 (滋賀支局)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供	5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	<u>(1)災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること</u>	6 近畿経済産業局	(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減	<p>各機関の組織名等の修正</p> <p>県計画の修正に伴う業務大綱の修正</p>
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
1 近畿管区警察局	(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集及び連絡 (5)警察通信の運用																													
2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査																													
3 近畿厚生局	<u>(1)原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の調整</u> <u>(2)原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の調整</u>																													
4 近畿農政局 (大津地域センター)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供																													
5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	(1) <u>国有林における汚染対策</u>																													
6 近畿経済産業局	(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減																													
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
1 近畿管区警察局	(1)管区内府県警察の指導、調整 (2)他管区警察局との連携 (3)関係機関との協力 (4)情報の収集及び連絡 (5)警察通信の運用																													
2 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1)地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2)原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 (3)原子力災害に関する財政金融状況の調査																													
3 近畿厚生局	<u>(1) 救援等に係る情報の収集及び提供</u>																													
4 近畿農政局 (滋賀支局)	(1)原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2)農産物・農地の汚染対策及び除染措置に関する情報提供																													
5 近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	<u>(1)災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること</u>																													
6 近畿経済産業局	(1)防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2)風評被害等の影響の軽減																													

修正前		修正後		備考
7 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1)原子力災害時における施設等の選定及び収用の協力要請 (2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整	7 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1)原子力災害時における 物資を保管するための施設等の選定 及び収用の協力要請 (2)原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 (3)原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4)原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5)原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6)原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整	
8 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1)気象状況の監視 (2)気象に関する資料・情報の提供	8 大阪管区气象台 (彦根地方气象台)	(1)気象状況の監視 (2)気象に関する資料・情報の提供	
9 近畿総合通信局	(1)原子力災害時における非常通信の運用監督 (2)電波の 統制管理 及び有線電気通信の監理	9 近畿総合通信局	(1)原子力災害時における非常通信の運用監督 (2)電波及び有線電気通信の監理 (3)非常通信協議会の育成指導	
10 滋賀労働局	(1)原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償	10 滋賀労働局	(1)原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償	
11 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1)一般国道（指定区間）の管理 (2)直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3)応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (4)直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること	11 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1)一般国道（指定区間）の管理 (2)直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3)応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (4)直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること	
12 近畿地方 環境事務所	(1)環境監視体制の支援に関すること (2)災害廃棄物の処理対策に関すること	12 近畿地方 環境事務所	(1)環境監視体制の支援に関すること (2)災害廃棄物の処理対策に関すること	
6.自衛隊		6.自衛隊		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	(1)災害派遣要請に対する調整 (2)原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣 (3)県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力	陸上自衛隊 (陸上自衛隊 今津駐屯部隊)	(1)災害派遣要請に対する調整 (2)原子力災害時における人命及び財産の救護のための部隊の派遣 (3)県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力	
7.指定公共機関		7.指定公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
西日本旅客鉄道株式会社 (京都支社)	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送	西日本旅客鉄道株式会社 (京都支社)	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送	
西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1)原子力災害時における有線通信の確保	西日本電信電話株式会社 (滋賀支店)	(1)原子力災害時における有線通信の確保	

修正前		修正後		備考
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施	日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施	
日本放送協会 (大津放送局)	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報及び各種指示等の伝達	日本放送協会 (大津放送局)	(1)原子力防災に関する知識の普及の協力 (2)原子力災害時における広報 (3)災害情報及び各種指示等の伝達	
西日本高速道路株式会社 (関西支社) 中日本高速道路株式会社 (名古屋支社)	(1)原子力災害時における道路交通の確保等	西日本高速道路株式会社 (関西支社) 中日本高速道路株式会社 (名古屋支社)	(1)原子力災害時における道路交通の確保等	
日本通運株式会社 (大津支店)	(1)災害対策用物資の輸送	日本通運株式会社 (大津支店)	(1)災害対策用物資の輸送	
		関西電力株式会社 (滋賀支社) 日本原子力発電株式会社 (敦賀発電所) 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 原子炉廃止措置研究開発センター	(1)原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2)原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3)放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4)緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5)原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6)関係機関との連携 (7)緊急時における通報及び報告 (8)緊急時における応急措置 (9)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県及び関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力	
8.指定地方公共機関		8.指定地方公共機関		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
近江鉄道株式会社 信楽高原鉄道株式会社	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送	近江鉄道株式会社 信楽高原鉄道株式会社	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送	
社団法人滋賀県バス協会 社団法人滋賀県トラック協会	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送	一般 社団法人滋賀県バス協会 一般 社団法人滋賀県トラック協会	(1)原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送	
社団法人滋賀県医師会	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施	一般 社団法人滋賀県医師会	(1)原子力災害時における医療救護活動の実施	

修正前		修正後		備考
		公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (3) 災害時における医薬品等の管理	
		社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援への協力	
株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達	株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達	
社団法人滋賀県エルピィガス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保	一般社団法人滋賀県 LP ガス 協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるガス供給の確保	
第 2 章 災害予防対策		第 2 章 災害事前対策		国 指 針 の 防 護 措 置 の 整 備 に 伴 う 修 正
第 1 節 基本方針		第 1 節 基本方針		
<p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>市では、原子力災害に対して、PPA（Plume Protection Planning Area：放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）に準じた対応を基本とする。 放射性プルームによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。</p> <p>また、市は UPZ の範囲外に立地することからオフサイトセンターへの参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害予防対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・連絡体制等の整備（第 2 節） 災害応急体制の整備（第 3 節） 市民等への情報伝達・相談体制の整備（第 4 節） 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有（第 5 節） 災業務関係者に対する研修・防災訓練の実施等（第 6 節） 原子力防災に特有な資機材等の整備（第 7 節） 		<p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の発生に備えた事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>市では、原子力災害に対して、事態の進展等に応じて屋内退避を実施する。また、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果をもとに、必要に応じて、飲食物の摂取制限を想定した対応を基本とする。</p> <p>また、市は UPZ の範囲外に立地することからオフサイトセンターへの参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害予防対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・連絡体制等の整備（第 2 節） 災害応急体制の整備（第 3 節） 市民等への情報伝達・相談体制の整備（第 4 節） 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有（第 5 節） 災業務関係者に対する研修・防災訓練の実施等（第 6 節） 		

修正前	修正後	備考
<p>第2節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>市は、国、県、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。</p> <p>第1 原子力事業者の防災業務の把握</p> <p>原子力事業者は、原子力事業所の運転等に当たり、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)等の関係法令を遵守し、放射性物質又は放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講ずる。</p> <p>県は、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。</p> <p>市は、原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかについて、県と連携し、情報共有するよう努める。</p> <p>第2 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1.市と防災関係機関相互の連携体制</p> <p>市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係市(長浜市・高島市)及びその他の市町、原子力事業所が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。</p> <p>■情報収集・連絡系統図</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>市は、国、県、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制整備等を図る。</p> <p>第1 原子力事業者の防災業務の把握</p> <p>原子力事業者は、原子力事業所の運転等に当たり、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)等の関係法令を遵守し、放射性物質又は放射線の放出等による原子力災害の防止について万全の措置を講ずる。</p> <p>県は、関係法令に基づく原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかを常に把握するよう努める。</p> <p>市は、原子力事業者の防災業務が適切に講じられているかについて、県と連携し、情報共有するよう努める。</p> <p>第2 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1.市と防災関係機関相互の連携体制</p> <p>市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市(長浜市・高島市)及びその他の市町、原子力事業所が所在する県(以下「所在県」という。)、原子力事業者等の防災関係機関との間において事故等の状況、モニタリング結果及び屋内退避、避難その他の防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。</p> <p>■情報収集・連絡系統図</p>	<p>県計画修正に伴い屋内退避を位置付け</p>

修正前	修正後	備考
<p>2.情報収集・連絡要員の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。</p> <p>3.連絡調整機関の設置 市は、県が設置する連絡調整機関に協力し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。</p> <p>4.機動的な情報収集体制 市は、県が機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備に協力する。</p> <p>第3 情報の分析整理</p>	<p>2.情報収集・連絡要員の指定 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。</p> <p>3.連絡調整機関の設置 市は、県が設置する連絡調整機関に協力し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。</p> <p>4.機動的な情報収集体制 市は、県が機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両などを活用する情報収集体制の整備に協力する。</p> <p>第3 情報の分析整理</p>	
<p>1.人材の育成・確保 市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。</p> <p>2.専門家による支援 市は、収集した情報の分析整理及び活動にあたり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援が受けられる体制の整備を図る。</p> <p>3.原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等の推進に努める。</p> <p>4.防災対策上必要な資料の収集・蓄積 市は、県と協力して、応急対策の的確な実施にあたり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。</p> <p>第4 通信手段の確保</p>	<p>1.人材の育成・確保 市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。</p> <p>2.専門家による支援 市は、収集した情報の分析整理及び活動にあたり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援が受けられる体制の整備を図る。</p> <p>3.原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等の推進に努める。</p> <p>4.防災対策上必要な資料の収集・蓄積 市は、県と協力して、応急対策の的確な実施にあたり必要となる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等を適切に整備し、防災対策活動の拠点に備え付けるとともに、定期的に更新する。</p> <p>第4 通信手段の確保</p>	
<p>市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。</p>	<p>市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、緊急時における通信連絡網等の整備に努める <u>とともに、その操作方法等について習熟しておく。</u></p>	

修正前	修正後	備考
<p>1.市と県との間の通信連絡網の整備 市は、県と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。</p> <p>2.移動通信系の機器の整備 市は、県、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。</p> <p>3.災害時優先電話等の活用 市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>4.運用方法の習熟 市は、災害用に配備されている通信系機器については、県等の協力を得て、その運用方法について習熟に努める。</p> <p>5.ネットワーク機器の停電対策 市は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努める。</p> <p>6.緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持 <u>市は、県が整備・維持する緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(以下「SPEEDI ネットワークシステム」という。)を通じた、緊急時における迅速な運用体制の整備に協力する。</u></p> <p>第5 モニタリング体制等</p>	<p>1.市と県との間の通信連絡網の整備 市は、県と連携し、県との間の通信手段として、防災行政無線等の整備・維持に努める。</p> <p>2.移動通信系の機器の整備 市は、県、防災関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等、移動通信機器の整備・維持に努める。</p> <p>3.災害時優先電話等の活用 市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>4.運用方法の習熟 市は、災害用に配備されている通信系機器については、県等の協力を得て、その運用方法について習熟に努める。</p> <p>5.ネットワーク機器の停電対策 市は、ネットワーク機器等の停電対策の充実に努める。</p> <p>第5 モニタリング体制等</p>	
<p>市は、必要に応じて、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、県が実施する平常時からの環境放射線モニタリングの体制整備、影響評価に用いる比較データの収集に協力する。</p> <p>また、県が整備する<u>緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)</u>に協力する。</p> <p>1.環境放射線モニタリング計画の策定への協力 市は、必要に応じて、県が策定する「<u>環境放射線</u>モニタリング計画」、モニタリング体制の整備に協力する。</p> <p>2.モニタリング機器等の整備・維持 <u>市は、平常時又は緊急時における市下の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、必要に応じて、積算線量計、可搬型測定機器等の放射線モニタリング機器等を整備・維持する。</u></p> <p>3.モニタリング体制の把握、要員の育成 <u>市は、県が整備する緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織、要員及びそ</u></p>	<p>市は、必要に応じて、緊急時における原子力施設から放出された放射性物質又は放射線による県内の環境への影響を評価するため、県が実施する平常時からの環境放射線モニタリングの体制整備、影響評価に用いる比較データの収集に協力する。</p> <p>また、県が整備する緊急時モニタリングに協力する。</p> <p>1.緊急時モニタリング計画の作成への協力 市は、必要に応じて、県が策定する「<u>緊急時</u>モニタリング計画」、モニタリング体制の整備に協力する。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>国指針改正及び県計画修正に伴いSPEEDI等の活用を削除したことを反映</p> <p>業務大綱の見直しにより修正</p>

修正前	修正後	備考
<p><u>の役割等をあらかじめ把握するとともに、緊急時に発表される情報等を理解できる要員を育成する。</u> <u>なお、県のモニタリング体制では、以下の各班が置かれることになっている。</u></p> <p><u>(1)企画統括</u> <u>(2)情報収記録班</u> <u>(3)モニタリング班</u></p> <p>4.平常時における環境放射線モニタリングへの協力 市は、必要に応じて、県が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力する。</p> <p>5.関係機関との協力体制の整備 市は、県と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。</p> <p>6.国の緊急時放射線影響予測システムの活用 <u>市は、県と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDIスピーディネットワークシステム)による予測データの活用を図る。</u></p> <p>7.市内の主要施設、飲料水、農産物、学校給食などのモニタリング調査 <u>市は、市内の主要施設（庁舎など）の空間放射線量、飲料水や農産物、学校給食などの放射性物質濃度について、自主的にモニタリング調査を行う。</u></p>	<p>2.平常時における環境放射線モニタリングへの協力 市は、必要に応じて、県が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力する。</p> <p>3.関係機関との協力体制の整備 市は、県と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時より緊密な連携を図り、協力体制を整備する。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>第6 避難収容活動体制等</p>	
<p>第3節 災害応急体制の整備</p> <p>市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>1.応急活動のための必要な体制</p>	<p>1. 屋内退避及び避難誘導計画並びに広域避難受入計画 <u>市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難等の防護措置を実施するまでの必要が生じるまでの間は、必要に応じて屋内退避を行うことを原則とし、避難者受入に関する計画を作成する。</u></p> <p>2. 避難所の整備 <u>市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知を図る。</u></p> <p>第3節 災害応急体制の整備</p> <p>市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>1.応急活動のための必要な体制</p>	<p>避難受入に関する計画の作成等を新たに記載</p>

修正前	修正後	備考
<p>市は、県から重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についての<u>マニュアル等の作成及び</u>関係職員への周知徹底を図る。</p> <p>2.職員参集体制の整備 市は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>3.職員配備体制等の整備 市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(1)警戒配備体制等の整備 市は、県から重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。</p> <p>(2)災害警戒本部体制等の整備 <u>市は、県が</u>原子力防災管理者から緊急時の通報を受け災害警戒本部を設置した場合は、直ちに市長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>(3)災害対策本部体制等の整備 市は、県が<u>原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象(以下「特定事象」という。)発生</u><u>の通報等を受け、災害対策本部を設置した場合、並びに内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場</u><u>合は、直ちに市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。</u></p> <p>4.県災害対策本部との情報共有体制 市は、県が職員を派遣する対策拠点施設(オフサイトセンター)において開催される現地事故対策連絡会議や、原子力緊急事態宣言の発出時に組織される原子力災害合同対策協議会からの情報を入手するため、県と</p>	<p>市は、県から重大なトラブルに関する通報等を受けた場合、速やかに職員の非常参集、応急対策が行えるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についての関係職員への周知徹底を図る。</p> <p>2.職員参集体制の整備 市は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>3.職員配備体制等の整備 市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するための、配備レベルに基づく配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害警戒本部、災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(1)警戒配備体制等の整備 市は、県から重大なトラブルに関する情報連絡を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。</p> <p>(2)災害警戒本部体制等の整備 <u>警戒事態の発生を認知した場合、原子力防災管理者から緊急時の通報を受けた場合、原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を受けた場合、又は副知事が災害警戒本部の設置を必要と認めた場合により、県が</u>災害警戒本部を設置した場合は、<u>市は、直ちに副市長を本部長とする災害警戒本部体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。</u></p> <p>(3)災害対策本部体制等の整備 市は、県が<u>施設敷地緊急事態発生</u><u>の通報等を受けた場合、原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの連絡を受けた場合又は内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に県が災害対策本部を設置した場合は、市は、直ちに市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、本部の組織・所掌事務、配備体制等についてあらかじめ定めておく。また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際</u><u>の意思決定については、判断の遅滞が生じないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。</u></p> <p>4.県災害対策本部との情報共有体制 市は、県が職員を派遣する対策拠点施設(オフサイトセンター)において開催される現地事故対策連絡会議や、原子力緊急事態宣言の発出時に組織される原子力災害合同対策協議会からの情報を入手するため、県と</p>	<p>県計画の修正に伴う修正</p> <p>計画本部長を副市長に修正</p>

修正前	修正後	備考
<p>情報共有体制を調整する。</p> <p>第2 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>情報共有体制を調整する。</p> <p>第2 防災関係機関相互の連携体制</p>	
<p>市は、平常時から県と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。</p> <p>第3 応援協力体制等</p>	<p>市は、平常時から県と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。</p> <p>第3 応援協力体制等</p>	
<p>市は、緊急時における応急対策の実施にあたって、必要に応じ原子力事業者、国、他府県等からの応援及び協力が得られるよう、協力の内容等についてあらかじめ調整を行う。</p> <p>第4 専門家の確保等</p>	<p>市は、緊急時における応急対策の実施にあたって、必要に応じ原子力事業者、国、他府県等からの応援及び協力が得られるよう、協力の内容等についてあらかじめ調整を行う。</p> <p>第4 専門家の確保等</p>	
<p>市は、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保するとともに、必要な手続きをあらかじめ定める。</p> <p>第5 自衛隊派遣要請体制</p>	<p>市は、原子力防災の実施にあたり専門的、経験的見地からの支援が得られる専門家を確保するとともに、必要な手続きをあらかじめ定める。</p> <p>削除</p>	
<p><u>市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</u></p> <p>第6 放射性物質の飛散・汚染拡大防止体制等の整備</p>	<p>削除</p>	業務大綱の見直しにより削除
<p><u>救護所等において、放射性物質により汚染した救護者の衣服や身体等から放射性物質が拡散や飛散することを防止するため、汚染した身体等の隔離・除染体制を整備し、あるいは緊急性が高い区域から市域への車両受入れ時における車両の隔離・除染体制の整備、汚染土砂や除染により集積された土砂等の飛散防止、監視体制の整備等、放射性物資の拡散や飛散を予防する体制等を整備する。</u></p> <p>第7 医療機関との連携</p>	<p>第5 医療機関との連携</p>	
<p><u>安定ヨウ素剤の服用基準や配布方法、備蓄体制について現在国で検討中である。今後防災指針の法制化等に関する情報収集に努め、専門家の助言等を参考とすると共に医療機関との連携を強化する。</u></p> <p>第8 避難体制の整備</p>	<p><u>原子力災害にかかる専門的な医療知識、資機材の取り扱いについて、専門家の助言等を参考とすると共に医療機関との連携に努める。</u></p> <p>第6 避難体制の整備</p>	国指針の整備に伴い修正
<p>避難体制に関して、次の項目について検討し整備を促進する。</p> <p>(1) 屋内退避勧告の基準や勧告時期について検討し整備する。</p>	<p>避難体制に関して、次の項目について検討し整備を促進する。</p> <p>(1) 屋内退避勧告の基準や勧告時期について検討し整備する。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>(2) 避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保体制を整備する。</p> <p>(3) <u>災害時要援護者</u>の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保体制を整備する。</p> <p>(4) 警戒区域を設定する場合の計画を策定し、資機材や人員等の確保体制を整備する。</p> <p>(5) 避難所、避難方法の検討、屋内退避の方法等に関する日頃からの市民への周知を促進する。</p> <p>第 9 緊急性が高い区域からの避難者受入れ体制の整備</p>	<p>(2) 避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保体制を整備する。</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者</u>の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保体制を整備する。</p> <p>(4) 警戒区域を設定する場合の計画を策定し、資機材や人員等の確保体制を整備する。</p> <p>(5) 避難所、避難方法の検討、屋内退避の方法等に関する日頃からの市民への周知を促進する。</p> <p>第 7 緊急性が高い区域からの避難者受入れ体制の整備</p>	
<p>緊急性が高い区域からの避難者受入れに関して、次の項目について検討し整備を促進する。</p> <p>(1) 市は、UPZにあたる区域から迅速・円滑に避難者の輸送を行うための広域的な交通管理体制の整備に協力する。</p> <p>(2) 救護所あるいは避難受入れ施設での<u>被ばく者のスクリーニング基準や除染基準を明確にし、速やかな受入れができるように体制を整備する。</u></p> <p>第 10 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する勧告体制の整備</p>	<p>緊急性が高い区域からの避難者受入れに関して、次の項目について検討し整備を促進する。</p> <p>(1) 市は、UPZにあたる区域から迅速・円滑に避難者の輸送を行うための広域的な交通管理体制の整備に協力する。</p> <p>(2) 救護所あるいは避難受入れ施設での速やかな受入れができるように体制を整備する。</p> <p>第 8 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する勧告体制の整備</p>	
<p>飲料水、飲食物の摂取制限等に関する勧告体制に関して、次の項目について検討し整備を促進する。</p> <p>(1) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備</p> <p>(2) 農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備</p> <p>(3) 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の市民への供給体制の確保</p> <p>第 11 除染体制の整備と除染実施計画の策定</p>	<p>飲料水、飲食物の摂取制限等に関する勧告体制に関して、次の項目について検討し整備を促進する。</p> <p>(1) 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備</p> <p>(2) 農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備</p> <p>(3) 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の市民への供給体制の確保</p> <p>第 9 除染体制の整備と除染実施計画の策定</p>	
<p>市は、原子力災害発生後に行う必要がある除染に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成23年12月）等を参考にして整備し、必要に応じ除染実施計画を策定する。</p> <p>第 12 除去土壌等の処理体制整備</p>	<p>市は、原子力災害発生後に行う必要がある除染に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成25年5月）等を参考にして整備し、必要に応じ除染実施計画を策定する。</p> <p><u>削除</u></p>	
<p><u>市及び県は、除染に伴う除去土壌等の処理に関する体制を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成 23 年 12 月）等を参考にして整備し、必要に応じ除去土壌処理計画について検討する。計画の策定に当たっては、市民や関係団体等とのリスクコミュニケーションに配慮する。</u></p> <p>第 4 節 市民等への情報伝達・相談体制の整備</p>	<p><u>削除</u></p> <p>第 4 節 市民等への情報伝達・相談体制の整備</p>	業務大綱の見直しにより削除
<p>第 1 情報提供項目</p>	<p>第 1 情報提供項目</p>	
<p>市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、県が県下全域に向けて提供すべき情報の項目について把握し、市民へ情報伝達を行う。</p>	<p>市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、県が県下全域に向けて提供すべき情報の項目について把握し、市民へ情報伝達を行う。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>■ 県が伝達を行う情報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害及び現地における応急対策の状況 ・県下における影響の有無やその程度 ・県や国等が講じている応急対策に関する情報 ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等 ・環境放射線 リアルタイム モニタリングデータ ・環境試料モニタリングデータ ・モニタリング カー により収集したデータ ・原子力事業者の測定データ ・福井県 常時監視システム データ ・京都府 常時監視 システムデータ <p>・ 文部科学省環境放射線ポータルサイト</p> <p>・ (独) 放射線医学総合研究所 のサイト</p> <p>・ (財) 原子力安全研究協会のサイト 等</p> <p>また、県は環境放射線モニタリングの情報提供のため環境放射線ポータルサイトの整備に努める。</p> <p>第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備</p>	<p>■ 県が伝達を行う情報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害及び現地における応急対策の状況 ・県下における影響の有無やその程度 ・県や国等が講じている応急対策に関する情報 ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等 ・環境放射線モニタリング システム データ ・環境試料モニタリングデータ ・ 環境放射線 モニタリング 車 により収集したデータ ・原子力事業者の測定データ ・福井県 原子力環境監視センター データ ・京都府 環境放射線監視テレメータ システムデータ ・ 環境防災Nネット ・ 原子力規制委員会放射線モニタリング情報 ・ (国研) 量子科学技術研究開発機構 のサイト ・ (公財) 原子力安全研究協会のサイト 等 <p>また、県は環境放射線モニタリングの情報提供のため環境放射線ポータルサイトの整備に努める。</p> <p>第2 情報伝達体制、通信網、通信設備の整備</p>	<p>県計画の修正を反映</p>
<p>市は、防災無線、市地域情報基盤、ホームページなど様々な広報媒体を併用するとともに地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。</p> <p>第3 災害時要援護者への情報伝達</p>	<p>市は、防災無線、市地域情報基盤、ホームページなど様々な広報媒体を併用するとともに地域コミュニティを活用するなど、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。</p> <p>第3 避難行動要支援者への情報伝達</p>	
<p>市は、原子力災害の特殊性を考慮して、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる 災害時要援護者 及び一時滞在者への情報伝達について、周辺市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から円滑に情報伝達できる体制の整備に努める。</p> <p>なお、在宅 要援護者 に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅 要援護者 に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう、必要な協力を行う。</p> <p>第4 メディアの活用</p>	<p>市は、原子力災害の特殊性を考慮して、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる 避難行動要支援者 及び一時滞在者への情報伝達について、周辺市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から円滑に情報伝達できる体制の整備に努める。</p> <p>なお、在宅 避難行動要支援者 に対しては同居人への連絡体制が整備され、独居在宅 避難行動要支援者 に対しては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、国際交流協会 等と連携した情報伝達体制の整備がなされるよう、必要な協力を行う。</p> <p>第4 メディアの活用</p>	<p>災害法の改正に伴い修正</p>
<p>市は、県と連携し、市全域に向けての広報等、広域的な情報提供において放送機関、通信社等の報道機関との連携を図るとともに、インターネット等の多様なメディアの活用に努める。</p> <p>第5 相談窓口の整備</p>	<p>市は、県と連携し、市全域に向けての広報等、広域的な情報提供において放送機関、通信社等の報道機関との連携を図るとともに、インターネット等の多様なメディアの活用に努める。</p> <p>第5 相談窓口の整備</p>	

修正前	修正後	備考
<p>市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>■情報伝達経路図</p> <p>第5節 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有</p>	<p>市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>■情報伝達経路図</p> <p>第5節 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有</p>	
<p>第1 広報活動の項目</p> <p>市は、県と連携し、県警察、国、原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と情報共有のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力事業所の概要に関すること ③ 避難等施設の位置 ④ 原子力災害とその特性に関すること ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑥ 本市の平常時における環境放射線の状況に関すること ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧ 屋内退避や避難に関すること ⑨ 安定ヨウ素剤の服用に関すること ⑩ 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること ⑪ 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること ⑫ 放射性物質による汚染の除去に関すること 	<p>第1 広報活動の項目</p> <p>市は、県と連携し、県警察、国、原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と情報共有のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力事業所の概要に関すること ③ 避難等施設の位置 ④ 原子力災害とその特性に関すること ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑥ 本市の平常時における環境放射線の状況に関すること ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること ⑧ 屋内退避や避難に関すること ⑨ 安定ヨウ素剤の服用に関すること ⑩ 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること ⑪ 避難時における具体的な携行品の確認・準備事項に関すること ⑫ 放射性物質による汚染の除去に関すること 	

修正前	修正後	備考
<p>第2 県からの助言</p> <p>市は、市民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し、県から必要な助言を受ける。</p> <p>第6節 防災業務関係者に対する研修・防災訓練の実施等</p> <p>第1 防災業務関係者に対する研修</p> <p>市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、<u>県等</u>の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ県等と連携して、以下に掲げる事項等について、市職員に対する研修を実施する。なお、研修内容については、福島第一原子力発電所事故による新たな知見も考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力事業所の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ 放射性物質及び放射線の測定方法並びに機器を含む防護対策上の諸設備に関すること ⑥ 緊急時に、県や国等が講じる対策の内容 ⑦ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑧ 放射線医療に関すること ⑨ その他緊急時対応に関すること <p>第2 防災訓練の実施等</p> <p>市は、県等の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練 ② 緊急時通信連絡訓練 ③ 緊急時のモニタリング訓練 ④ 市民等に対する情報伝達訓練 <p>第7節 原子力防災に特有な資機材等の整備</p> <p>福井県の原子力発電所で、万が一、福島と同様の原子力災害が発生した際には、県全域で放射性物質の拡散による直接的な影響などが十分予想されることから、原子力防災に特有な資機材として、放射線測定器や</p>	<p>第2 県からの助言</p> <p>市は、市民等に対して行う原子力防災に関する知識の普及に関し、県から必要な助言を受ける。</p> <p>第6節 防災業務関係者に対する研修の実施等</p> <p>第1 防災業務関係者の人材育成</p> <p>市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、<u>国及び県等</u>が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、必要に応じ県等と連携して、以下に掲げる事項等について、市職員に対する研修を実施する。なお、研修内容については、福島第一原子力発電所事故による新たな知見も考慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力事業所の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ 放射性物質及び放射線のモニタリング実施及び機器を含む防護対策上の諸設備に関すること ⑥ 緊急時に、県や国等が講じる対策の内容 ⑦ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑧ 放射線被ばく医療に関すること ⑨ その他緊急時対応に関すること <p>第2 防災訓練の実施等</p> <p>市は、県等の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練 ② 緊急時通信連絡訓練 ③ 市民等に対する情報伝達訓練 <p>削除</p>	<p>県計画の修正に伴う</p> <p>国指針業務大綱の見直しに伴い削除</p>

修正前		修正後					備考																																																									
<p><u>安定ヨウ素剤、防護服等を配備する。</u></p> <p><u>なお、安定ヨウ素剤の服用を迅速に行うために、各家庭への配布等も想定されるが、現段階において明確な国の指針が提示されておらず、医師の処方必要性やアレルギー反応への対応などに課題があるため、当面、水口医療介護センター、信楽中央病院での備蓄とする。今後、国の指針等の見直しとともに、検討を行う必要がある。放射線測定機器等についても、今後の国及び県の動向を踏まえて、必要に応じて充実させるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜原子力防災に特有な資機材等（平成 24 年 12 月 1 日現在）＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>機種</th> <th>機能・用途</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内部被ばく対策</td> <td>シンチレーションスペクトロメータ</td> <td>食品中のセシウム等を検出</td> <td>学校給食センター（水口・信楽・東部）</td> <td>3</td> <td>台</td> <td>図 1</td> </tr> <tr> <td>シンチレーションメータ</td> <td>食品中の放射性物質の有無を簡易検出</td> <td>公立・私立自園給食園等</td> <td>18</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>放射性ヨウ素による甲状腺被ばく低減（市内 40 歳未満人口の 1 回服用分）</td> <td>水口医療介護センター 信楽中央病院</td> <td>86,000</td> <td>粒</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外部被ばく対策</td> <td>シンチレーションサーベイメータ</td> <td>空間中の放射線量を測定</td> <td>危機管理課</td> <td>1</td> <td>台</td> <td>図 2</td> </tr> <tr> <td>電離箱式サーベイメータ</td> <td>空間中の放射線量を測定</td> <td>危機管理課</td> <td>1</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td>個人の被ばく量管理</td> <td>危機管理課</td> <td>6</td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防護服セット</td> <td>作業員に付着する放射性物質を除去</td> <td>市内庁舎等</td> <td>2,000</td> <td>セット</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染対策</td> <td>GM サーベイメータ</td> <td>表面に付着した放射性物質を検出</td> <td>危機管理課</td> <td>1</td> <td>台</td> <td>図 3</td> </tr> </tbody> </table>							使用目的	機種	機能・用途	設置場所	数量	単位	備考	内部被ばく対策	シンチレーションスペクトロメータ	食品中のセシウム等を検出	学校給食センター（水口・信楽・東部）	3	台	図 1	シンチレーションメータ	食品中の放射性物質の有無を簡易検出	公立・私立自園給食園等	18	台		安定ヨウ素剤	放射性ヨウ素による甲状腺被ばく低減（市内 40 歳未満人口の 1 回服用分）	水口医療介護センター 信楽中央病院	86,000	粒		外部被ばく対策	シンチレーションサーベイメータ	空間中の放射線量を測定	危機管理課	1	台	図 2	電離箱式サーベイメータ	空間中の放射線量を測定	危機管理課	1	台		ポケット線量計	個人の被ばく量管理	危機管理課	6	台		防護服セット	作業員に付着する放射性物質を除去	市内庁舎等	2,000	セット		汚染対策	GM サーベイメータ	表面に付着した放射性物質を検出	危機管理課	1	台	図 3
使用目的	機種	機能・用途	設置場所	数量	単位	備考																																																										
内部被ばく対策	シンチレーションスペクトロメータ	食品中のセシウム等を検出	学校給食センター（水口・信楽・東部）	3	台	図 1																																																										
	シンチレーションメータ	食品中の放射性物質の有無を簡易検出	公立・私立自園給食園等	18	台																																																											
	安定ヨウ素剤	放射性ヨウ素による甲状腺被ばく低減（市内 40 歳未満人口の 1 回服用分）	水口医療介護センター 信楽中央病院	86,000	粒																																																											
外部被ばく対策	シンチレーションサーベイメータ	空間中の放射線量を測定	危機管理課	1	台	図 2																																																										
	電離箱式サーベイメータ	空間中の放射線量を測定	危機管理課	1	台																																																											
	ポケット線量計	個人の被ばく量管理	危機管理課	6	台																																																											
	防護服セット	作業員に付着する放射性物質を除去	市内庁舎等	2,000	セット																																																											
汚染対策	GM サーベイメータ	表面に付着した放射性物質を検出	危機管理課	1	台	図 3																																																										
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>図1</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>図2</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>図3</p>  </div> </div>																																																																

修正前	修正後	備考
<h2>第3章 災害応急対策</h2>	<h2>第3章 緊急事態応急対策</h2>	
<h3>第1節 基本方針</h3>	<h3>第1節 基本方針</h3>	
<p>本章は、<u>緊急時の通報及び原災法第10条に基づき原子力事業者から県に特定事象の通報があった場合の対応並びに同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応</u>を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p>市では、<u>原子力災害に対して、PPA（Plume Protection Planning Area：放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）に準じた対応を基本とする。</u></p> <p><u>放射性プルームによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用、</u>飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。</p> <p>また、市はUPZの範囲外に立地することからオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）への参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害応急対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・緊急連絡体制（第2節） 災害応急対策体制の確立（第3節） 市民等への情報伝達・相談活動（第4節） 退避及び避難計画（第5節） 安定ヨウ素剤の予防服用（第6節） 飲料水、飲食物の摂取制限等（第7節） <p>なお、本計画の応急対策は、原子力災害が単独で発生した場合の対応を中心に記載している。しかし、原子力災害は、地震などの大規模自然災害等と複合して発生する可能性がある。地震などの災害に対しては、<u>地震災害対策編</u>に準じた対応を行うものであるが、ここでは、複合災害時の視点から、各応急対策における留意点を示した。</p>	<p>本章は、<u>情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応</u>を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p> <p><u>一方、事態の進展によっては、市でも、必要に応じて、屋内退避、</u>飲食物の摂取制限も考慮する必要がある。</p> <p>また、市はUPZの範囲外に立地することからオフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）への参集や緊急避難を実施することを前提としない。また、直接原子力事業者から情報提供がなされる立場になく、広域のモニタリング体制を有さないため、情報収集に関しては、県との連携が基本となる。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害応急対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・<u>連絡、</u>緊急連絡体制<u>及び通信の確保</u>（第2節） 災害応急対策体制の確立（第3節） 市民等への情報伝達・相談活動（第4節） 退避及び避難計画（第5節） 安定ヨウ素剤の予防服用（第6節） 飲料水、飲食物の摂取制限等（第7節） <p>なお、本計画の応急対策は、原子力災害が単独で発生した場合の対応を中心に記載している。しかし、原子力災害は、地震などの大規模自然災害等と複合して発生する可能性がある。地震などの災害に対しては、<u>共通編（地震・風水害・土砂災害編）</u>に準じた対応を行うものであるが、ここでは、複合災害時の視点から、各応急対策における留意点を示した。</p>	<p>国指針改正及び県計画の修正を反映</p>
<h3>第2節 情報の収集・緊急連絡体制</h3>	<h3>第2節 情報の収集・<u>連絡、</u>緊急連絡体制<u>及び通信の確保</u></h3>	
<h4>第1 情報の収集における基本的な考え方</h4> <p><u>原子力災害対策特別措置法においては、原子力施設の特性、防護活動との関係などをふまえ、以下のよう</u></p>	<h4>第1 情報の収集における基本的な考え方</h4> <p><u>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設が</u></p>	

修正前	修正後	備考				
<p data-bbox="151 266 1418 436">に通報の基準や緊急事態の判断基準が設定され、原子力事業者から関係機関に連絡されるようになっている。 ただし、現段階において、市は直接原子力事業者から情報提供がなされる立場にないため、特に県を通じて情報の提供を求めることが基本となる。また、自ら情報収集活動を実施し、特定事象又は原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については必要に応じ、県等に連絡する。</p> <p data-bbox="379 491 1190 520" style="text-align: center;"><u>＜原子力災害対策特別措置法における通報及び緊急事態の判断基準＞</u></p> <table border="1" data-bbox="201 527 1279 1293"> <tr> <td data-bbox="201 527 388 932"> <p data-bbox="231 674 359 793"><u>特定事象の通報基準</u> (第10条)</p> </td> <td data-bbox="388 527 1279 932"> <p data-bbox="397 533 1270 926">1. 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 2. 排気筒等通常放出場所で、拡散等を考慮した $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 3. 管理区域以外の場所で、$50\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率か $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 4. 輸送容器から 1m 離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 5. 臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 6. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生することなど</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 932 388 1293"> <p data-bbox="231 1031 359 1192"><u>緊急事態宣言の判断基準</u> (第15条)</p> </td> <td data-bbox="388 932 1279 1293"> <p data-bbox="397 938 1270 1287">1. 原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、$500\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 2. 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合 3. 臨界事故の発生 4. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること</p> </td> </tr> </table>	<p data-bbox="231 674 359 793"><u>特定事象の通報基準</u> (第10条)</p>	<p data-bbox="397 533 1270 926">1. 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 2. 排気筒等通常放出場所で、拡散等を考慮した $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 3. 管理区域以外の場所で、$50\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率か $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 4. 輸送容器から 1m 離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 5. 臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 6. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生することなど</p>	<p data-bbox="231 1031 359 1192"><u>緊急事態宣言の判断基準</u> (第15条)</p>	<p data-bbox="397 938 1270 1287">1. 原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、$500\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 2. 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合 3. 臨界事故の発生 4. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること</p>	<p data-bbox="1436 266 2700 436">らの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。</p> <p data-bbox="1436 443 2700 527">また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画（原子力災害対策編）等では、「情報収集事態」が定められている。</p> <p data-bbox="1436 579 1650 609"><u>1. 情報収集事態</u></p> <p data-bbox="1436 621 2700 791">情報収集事態は、防災基本計画（原子力災害対策編）等で規定されているもので、情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとされている。</p> <p data-bbox="1436 804 2700 974">また、原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し情報提供を行うとともに、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。</p> <p data-bbox="1436 1026 1596 1056"><u>2. 警戒事態</u></p> <p data-bbox="1436 1068 2700 1239">警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。</p> <p data-bbox="1436 1251 2700 1377">この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。</p> <p data-bbox="1436 1430 1703 1459"><u>3. 施設敷地緊急事態</u></p> <p data-bbox="1436 1472 2700 1600">施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、UPZ内において6</p> <p data-bbox="1436 1612 2629 1696">は、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。</p> <p data-bbox="1436 1709 2700 1871">この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければ</p>	<p data-bbox="2718 312 2828 520">国指針改正及び県計画の修正を反映</p>
<p data-bbox="231 674 359 793"><u>特定事象の通報基準</u> (第10条)</p>	<p data-bbox="397 533 1270 926">1. 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 2. 排気筒等通常放出場所で、拡散等を考慮した $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 3. 管理区域以外の場所で、$50\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率か $5\mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 4. 輸送容器から 1m 離れた地点で $100\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 5. 臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 6. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生することなど</p>					
<p data-bbox="231 1031 359 1192"><u>緊急事態宣言の判断基準</u> (第15条)</p>	<p data-bbox="397 938 1270 1287">1. 原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により、$500\mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 2. 排気筒など通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合 3. 臨界事故の発生 4. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること</p>					

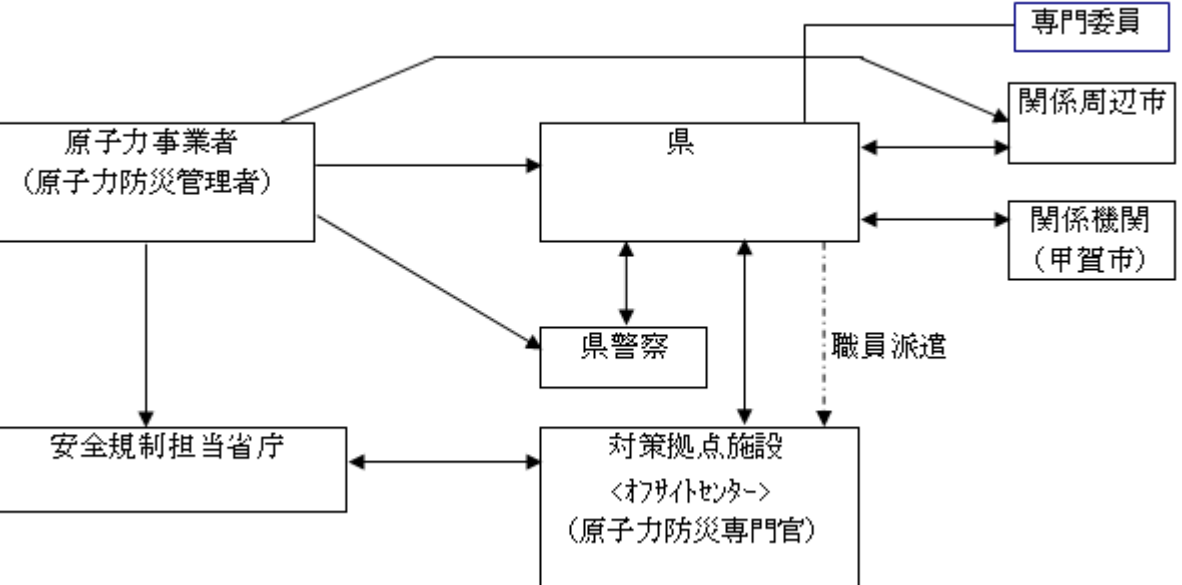
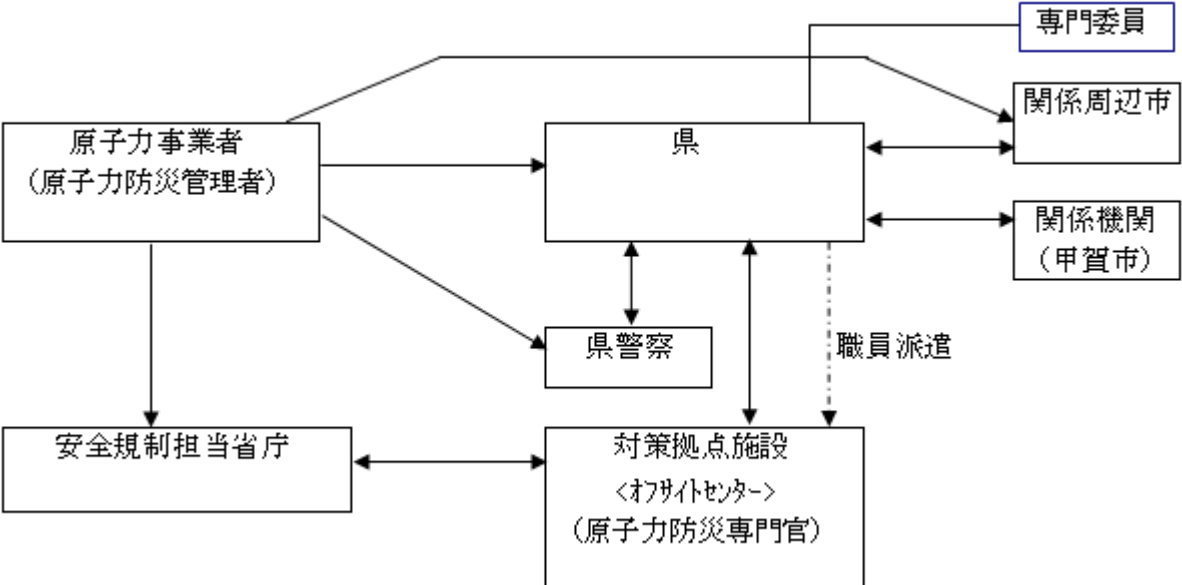
修正前	修正後	備考								
	<p>ならない。</p> <p>4. 全面緊急事態</p> <p><u>全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。</u></p> <p><u>この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ外においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</u></p> <p>第2 具体的な基準</p> <p><u>原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。</u></p> <p>〈緊急事態区分及びその判断基準となるEALの概要〉</p> <table border="1" data-bbox="1486 1272 2668 1728"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>主なEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の立地道府県において震度6弱以上の地震 原子力施設の立地道府県において大津波情報発令 東海地震注意情報の発令 </td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材の大規模漏洩が発生 全ての交流電源が喪失（5分以上継続） 原子炉停止後に全ての原子炉冷却機能が喪失 </td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全ての非常用直流電源が喪失（5分以上継続） 非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失 敷地境界の空間放射線量率が5 μSv/h以上（10分以上継続） </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	主なEAL	警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の立地道府県において震度6弱以上の地震 原子力施設の立地道府県において大津波情報発令 東海地震注意情報の発令 	施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材の大規模漏洩が発生 全ての交流電源が喪失（5分以上継続） 原子炉停止後に全ての原子炉冷却機能が喪失 	全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 全ての非常用直流電源が喪失（5分以上継続） 非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失 敷地境界の空間放射線量率が5 μSv/h以上（10分以上継続） 	
緊急事態区分	主なEAL									
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の立地道府県において震度6弱以上の地震 原子力施設の立地道府県において大津波情報発令 東海地震注意情報の発令 									
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材の大規模漏洩が発生 全ての交流電源が喪失（5分以上継続） 原子炉停止後に全ての原子炉冷却機能が喪失 									
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 全ての非常用直流電源が喪失（5分以上継続） 非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失 敷地境界の空間放射線量率が5 μSv/h以上（10分以上継続） 									

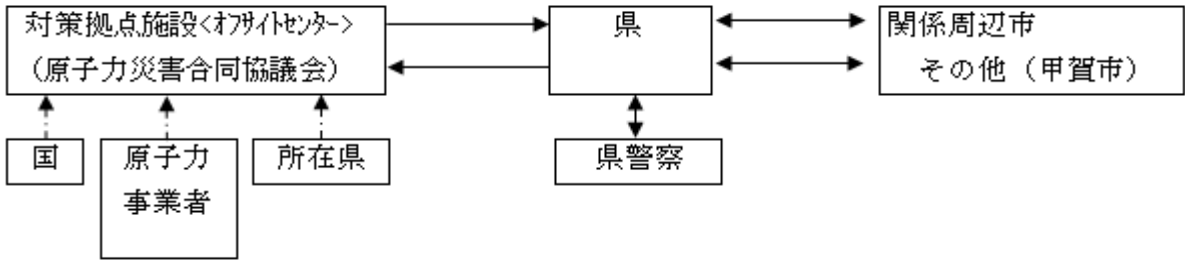
修正前	修正後	備考
<p>■情報収集・連絡体制（オフサイトセンター運営時） 概念図</p>	<p>■情報収集・連絡体制（オフサイトセンター運営時） 概念図</p>	<p>県計画の修正を反映</p>
<p>第2 緊急時や特定事象発生情報等の連絡</p>	<p>第3 施設敷地緊急事態等発生情報の連絡等</p>	<p>国指針改正及び県計画の修正を反映</p>
<p>1.原子力防災管理者が行う通報連絡</p> <p>原子力事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき、又は原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、$1\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量率が検出されたときなどの緊急時に該当する場合は、県をはじめ主要な機関に対して連絡することとされている。併せて原子力事業者は、関係市（長浜市、高島市）へも連絡することとされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p>	<p>1. 情報収集事態が発生した場合</p> <p>(1) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。</p> <p>(2) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡することとされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p> <p>2. 警戒事態が発生した場合</p> <p>(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象が発生した場合、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体その他関係機関等へ連絡することとされている。</p> <p>(2) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、または原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地</p>	

修正前	修正後	備考
<p>2. 特定事象発生等の通報</p> <p>(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、県をはじめ県警察本部等に同時に文書による通報をファクシミリで送付するものとし、されている。さらに、県をはじめ主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。併せて原子力事業者は、特定事象の発見又は発見の通報を受けた場合、その旨を関係市（長浜市、高島市）へも連絡することとされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p>	<p><u>方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</u></p> <p><u>(3) 県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。</u></p> <p><u>市は、県から情報収集を行う。</u></p> <p>2. 施設敷地緊急事態発生等の通報</p> <p>(1) 原子力事業所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発見後又は発見の通報を受けた場合、<u>直ちに</u>県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書による通報をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p> <p><u>(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</u></p> <p><u>(3) 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し、関係周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、その他の市町にも連絡するものとする。</u></p>	

修正前	修正後	備考
<p>3.原子力緊急事態宣言発出の連絡</p> <p><u>原子力規制庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等、事故情報等について関係機関に連絡することとされており、県は、それらの情報を積極的に収集する。なお、原子力緊急事態宣言の発出時は、内閣総理大臣は以下の事項を公示することとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>緊急事態応急対策を実施すべき区域</u> ② <u>原子力緊急事態の概要</u> ③ <u>緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に周知させるべき事項</u> <p>4.原子力保安検査官等からの連絡</p> <p><u>原子力保安検査官等、現地に配置された原子力規制庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされている。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ原子力規制庁、所在県、原子力施設が所在する市町村に連絡することとされている。</u></p> <p>5.受信事項等の連絡</p> <p><u>県は、原子力事業者及び原子力規制庁(原子力防災専門官を含む。)から通報・連絡を受けた事項あるいは自ら収集した情報について、関係市(長浜市、高島市)等に、その必要性に応じて連絡することとされている。</u></p> <p><u>市は、県から情報収集を行う。</u></p>	<p><u>・PAZを含む市町村と同様の情報をUPZを含む市に連絡</u></p> <p><u>・UPZを含む市に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を記載</u></p> <p><u>(4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</u></p>	

修正前	修正後	備考
<p>第3 応急対策活動情報の連絡等</p> <p>1.緊急時通報後の連絡 原子力事業者は、<u>緊急時通報</u>を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。なお、この連絡は、県、関係市（長浜市、高島市）及び原子力防災専門官に対し行うこととされている。 市は、県から情報収集を行う。</p> <p>2. 特定事象発生後の連絡等</p> <p>(1)原子力事業者からの連絡 原子力事業者は、県をはじめ<u>県警察等に対し原子力事業所</u>の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p> <p>(2)原子力規制庁との連絡 県は、原子力規制庁(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。</p> <p>(3)関係市（長浜市、高島市）等との連絡 県は、関係市（長浜市、高島市）等との間において、原子力事業者及び<u>原子力規制庁</u>から通報・連絡を受けた事項を、<u>その必要性に応じて</u>随時連絡する<u>ほか、各々が行う応急対策活動の状況等について</u>、相互の連絡を密にすることとされている。 市は、県から情報収集を行う。</p> <p>■連絡系統図 <u>(特定事象発生時)</u></p>	<p>第4 応急対策活動情報の連絡等</p> <p>1.緊急時通報後の連絡 原子力事業者は、<u>警戒事態に該当する事象が発生した旨の連絡</u>を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。なお、この連絡は、県、関係<u>周辺市</u>（長浜市、高島市）及び原子力防災専門官に対し行うこととされている。 市は、県から情報収集を行う。</p> <p>2. 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>(1)原子力事業者からの連絡 原子力事業者は、県をはじめ<u>官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に、施設</u>の状況、応急対策活動及び事故対策本部設置の状況等を文書により定期的に連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。</p> <p>(2)国（原子力規制委員会）との連絡 県は、原子力規制庁(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとされている。</p> <p>(3)関係<u>周辺市</u>（長浜市、高島市）等との連絡 県は、関係<u>周辺市</u>（長浜市、高島市）等との間において、原子力事業者及び<u>国</u>から通報・連絡を受けた事項を、<u>自ら行う応急対策活動の状況等を</u>随時連絡する<u>など</u>、相互の連絡を密にすることとされている。 市は、県から情報収集を行う。</p> <p>■連絡系統図 <u>(施設敷地緊急事態発生時)</u></p>	<p>県計画の修正を反映</p>

修正前	修正後	備考
 <p>3.原子力緊急事態宣言発出後の連絡等</p> <p>(1)国等の緊急事態応急対策の状況の把握</p> <p>県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p> <p>(2)県が行う応急対策活動の連絡</p> <p>県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況等に関する情報を随時連絡することとされている。</p> <p>(3)関係市(長浜市、高島市)等との連絡</p> <p>県は、関係市(長浜市、高島市)等との間において、上記により把握した状況等を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にすることとされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p>	 <p>3.原子力緊急事態宣言発出後の連絡等</p> <p>(1)国等の緊急事態応急対策の状況の把握</p> <p>県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員等を通じて、原子力事業所及び事業所周辺の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p> <p>(2)県が行う応急対策活動の連絡</p> <p>県は、対策拠点施設(オフサイトセンター)に派遣した職員に対し、県が行う応急対策活動の状況等に関する情報を随時連絡することとされている。</p> <p>(3)関係<u>周辺</u>市(長浜市、高島市)等との連絡</p> <p>県は、関係<u>周辺</u>市(長浜市、高島市)等との間において、上記により把握した状況等を、その必要性に応じて随時連絡するほか、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にすることとされている。</p> <p>市は、県から情報収集を行う。</p>	<p>県計画の修正を反映</p>

修正前	修正後	備考
<p>第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p>	<p>■連絡系統図（原子力緊急事態宣言発出後）</p>  <p>第5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p>	
<p>1.緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応</p> <p>県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局(モニタリングポスト)の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市（長浜市、高島市）等に必要に応じ連絡することとされている。市は、県から情報収集を行う。</p> <p>2.特定事象発生の通報を受けた場合の対応</p> <p>県は、県下における影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめるとともに、関係市（長浜市、高島市）等に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は、原子力規制庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡することとされている。市は、県から情報収集を行う。</p> <p>さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始することとされており、市は必要に応じて、緊急時の環境放射線モニタリングの準備に協力する。</p> <p>3.原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>県は、県下における放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、環境放射線モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを行うこととされており、市は必要に応じて、緊急時の環境放射線モニタリングに協力する。</p> <p>実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、現地災害対策本部及び関係市（長浜市、高島市）等に必要に応じ連絡することとされている。市は、県から情報収集を行う。</p> <p>市は、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに協力する場合は、県の指導を受け、要員の被ばく管理に十分留意する。</p> <p>第6 緊急時モニタリング</p>	<p>1.緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応</p> <p>県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局(モニタリングポスト)の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係<u>周辺</u>市（長浜市、高島市）等に必要に応じ連絡することとされている。市は、県から情報収集を行う。</p> <p>2.警戒事態の通報を受けた場合の対応</p> <p>県は、県下における影響の把握という観点から、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめるとともに、関係<u>周辺</u>市（長浜市、高島市）等に必要に応じ連絡するほか、特に必要な場合は、原子力規制庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡することとされている。市は、県から情報収集を行う。</p> <p>さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始することとされており、市は必要に応じて、緊急時の環境放射線モニタリングの準備に協力する。</p> <p>3.原子力緊急事態宣言発出後の対応</p> <p>県は、県下における放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、環境放射線モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングを行うこととされており、市は必要に応じて、緊急時の環境放射線モニタリングに協力する。</p> <p>実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、現地災害対策本部及び関係<u>周辺</u>市（長浜市、高島市）等に必要に応じ連絡することとされている。市は、県から情報収集を行う。</p> <p>市は、県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに協力する場合は、県の指導を受け、要員の被ばく管理に十分留意する。</p> <p>第6 緊急時モニタリング</p>	
<p>1.緊急時モニタリングの内容の決定</p> <p>県は、現状の把握及び緊急時モニタリングの内容の決定のため、次に掲げる事項について、情報収集及び</p>	<p>1.緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応</p> <p>県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局（モニタリングポスト）の監視</p>	<p>県計画の修正を反映</p>

修正前	修正後	備考
<p><u>分析を行うこととされている。</u></p> <p><u>県は、広域モニタリング情報を分析し、するとともに、SPEEDI 等による次の予測結果に基づいて緊急時モニタリングの内容を決定する。</u></p> <p>① <u>空間放射線量の最大線量率出現地点及び地域分布</u></p> <p>② <u>大気中放射性ヨウ素の最大濃度出現地点及び地域分布</u></p> <p>③ <u>予測被ばく線量の地域分布及びその時間変化</u></p> <p><u>なお、緊急時モニタリングの内容の決定に当たっては、主に SPEEDI による予測計算結果を活用する。初期の段階等で計算結果が入手できない場合は、次の方法を用いる。</u></p> <p>① <u>SPEEDI がこれまでに配信済の予測計算結果を利用する。</u></p> <p>② <u>「旧原子力安全委員会平成 20 年 3 月：環境放射線モニタリング指針」に基づく簡易計算法による計算結果を利用する。</u></p> <p><u>県は、次の情報を収集し、関係機関との通信連絡を実施する。</u></p> <p>① <u>広域モニタリング情報</u></p> <p>② <u>異常事態通報(原子力事業者からの報告)</u></p> <p>③ <u>気象情報(テレメータシステム、彦根地方气象台、気象協会オンライン総合気象情報)</u></p> <p>④ <u>SPEEDI 等による予測計算結果</u></p> <p>⑤ <u>④収集した情報及び解析結果の記録並びに整理</u></p> <p>⑥ <u>⑤災害対策本部及びオフサイトセンターとの通信連絡</u></p> <p>2.第1段階のモニタリングの実施</p> <p><u>県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、原子力事業者からの事故発生通報及び放出源情報、文部科学省から配信される SPEEDI 予測計算結果、オフサイトセンターからの連絡、広域モニタリング情報等に基づき、屋内退避、避難収容等の防護活動、飲料水、飲食物の摂取制限等の要否の判断に必要な次の事項について第1段階のモニタリングを速やかに実施することとしている。</u></p> <p>① <u>ダストサンプラーを装備した上で、モニタリングカーによる大気中の放射線の測定</u></p> <p>② <u>一部の飲食物の Ge 検出器によるガンマ線放出核種の測定</u></p> <p>③ <u>飲料水水源でのモニタリング</u></p> <p>④ <u>放射能影響予測(SPEEDI)結果の活用</u></p> <p>⑤ <u>その他必要な事項</u></p> <p>3.第2段階のモニタリング</p> <p><u>県は、事故状態の予測が確実になり、かつ放射性物質又は放射線の放出が減少又は終息したと認めるときは、第1段階のモニタリングを終了し、周辺環境に対する放射性物質及び放射線の全般的な影響の評価等を行うため、次の事項について第2段階のモニタリングを実施することとしている。</u></p>	<p><u>を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係周辺市等に必要に応じ連絡する。</u></p> <p>2.緊急時モニタリング等の実施</p> <p><u>(1)情報収集事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p><u>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</u></p> <p><u>(2)警戒事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p><u>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、原子力事業者と連携して平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。</u></p> <p><u>また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。</u></p> <p><u>(3)緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げることとされており、県は、この緊急時モニタリングセンターに参画する。</u></p> <p><u>国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。</u></p> <p><u>(4)緊急時モニタリングの実施</u></p> <p><u>県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、原子力事業者と連携して緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p><u>なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>3.モニタリング結果の共有</p> <p><u>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、県災害対策本部）および対策拠点施設（オフサイトセンター）放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及び対策拠点施設（オフサイトセンター）放射線班と共有する。</u></p> <p><u>県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、対策拠点施設（オフサイトセンター）内で共有された評価結果を、関係周辺市その他の市町及び県警察に連絡する等関係者間で共有するものとする。</u></p> <p><u>市は、評価結果の情報収集に努める。</u></p>	

修正前	修正後	備考
<p>① <u>積算線量及び空間放射線量率の測定</u></p> <p>② <u>食品等の摂取による内部被ばくを評価するための試料等の Ge 検出器によるガンマ線放出核種の測定</u></p> <p>③ <u>周辺市民が被ばくしたとみられる外部被ばく実効線量、甲状腺などの等価線量などの評価を行う。</u></p> <p>④ <u>その他必要な事項</u></p> <p>4.緊急時モニタリングの評価、終了等</p> <p>(1)緊急時モニタリング結果の評価</p> <p><u>県は、第 1 段階及び第 2 段階のモニタリングの結果について評価を行い、その結果を県災害対策本部へ報告することとしている。</u></p> <p>(2)緊急時モニタリングの終了</p> <p><u>県は、事故が完全に終息したことを確認したときは、オフサイトセンターと連携し、緊急時モニタリングの総括評価結果を取りまとめるとともに、事後モニタリングの内容を決定することとしている。</u></p> <p>(3)緊急時モニタリング結果の公表</p> <p><u>緊急時モニタリングの結果の公表は、県災害対策本部において行うこととしている。</u></p> <p>第 5 地震発生時の連絡等</p>	<p>第 7 地震発生時の連絡等</p>	
<p>原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町村において震度 5 強以上の地震が観測された場合あるいは原子力事業所に設置されている地震計が震度 5 強相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設及び設備の点検結果について異常の有無に関わらず、県に連絡される。</p> <p>県は、上記の連絡により把握した状況等を、その必要性に応じて関係市（長浜市、高島市）及び関係防災機関等に連絡することとされている。市は、県から情報提供・収集を行う。</p> <p>第 6 複合災害時の情報収集の留意点</p>	<p>原子力事業者は、原子力事業所が所在する市町村において震度 5 <u>弱強</u>以上の地震が観測された場合あるいは原子力事業所に設置されている地震計が震度 5 <u>弱強</u>相当の地震を観測した場合は、原子力事業所の施設及び設備の点検結果について異常の有無に関わらず、県に連絡される。</p> <p>県は、上記の連絡により把握した状況等を、その必要性に応じて関係<u>周辺</u>市（長浜市、高島市）及び関係防災機関等に連絡することとされている。市は、県から情報提供・収集を行う。</p> <p>第 8 複合災害時の情報収集の留意点</p>	<p>県計画の修正を反映</p>
<p>複合災害時では、通常の情報連絡手段が機能せず、国及び県等から情報が収集できない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、テレビ・ラジオ等での情報収集、専門家への電話連絡、<u>放射線測定機器での空間線量率の測定</u>など、市単独でも情報収集するように努める。</p> <p>第 3 節 災害応急対策体制の確立</p> <p>第 1 動員体制</p>	<p>複合災害時では、通常の情報連絡手段が機能せず、国及び県等から情報が収集できない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、テレビ・ラジオ等での情報収集、専門家への電話連絡など、市単独でも情報収集するように努める。</p> <p>第 3 節 災害応急対策体制の確立</p> <p>第 1 動員体制</p>	

修正前			修正後			備考
1.動員基準 職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。			1.動員基準 職員の動員配備の基準は、下表によるものとする。			
段階	配備基準	体制	段階	配備基準	体制	
【フェーズ1】	(1) <u>重大なトラブルに関する情報連絡を受け、県が警戒配備体制を決定したとき。</u> (2) <u>その他、市長が警戒配備体制を必要と認めたとき。</u>	警戒体制・第二号体制	<u>情報収集事態【フェーズ1】</u>	(1) <u>福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）。</u> (2) <u>県から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき</u> <u>必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。</u> (3) <u>その他危機・安全管理統括監が警戒配備体制を決定したとき。</u>	警戒体制・第一号体制	
【フェーズ2】	(1) <u>原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、県が災害警戒本部を設置したとき。</u> (2) <u>原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1μSv/h以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。</u> (3) <u>福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1μSv/h以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。</u> (4) その他、市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。	災害警戒本部 (警戒体制・第三号体制)	<u>警戒事態【フェーズ2】</u>	(1) <u>福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたとき</u> (2) <u>県から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。</u> (3) <u>県が警戒体制を発令したことの連絡があったとき。</u> (4) その他、 <u>副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</u>	災害警戒本部 (警戒体制・第二号体制)	
【フェーズ3】 (原災法10条) 特定事象	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条に定める通報を受け、県が災害対策本部を設置したとき。 (2) 福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (3) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部 (第一配備)	<u>施設敷地緊急事態【フェーズ3】</u> (原災法10条) 特定事象	(1) 原子力防災管理者から県に原災法第10条に定める通報があり、県が災害対策本部を設置したとき。 (2) <u>県から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。</u> (3) 福井県及び滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。 (4) <u>県及び関係周辺市から一時滞在場所開設準備の依頼があったとき。</u> (5) その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。	災害対策本部 (第一配備)	
【フェーズ4】 (原災法15条) 緊急事態宣言	(1) <u>原災法第15条に基づき、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。</u>	災害対策本部 (第二配備)	<u>全面緊急事態【フェーズ4】</u> (原災法15条) 緊急事態宣言	(1) <u>県から全面緊急事態が発生したことの連絡があったとき。</u> (2) <u>内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき。</u>	災害対策本部 (第二配備)	

修正前	修正後	備考																																																																		
<p>2.市災害警戒本部及び災害対策本部体制</p> <p>原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生した場合（複合災害時）には、原子力災害が単独で発生した場合とは異なり、一般災害への災害応急対策の体制をとる必要がある。そのため、災害応急対策の体制は、基本的には一般災害と同じ本部構成・事務分掌とし、原子力災害固有の事務については、その旨を記して追記する。</p> <p>(1)体制基準</p> <table border="1" data-bbox="231 527 1389 1270"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>体制</th> <th>配備内容</th> <th>職員出動基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害警戒体制</td> <td>準備体制</td> <td>災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>第一号体制</td> <td>全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>第二号体制</td> <td>全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。</td> <td>指定された災害関係部署</td> </tr> <tr> <td><u>第三号体制</u> <u>(水防本部、災害警戒本部)</u></td> <td>配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。</td> <td>災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>第一配備</td> <td>全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。</td> <td>災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等 (※地震災害は全職員)</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。</td> <td>全職員 (※施設職員は所属長判断)</td> </tr> <tr> <td>特別配備</td> <td>他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)設置場所</p> <p>本部 <u>水口庁舎 2 階 建設部前打合せ室</u> <u>甲南支部 甲南庁舎 2 階大会議室</u></p> <p>※ 本部会議を行う場合、水口庁舎以外の本部員は、必要に応じて水口庁舎に参集すること。</p> <p>3.市災害対策本部体制設置各部班の任務分担</p> <p style="text-align: center;">＜本部組織＞</p> <table border="1" data-bbox="329 1627 1240 1766"> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防団長、消防署長、災害対策本部関係各部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複合災害時においては、判断の遅れや混乱を防ぐためにも、震災対応は市長、原子力災害は副市長が担うなど、状況に応じて役割分担を行うものとする。</p>	区分	体制	配備内容	職員出動基準	災害警戒体制	準備体制	災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。	指定された職員	第一号体制	全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。	指定された職員	第二号体制	全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。	指定された災害関係部署	<u>第三号体制</u> <u>(水防本部、災害警戒本部)</u>	配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。	災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員	災害対策本部体制	第一配備	全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。	災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等 (※地震災害は全職員)	第二配備	全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。	全職員 (※施設職員は所属長判断)	特別配備	他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。	全職員	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	消防団長、消防署長、災害対策本部関係各部長	<p>2.市災害警戒本部及び災害対策本部体制</p> <p>原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生した場合（複合災害時）には、原子力災害が単独で発生した場合とは異なり、一般災害への災害応急対策の体制をとる必要がある。そのため、災害応急対策の体制は、基本的には一般災害と同じ本部構成・事務分掌とし、原子力災害固有の事務については、その旨を記して追記する。</p> <p>(1)体制基準</p> <table border="1" data-bbox="1498 535 2641 1278"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>体制</th> <th>配備内容</th> <th>職員出動基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害警戒体制</td> <td>準備体制</td> <td>災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>第一号体制</td> <td>全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。</td> <td>指定された職員</td> </tr> <tr> <td>第二号体制</td> <td>全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。</td> <td>指定された災害関係部署</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部</td> <td>配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。</td> <td>災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>第一配備</td> <td>全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。</td> <td>災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等 (※地震災害は全職員)</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。</td> <td>全職員 (※施設職員は所属長判断)</td> </tr> <tr> <td>特別配備</td> <td>他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※配備体制は（風水害）に準拠する。</u></p> <p>(2)設置場所</p> <p>本部 水口庁舎 <u>3 階 301A</u></p> <p>※ 本部会議を行う場合、水口庁舎以外の本部員は、必要に応じて水口庁舎に参集すること。</p> <p>3.市災害対策本部体制設置各部班の任務分担</p> <p style="text-align: center;">＜本部組織＞</p> <table border="1" data-bbox="1614 1591 2525 1730"> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長、教育長</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>消防団長、消防長、災害対策本部関係各部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複合災害時においては、判断の遅れや混乱を防ぐためにも、震災対応は市長、原子力災害は副市長が担うなど、状況に応じて役割分担を行うものとする。</p>	区分	体制	配備内容	職員出動基準	災害警戒体制	準備体制	災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。	指定された職員	第一号体制	全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。	指定された職員	第二号体制	全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。	指定された災害関係部署	災害警戒本部	配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。	災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員	災害対策本部体制	第一配備	全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。	災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等 (※地震災害は全職員)	第二配備	全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。	全職員 (※施設職員は所属長判断)	特別配備	他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。	全職員	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長	本部員	消防団長、消防長、災害対策本部関係各部長	<p>新庁舎 移転による 修正</p>
区分	体制	配備内容	職員出動基準																																																																	
災害警戒体制	準備体制	災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。	指定された職員																																																																	
	第一号体制	全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。	指定された職員																																																																	
	第二号体制	全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。	指定された災害関係部署																																																																	
	<u>第三号体制</u> <u>(水防本部、災害警戒本部)</u>	配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。	災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員																																																																	
災害対策本部体制	第一配備	全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。	災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等 (※地震災害は全職員)																																																																	
	第二配備	全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。	全職員 (※施設職員は所属長判断)																																																																	
	特別配備	他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。	全職員																																																																	
本部長	市長																																																																			
副本部長	副市長、教育長																																																																			
本部員	消防団長、消防署長、災害対策本部関係各部長																																																																			
区分	体制	配備内容	職員出動基準																																																																	
災害警戒体制	準備体制	災害情報の収集と警戒体制の準備体制とする。	指定された職員																																																																	
	第一号体制	全庁的に情報連絡活動を円滑に行いうる体制とする。	指定された職員																																																																	
	第二号体制	全庁的に情報連絡及び応急復旧が円滑に行いうる体制とする。	指定された災害関係部署																																																																	
	災害警戒本部	配備を強化し災害対策本部の設置に備える体制とする。	災害関係部署の約 2/3、その他指定された部署の約 1/2 及び指定された管理職職員																																																																	
災害対策本部体制	第一配備	全庁体制で応急対策等を行いうる体制とする。	災害関連部署全員、その他部署の 2/3 及び全管理職等 (※地震災害は全職員)																																																																	
	第二配備	全職員等で応急対策等を行いうる体制とする。	全職員 (※施設職員は所属長判断)																																																																	
	特別配備	他団体等の応援等を要する非常事態の体制とする。	全職員																																																																	
本部長	市長																																																																			
副本部長	副市長、教育長																																																																			
本部員	消防団長、消防長、災害対策本部関係各部長																																																																			

修正前				修正後				備考
<u>＜災害対策本部体制設置各部班の任務分担 その1＞</u>				災害対策本部体制事務分掌（原子力災害対策事務）				
原子力災害対策事務として、甲賀市地域防災計画A、甲賀市災害時職員初動マニュアルに定める事務分掌に加え、以下の事項を任務分担とする。								
市長直轄組織 【部長】 危機・安全管理統括監 政策監 【副部長】 危機管理監 市長公室長	班名 総括班 渉外広報班	班長(副班長) 危機管理課長 秘書課長 (広報課長)	任 務 分 担 ・本部の設置及び閉鎖に関する事 ・災害対策の全般的企画に関する事 ・災害対策の総括に関する事 ・県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関する事 ・自衛隊の応援要請に関する事 ・消防団に関する事 ・危険物施設の災害に関する事(消防本部) ・直轄組織内の調整に関する事 ・(原) 退避・避難の勧告、指示又は解除に関する事 ・(原) 原子力災害に係る知識の普及に関する事 ・(原) 原子力災害に特有な資機材の整備に関する事 ・(原) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する事 ・災害にかかる広報・公聴に関する事 ・報道機関に対する情報提供、連絡調整に関する事 ・災害の記録、撮影に関する事 ・住民に対する情報周知に関する事 ・秘書業務に関する事 ・市防災行政無線の利用に関する事(甲南第一地域市民センター) ・被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関する事	部名及び担当職員 総合政策部 危機・安全管理統括監 総合政策部長 危機管理監 管理監 総合政策部次長 市民環境部 市民環境部長 市民環境部次長 各地域市民センター所長	班名 総括班 情報収集班 環境班	班長(副班長) 危機管理課長 政策推進課長 (情報政策課長) (情報基盤整備推進室長) 生活環境課長	任 務 分 担 ・ 屋内退避・避難の勧告、指示又は解除に関する事 ・原子力災害に係る知識の普及に関する事 ・原子力災害に特有な資機材の整備に関する事 ・ 拠点避難所(一時滞在場所)の総括管理に関する事 ・原子力災害に係る情報収集に関する事 ・放射性物質による汚染状況調査等に関する事 ・汚染の除去に関する事	
【部長】 総合政策部長 【副部長】 総合政策部次長 総合政策部管理監	公共情報班 情報収集班	政策推進課長 (甲賀病院移転準備室長) 情報政策課長 (情報基盤整備推進室長)	・災害復興方針、計画に関する事 ・公共交通機関の情報に関する事 ・電気、ガス、通信機関の情報に関する事 ・ライフライン情報に関する事 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事 ・部内の調整に関する事 ・被害状況の情報収集及び取りまとめに関する事 ・県等公共機関への被害状況報告に関する事 ・所管施設の災害復旧に関する事 ・(原) 原子力災害に係る情報収集に関する事	産業経済部 産業経済部長 産業経済部次長 農業委員会 事務局長	物資調達配給班	商工政策課長 (農業振興課長) (獣害特別対策室長)	・農林畜水産物の採取出荷制限に関する事 ・風評被害の軽減に関する事	
【部長】 総務部長 総務部理事 【副部長】 総務部次長 総務部管理監	文書班 職員班 財政班 被害調査班 会計班	総務課長 (法務室長) 職員課長 (行政改革推進室長) 公有財産管理室長 (財政課長) (契約検査課長) 税務課長 (滞納債権対策課長) 会計課長	・災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事 ・部内の調整に関する事 ・災害関係職員の動員に関する事 ・災害派遣職員の身分取扱いに関する事 ・公務災害補償に関する事(消防団員も含む) ・他の部署等への応援に関する事 ・(原) 職員の被ばく管理に関する事 ・災害関係の予算に関する事 ・市有財産(行政財産を除く)の管理に関する事 ・車両の確保及び配車に関する事 ・建物被害状況調査に関する事 ・災害減免及び猶予に関する事 ・り災証明の発行に関する事 ・災害時に必要な物品の出納に関する事 ・義援金の受け入れ、保管に関する事 ・災害関係経費の支出に関する事	建設部 建設部長 建設部次長	道路河川対応班 住宅対応班	建設管理課長 (建設事業課長) 住宅建築課長 (都市計画課長)	・放射線に係る立入制限等に関する事 ・ 拠点避難所(一時滞在場所)の開設調整に関する事	
				上下水道部 上下水道部長 上下水道部次長	上水道班	上水道課長 (上下水道総務課長)	・上水道の摂取制限に関する事	
				教育委員会 【部長】 事務局教育部長 【副部長】 事務局次長、 事務局管理監	食糧支援班	信楽学校給食センター所長	・飲食物の摂取制限に関する事	

修正前				修正後				備考				
＜災害対策本部体制設置各部班の任務分担 その2＞												
部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担	部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担					
市民環境部 【部長】 市民環境部長 【副部長】 市民環境部次長 市民窓口センター 所長 各地域市民センター 所長	避難所 対策班	保険年金課長 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所対応に関する事 ・避難所における物資供給等に関する事 ・市内避難所の総括に関する事 ・帰宅困難者の対応に関する事 ・被災者等災害相談に関する事 	病院部 信楽中央病院 事務部長 水口医療介護 センター事務部長 信楽中央病院 事務部次長 水口医療介護 センター 事務部次長	病院班	信楽中央病院長 水口医療介護セン ター長 (医長) (事務長) (医療技術部長) (看護部長)	・(原)緊急被ばく医療の協力に関する事					
	市民 生活班	市民課長 (人権推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの応援受付、対応に関する事 ・外国人の対応に関する事 ・所管施設の災害復旧に関する事 ・所轄避難施設の対応に関する事 ・部内の調整に関する事 									
	環境班	生活環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に関する事 ・し尿処理に関する事 ・廃棄物処理の協力応援体制に関する事 ・身元不明者等の埋葬・火葬に関する事 ・遺体の安置に関する事 ・(原)放射性物質による汚染状況調査等に関する事 ・(原)汚染の除去に関する事 									
	市民 支援班	市民窓口センター所 長 各地域市民センター 地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導の連絡調整に関する事 ・被災者窓口に関する事 ・物資調達配給班との調整に関する事 ・会計班との調整に関する事 									
	調査 応急 対策班	地域コミュニティ推 進室長 各地域市民センター 地域振興課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、下水道、水道等の連絡調整に関する事 ・消防団方面隊の活動に関する事 ・住民との連絡調整に関する事 ・所管施設の災害復旧に関する事 									
	健康福祉部 【部長】 健康福祉部長 【副部長】 健康福祉部次長	福 祉 救援班	社会福祉課長 (自立支援課長) (長寿福祉課長)				<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に関する事 ・被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事 ・災害援護資金の貸付に関する事 ・高齢者、障がい者等への救護に関する事(救護班との調整、協力) ・所管施設の災害復旧に関する事 ・災害ボランティア(福祉関係)に関する事 ・行方不明者等の捜索、収容に関する事 ・日赤奉仕団との調整に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・災害時要援護者名簿登録者の確認に関する事 ・災害孤児に関する事 ・部内の調整に関する事 					
							救護班	健康推進課長 (長寿福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関及び保健所との連絡調整に関する事 ・医療救護及び救護所の設置運営に関する事 ・救急機関(消防署含む)との連絡調整に関する事 ・医療災害ボランティアに関する事 ・感染症予防対策に関する事 ・医療機材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関する事 ・所管施設の災害復旧に関する事 			
									消防部 消防団長 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に係る立入制限等に関する事 ・避難誘導に関する事
									施設所管課		施設長	・所管施設の除染に関する事

修正前				修正後	備考
<u>＜災害対策本部体制設置各部班の任務分担 その3＞</u>					
部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担		
産業経済部 【部長】 産業経済部長 【副部長】 産業経済部次長 農業委員会 事務局長	農 林 対応班	農村整備課長 (林業振興課長) (鳥獣害対策室長)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係被害状況調査に関する事 ・農林水産施設の災害復旧に関する事 ・所轄避難施設の対応に関する事 ・林地崩壊対策に関する事 ・ペット、家畜等動物の救護及び対策に関する事 ・道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事 		
	物資 調達 配給班	商工政策課長 (農業振興課長) (観光戦略推進室)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活物資の調達、配給に関する事(総括) ・避難食料物資の調達、配給に関する事(総括) ・所管施設の災害復旧に関する事 ・被災世帯への物資供給に関する事 ・義援品(医療品、医療機材、建築資材等の特定品を除く)の受け入れに関する事 ・日赤奉仕団、給食センターとの食料調整に関する事 ・部内の調整に関する事 ・(原)農林畜水産物の採取出荷制限に関する事 ・(原)風評被害の軽減に関する事 		
建設部 【部長】 建設部長 【副部長】 建設部次長	道路 河川 対応班	建設管理課長 (建設事業課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等関係の被害状況調査に関する事 ・道路、河川等関係の災害復旧に関する事 ・土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策に関する事 ・通行不能箇所の調査及び対策に関する事(警察との連携) ・緊急輸送道路確保に関する事 ・建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事 ・緊急建設資材等の調達に関する事 ・部内の調整に関する事 ・(原)放射線に係る立入制限等に関する事 		
	住宅 対応班	住宅建築課長 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の都市計画及び建築基準法に係る調査、企画及び立案に関する事 ・仮設住宅建設に関する事 ・仮設住宅入居に関する事 ・宅地崩壊対策に関する事 ・緊急建設資材等の調達に関する事 ・崩壊建築廃材対応に関する事(環境班との連携) ・被害住宅相談及び診断に関する事 ・所管施設の災害復旧に関する事 ・所轄避難施設の対応に関する事 		

修正前		修正後		備考
<u>＜災害対策本部体制設置各部班の任務分担 その4＞</u>				
部名及び担当職員	班名	班長(副班長)	任 務 分 担	
上下水道部 【部長】 上下水道部長 【副部長】 上下水道部次長	下水道班	下水道課長 (上下水道料金課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関する事 ・下水道施設の災害復旧に関する事 ・下水道に係る相談に関する事 ・道路河川対応班の応援に関する事 	
	上水道班	上水道課長 (上下水道料金課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の住民への供給に関する事 ・水道施設の被害調査に関する事 ・水道施設の災害復旧に関する事 ・他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事 ・緊急配水資材等の調達に関する事 ・緊急事業による配給水の広報に関する事 ・上水道に係る相談に関する事 ・道路河川対応班の応援に関する事 ・部内の調整に関する事 ・(原) 上水道の摂取制限に関する事 	
教育委員会事務局 【部長】 教育部長 【副部長】 教育部次長 管理監	学 校 教育班	教育総務課長 (学校教育課長) (教育研究所長) (こども未来課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の被害調査に関する事 ・学校施設の災害復旧に関する事 ・教育関係施設の避難所に関する事 ・教育関係義援金の受領、保管及び配分に関する事 ・避難所対策班との連絡調整に関する事 ・部内の調整に関する事 	
	食 料 支援班	信楽学校給食センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・食料支援に関する事 ・他の給食センターとの連絡調整に関する事 ・物資調達配給班との調整に関する事 ・(原) 飲食物の摂取制限に関する事 	
	社 会 施設班	社会教育課長 (文化スポーツ振興課長) (歴史文化財課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査に関する事 ・所管施設の災害復旧に関する事 ・関係施設の避難所に関する事 ・避難所対策班との連絡調整に関する事 	
議会部 【部長】 議会事務局長 監査委員事務局長	議会班	議事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会の連絡調整に関する事 ・他班の応援に関する事 	
病院部 【部長】 信楽中央病院 事務部長 水口医療介護センター事務部長 【副部長】 信楽中央病院 事務部次長 水口医療介護センター事務部次長	病院班	信楽中央病院長 水口医療介護センター長 (医長) (事務長) (看護部長)	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療に関する事 ・病院施設の被害調査に関する事 ・病院施設の災害復旧に関する事 ・救護班との連絡調整に関する事 ・(原) 緊急被ばく医療の協力に関する事 	
消防部 【部長】 消防団長 【副部長】 副団長	消防団	各方面隊長 女性消防隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の防ぎよに関する事 ・災害の応急措置に関する事 ・救助活動支援に関する事 	
施設所管課：(原) 所管施設の除染に関する事				

修正前	修正後	備考
<p>第2 警戒配備時の活動体制</p> <p>1.警戒配備体制の決定 市は、以下の配備基準において、警戒配備体制を決定する。 ① <u>重大なトラブルに関する情報連絡を受け、県が警戒配備体制を決定したとき。</u> ② <u>その他、市長が警戒配備体制を必要と認めたとき。</u></p> <p>2.警戒配備の解除基準 警戒配備体制の廃止は、概ね以下の基準による。 ① <u>原子力事業所の事故が終結したとき。</u> ② <u>事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。</u></p> <p>3.業務内容 関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行う。</p> <p>第3 緊急時通報受信時の活動体制</p> <p>1.災害警戒本部の設置基準 市は、以下の配備基準において、災害警戒本部を設置する。 ① <u>原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、県が災害警戒本部を設置したとき。</u> ② <u>原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1μSv/h 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。</u> ③ <u>福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、1μSv/h 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。</u></p> <p>2.災害警戒本部体制の解除 災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。 ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。 ② 災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>第4 特定事象発生時の活動体制</p>	<p>第2 情報収集事態【フェーズ1】における活動体制</p> <p>1.警戒配備体制の決定 市は、以下の配備基準において、警戒配備体制を決定する。 ① <u>福井県の原子力施設等立地市町において震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）。</u> ② <u>県から情報収集事態が発生したことの連絡があったとき、必要に応じ、関係課連絡会議を開催し、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。</u> ③ <u>その他危機・安全管理統括監が警戒配備体制を決定したとき。</u></p> <p>2.警戒配備の解除基準 警戒配備体制の廃止は、概ね以下の基準による。 ① <u>事故に至るものでないことが確認できたとき。</u> ② <u>原子力事業所の事故が終結したとき。</u> ③ <u>事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。</u></p> <p>3.業務内容 関係する職員は、それぞれの担当に係る情報の収集を行う。</p> <p>第3 警戒事態【フェーズ2】における活動体制</p> <p>1.災害警戒本部の設置基準 市は、以下の配備基準において、災害警戒本部を設置する。 ① <u>福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき。</u> ② <u>県から警戒事態が発生したことの連絡があったとき。</u> ③ <u>県から警戒体制を発表したことの連絡があったとき。</u> ④ <u>その他、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</u></p> <p>2.災害警戒本部体制の解除 災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。 ③ 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。 ④ 災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>第4 施設敷地緊急事態【フェーズ3】における活動体制</p>	<p>国指針 改正及 び県計 画の修 正を反映</p>

修正前	修正後	備考
<p>1.災害対策本部の設置基準</p> <p>市は、以下の配備基準において、災害対策本部を設置する。</p> <p>① 原子力防災管理者から原災法第 10 条に定める通報を受け、県が災害対策本部を設置したとき。</p> <p>② 福井県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。</p> <p>③ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>2.災害対策本部体制の解除</p> <p>災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p> <p>② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>第 5 <u>原子力緊急事態宣言発出時の活動体制</u></p>	<p>1.災害対策本部の設置基準</p> <p>市は、以下の配備基準において、災害対策本部を設置する。</p> <p>① 原子力防災管理者から原災法第 10 条に定める通報を受け、県が災害対策本部を設置したとき。</p> <p>② <u>県から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡があったとき。</u></p> <p>③ 福井県又は滋賀県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h 以上の放射線量率が検出されたことが判明したとき。</p> <p>④ <u>県及び関係周辺市から一時滞在場所開設準備の依頼があったとき。</u></p> <p>⑤ その他、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>2.災害対策本部体制の解除</p> <p>災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。</p> <p>③ 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。</p> <p>④ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>第 5 <u>全面緊急事態【フェーズ 4】における活動体制</u></p>	
<p>国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、災害対策本部を継続することとなっている。</p> <p>市においても、災害対策本部を継続するものとする。</p> <p>第 6 専門的支援の要請</p>	<p>国では、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策を講ずることとしているが、県においては、災害対策本部を継続することとなっている。</p> <p>市においても、災害対策本部を継続するものとする。</p> <p>第 6 専門的支援の要請</p>	
<p>1.専門家に対する支援要請</p> <p>市は、特定事象の発生等にもなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討及び実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。</p> <p>2.県に対する支援要請</p> <p>市は、原子力事業者より特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。</p> <p>第 7 応援要請及び職員の派遣要請等</p>	<p>1.専門家に対する支援要請</p> <p>市は、特定事象の発生等にもなう影響を把握するため、あるいは原子力災害に関する応急対策の検討及び実施にあたって、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、原子力に関する専門家より専門的、経験的見地からの支援を得る。</p> <p>2.県に対する支援要請</p> <p>市は、原子力事業者より特定事象発生 of 通報を受けた場合等に、事態の把握のため、必要に応じ、県に対し原子力防災に関する専門的支援を求める。</p> <p>第 7 応援要請及び職員の派遣要請等</p>	
<p>1.応援要請</p> <p>市は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。</p>	<p>1.応援要請</p> <p>市は、応急対策の実施にあたり、必要に応じ原子力事業者、国、県、他市町村等に対し応援要請を行う。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>2.職員の派遣要請等</p> <p>市は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について幹旋を求める。</p> <p>第8 自衛隊原子力災害派遣要請計画</p> <p>1.計画の方針</p> <p><u>原子力災害において、市民の生命、身体及び財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。</u></p> <p>2.派遣要請の実施</p> <p><u>市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、知事に派遣を要請する。国の原子力災害対策本部設置後においては、現地原子力防災センターにおける緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は国の原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。</u></p> <p>3.派遣の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>モニタリング支援</u> ② <u>被害状況の把握</u> ③ <u>避難の援助</u> ④ <u>行方不明者等の捜索救助</u> ⑤ <u>消防活動</u> ⑥ <u>応急医療・救護</u> ⑦ <u>人員及び物資の緊急輸送</u> ⑧ <u>危険物の保安及び除去</u> ⑨ <u>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの</u> <p>4.派遣要請の手続き</p> <p>(1)口頭で要請する場合の連絡事項</p> <p><u>ア 市長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求める。災害派遣要請は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(2)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出する。</u></p> <p><u>イ 市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨及び災害の状況を下記(3)に掲げる関係部隊に通知することができる。この場合、市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。</u></p>	<p>2.職員の派遣要請等</p> <p>市は、災害応急対策又は災害事後対策のため必要と認めるときは、県に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について幹旋を求める。</p> <p>削除</p>	<p>業務大綱の見直しにより削除</p>

修正前	修正後	備考								
<p><u>ウ 上記イの通知を受けた下記(3)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に、急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。</u></p> <p>(2)口頭で要請する場合の連絡事項</p> <p><u>ア 災害の状況及び派遣を要請する理由</u></p> <p><u>イ 派遣を希望する期間</u></p> <p><u>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</u></p> <p><u>エ その他参考となる事項</u></p> <p>(3)派遣要請先</p> <table border="1" data-bbox="290 800 1279 1115"> <thead> <tr> <th>派遣要請先</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘丁目1番1号)</td> <td>072-782-0001 【内線：2259】</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)</td> <td>0773-62-2250 【内線：2222】</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地)</td> <td>042-953-6131 【内線：2233】</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注)陸上自衛隊に災害派遣を要請する場合は、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係(高島市今津町今津平郷国有地 Tel 0740-22-2581【内線235】)を窓口として要請する。</u></p> <p><u>また、海上自衛隊舞鶴地方総監及び航空自衛隊中部航空方面隊司令官に派遣要請をした場合においても、陸上自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊に通報するものとする。</u></p> <p>5.自主的派遣</p> <p><u>県を担任する自衛隊の部隊等は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。</u></p> <p><u>ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。</u></p> <p>6.派遣部隊の受入れ</p> <p>(1)派遣部隊の受入体制</p> <p><u>知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長にその旨を通知し、受入体制を整備させるとともに、市その他防災関係機関相互の連絡調整に当たるものとする。</u></p> <p><u>ア 派遣部隊と関係市(長浜市、高島市)との連絡窓口及びその責任者の決定</u></p>	派遣要請先	電話番号	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】	海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】	航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】		
派遣要請先	電話番号									
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 (兵庫県伊丹市緑が丘丁目1番1号)	072-782-0001 【内線：2259】									
海上自衛隊舞鶴地方総監(連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 【内線：2222】									
航空自衛隊中部航空方面隊司令官(連絡窓口：防衛部) (埼玉県狭山市稻荷山2丁目3番地)	042-953-6131 【内線：2233】									

修正前	修正後	備考
<p><u>イ 作業計画及び資機材の準備</u></p> <p><u>ウ 派遣部隊の誘導</u></p> <p><u>エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備</u></p> <p><u>オ 市民の協力</u></p> <p>(2)他の防災関係機関との競合重複排除 <u>知事及び市長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。</u></p> <p>(3)連絡幹部の派遣受入れ <u>自衛隊は、部隊を派遣する場合、県又は市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせるものとする。</u></p> <p>7.派遣部隊の撤収要請 <u>知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行うものとする。</u></p> <p>8.経費の負担区分 <u>自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。</u> <u>ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。</u></p> <p>① <u>派遣部隊の宿泊等に必要土地、建物等の使用料及び借上料</u></p> <p>② <u>派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費及び入浴料</u></p> <p>③ <u>活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費及び修理費</u></p> <p>④ <u>有料道路の通行料</u></p> <p>⑤ <u>放射能防護資機材(ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等)</u></p> <p>第 9 防災業務関係者の安全確保</p>	<p>第 8 防災業務関係者の安全確保</p>	
<p>市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。</p> <p>1.防護対策 市は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。</p> <p>2.防災業務関係者の被ばく管理 (1)防災業務関係者の被ばく管理の指標</p>	<p>市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。</p> <p>1.防護対策 市は、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。</p> <p>2.防災業務関係者の被ばく管理 (1)防災業務関係者の被ばく管理の指標</p>	

修正前	修正後	備考
<p>① 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</p> <p>② 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。</p> <p>(※妊婦に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性がある防災業務から除外するなど、適切な配慮が必要である。)</p> <p>(2)県への支援要請</p> <p>市は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>第4節 市民等への情報伝達・相談活動</p>	<p>① 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。</p> <p>② 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。</p> <p>(※妊婦に関しては、胎児保護の観点から被ばくの可能性がある防災業務から除外するなど、適切な配慮が必要である。)</p> <p>(2)県への支援要請</p> <p>市は、県との連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>第4節 市民等への情報伝達・相談活動</p>	
<p>第1 市民等への情報伝達活動</p>	<p>第1 市民等への情報伝達活動</p>	
<p>市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、市民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>1.市民に対する情報伝達</p> <p>市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細やかな情報を、国、県、県警察と連携し伝える。</p> <p>市は、市民等へ的確に情報が伝わるよう、県、県警察と連携し、市情報基盤、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法(FAX、市ホームページ等)など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報管理の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。</p> <p>2.情報伝達の内容</p> <p>(1)基本方針</p> <p>市は、市民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。</p> <p>(2)災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、周辺市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者に配慮した伝達を行う。</p>	<p>市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎ、あるいはその拡大をおさえるため、市民等に対する的確な情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>1.市民に対する情報伝達</p> <p>市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項に関するきめ細やかな情報を、国、県、県警察と連携し伝える。</p> <p>市は、市民等へ的確に情報が伝わるよう、県、県警察と連携し、市情報基盤、防災行政無線、インターネット、広報車による巡回周知、テレビ、ラジオによる放送、携帯電話のメール、その他実情に即した方法(FAX、市ホームページ等)など、利用可能な様々な手段を活用し、繰り返し伝達するよう努める。また、情報管理の一元化を図り、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。</p> <p>2.情報伝達の内容</p> <p>(1)基本方針</p> <p>市は、市民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備するなど、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。</p> <p>(2)避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、周辺市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>なお、その際、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦その他の避難行動要支援者の心身の状況に配慮した</p>	<p>災 対 法 の 改 正 に 伴 う</p>

修正前	修正後	備考
<p>(3)情報伝達内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故・災害等の概況 ② 災害応急対策の実施状況 ③ 不安解消のための市民に対する呼びかけ ④ 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ <p>(4)広報内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う ② 発表内容や時期については、県等と相互に連絡を取り合い実施する。 <p>(5)誤情報の拡散への対処</p> <p>公式見解をいち早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。</p> <p>第2 市民等からの問い合わせに対する対応</p>	<p>手段・方法で行う。</p> <p>(3)情報伝達内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故・災害等の概況 ② 災害応急対策の実施状況 ③ 不安解消のための市民に対する呼びかけ ④ 避難住民を受入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ <p>(4)広報内容の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う ② 発表内容や時期については、県等と相互に連絡を取り合い実施する。 <p>(5)誤情報の拡散への対処</p> <p>公式見解をいち早く発表し誤情報の拡散抑制に努める。</p> <p>第2 市民等からの問い合わせに対する対応</p>	
<p>1.相談窓口の設置</p> <p>市は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を開設し、必要な要員を配置する。</p> <p>2.情報の収集・整理</p> <p>市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。</p> <p>第3 風評被害対策</p>	<p>1.相談窓口の設置</p> <p>市は、緊急時には県と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、速やかに市民等からの問い合わせに対応する窓口を開設し、必要な要員を配置する。</p> <p>2.情報の収集・整理</p> <p>市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動との連携を図る。</p> <p>第3 風評被害対策</p>	
<p>1.基本方針</p> <p>市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。</p> <p>2.留意点</p> <p>国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、以下のような項目を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動 ② 放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施 	<p>1.基本方針</p> <p>市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。</p> <p>2.留意点</p> <p>国内外への正確な情報発信・国外からの風評被害の影響に留意し、以下のような項目を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動 ② 放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の実施 	

修正前	修正後	備考														
<p>第4 複合災害時の市民への情報伝達の留意点</p> <p>複合災害時では、通常の情報連絡手段が被災、また孤立集落の発生など、市から市民への情報伝達が行えない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、市民に情報を伝達する手段を確保するために、情報伝達手段の多重化を進めていく必要がある。また、緊急時は、市所有の情報通信手段以外の県や警察、消防団、民間企業等の情報伝達手段を活用し、市民に情報伝達するように努める。</p> <p>第5節 退避及び避難計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、市民の安全確保を図る。</u></p> <p><u>市では、原子力災害に対して、PPA（Plume Protection Planning Area：放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）に準じた対応を基本としている。放射性プルームによる甲状腺被ばくの影響は、屋内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。</u></p> <p><u>ただし、想定を超える事態が発生した場合、コンクリート屋内退避や、避難が必要となる可能性もゼロではないため、県計画に基づく対応を行う。この場合においては、市だけでなく県下全域が避難することが想定され、また避難先も緊急時モニタリング結果等の情報を活用した上で決定する必要があることから、県と連携して、対応を行うことを基本とする。</u></p>	<p>第4 複合災害時の市民への情報伝達の留意点</p> <p>複合災害時では、通常の情報連絡手段が被災、また孤立集落の発生など、市から市民への情報伝達が行えない事態に陥ることも想定される。そのような場合においても、市民に情報を伝達する手段を確保するために、情報伝達手段の多重化を進めていく必要がある。また、緊急時は、市所有の情報通信手段以外の県や警察、消防団、民間企業等の情報伝達手段を活用し、市民に情報伝達するように努める。</p> <p>第5節 退避及び避難計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p><u>原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL」と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。</u></p> <p><u>原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。</u></p> <p><u>原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。</u></p> <p><u>それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ（必要に応じてそれ以遠も含む。）内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。</u></p> <p><u>この方針に沿って、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、住民の安全確保を図る。</u></p> <p><u>別表1 防護措置基準</u></p> <p><u>OILと防護措置について（原子力災害対策指針より）</u></p> <table border="1" data-bbox="1448 1409 2659 1812"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{*1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急防護措置</td> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ば</td> <td>β線：40,000cpm^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等</td> </tr> </tbody> </table>		基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ば	β 線：40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等	<p>国指針改正及び県計画の修正を反映</p>
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要												
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)												
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ば	β 線：40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等												

修正前	修正後				備考
		くを防止するため、除染を講じるための基準	β線：13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
	早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	飲食物摂取制限 ^{*9}	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
<p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね一日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。</p> <p>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。</p> <p>※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>					

修正前	修正後	備考																		
<p>第2 退避等に関する指標</p> <p>市は、県が旧防災指針を基に定めた、次に掲げる「原子力災害時の避難等の措置のための初期活動開始指標」(以下、「県初期活動開始指標」とする。)により防護活動の準備を開始するものとする。</p> <p>県は、国、福井県、原子力事業者から、緊急時モニタリング結果等の情報分析・提供等を受けて、得られた予測線量が、県初期活動開始指標に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、直ちに、国、原子力防災専門官、国の専門家等と協議して、避難等の措置の実施について準備を開始することとし、避難等が必要となった場合には、防護対策区域を決定するとともに、同区域の住民に対し、避難等の措置を行うよう関係周辺市(長浜市、高島市)に指示することとされている。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、県は、内閣総理大臣の指示に従い、関係周辺市(長浜市、高島市)に対し、住民等に対する避難等のための立ち退きの勧告又は指示の連絡・確認等、必要な緊急事態応急対策を実施するものとされている。</p> <p>ただし、この場合においても、県初期活動開始指標に基づき初期活動を開始するものとする。</p> <p>【参考資料2 旧防災指針 屋内退避及び避難等に関する指標】を参照</p> <p style="text-align: center;">＜原子力災害時の屋内退避及び避難等のための初期活動開始指標＞</p> <table border="1" data-bbox="172 1003 1397 1671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">レベル</th> <th colspan="2">予測線量(単位：mSv)</th> <th rowspan="2">防護対策の内容</th> </tr> <tr> <th>外部被ばくによる実効線量</th> <th>内部被ばくによる等価線量・放射性ヨウ素による甲状腺等価線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル 第1</td> <td>5～10</td> <td>50～100</td> <td>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</td> </tr> <tr> <td>レベル 第2</td> <td>10～50</td> <td>100～500</td> <td>住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、これが困難な場合は避難すること。</td> </tr> <tr> <td>レベル 第3</td> <td>50以上</td> <td>500以上</td> <td>住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 外部被ばくによる実効線量及び放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルでないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた、防護対策をとる。</p> <p>2 初期活動開始に係る基本フローについては、「退避等のための初期活動開始基本フロー図」によるものとする。</p>	レベル	予測線量(単位：mSv)		防護対策の内容	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量・放射性ヨウ素による甲状腺等価線量	レベル 第1	5～10	50～100	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。	レベル 第2	10～50	100～500	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、これが困難な場合は避難すること。	レベル 第3	50以上	500以上	住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。		
レベル		予測線量(単位：mSv)			防護対策の内容															
	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量・放射性ヨウ素による甲状腺等価線量																		
レベル 第1	5～10	50～100	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。																	
レベル 第2	10～50	100～500	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避すること。 その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。 ただし、これが困難な場合は避難すること。																	
レベル 第3	50以上	500以上	住民は、指示に従い、予測線量が第1レベルに達しない場所まで、避難すること。																	

修正前	修正後	備考
<p style="text-align: center;"><u><「退避等のための初期活動開始基本フロー図」></u></p> <p style="text-align: center;"><予測線量></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">外部全身</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">甲状腺</div> </div> <p>第1レベル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5~10mSv</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">50~100mSv</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">屋内退避</div> </div> <p>第2レベル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10~50mSv</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">100~500mSv</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">コンクリート屋内退避</div> </div> <p>第3レベル</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">50mSv 以上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">500mSv 以上</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難</div> </div> <p>第3 退避等の措置の実施主体</p> <p>住民の<u>避難</u>等の措置を講ずるにあたっては、市だけでなく、<u>県</u>、<u>自衛隊</u>等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。</p> <p>市は、<u>県</u>より<u>避難</u>等の防護対策の指示があった場合には、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。</p> <p>第4 第1レベル：屋内退避</p> <p>1.市がとる措置</p> <p>(1)市から市民への伝達</p> <p>市は、<u>県</u>からの指示を受けたとき又は独自の判断により、屋内退避を決定したときは、速やかに市民、屋内退避区域に所在する市所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市の災害対策本部からの緊急通報であること ② 事故の概要 ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響 ④ 応急対策の状況及び今後とるべき措置 <u>(安定ヨウ素剤の服用等)</u> 	<p>第2 屋内退避等の措置の実施主体</p> <p>住民の<u>屋内退避</u>等の措置を講ずるにあたっては、市だけでなく、<u>県</u>等防災関係機関の応援・協力のもと実施するものとする。</p> <p>市は、<u>県</u>より<u>屋内退避</u>等の防護対策の指示があった場合には、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示するものとする。</p> <p>第3 屋内退避</p> <p>1.市がとる措置</p> <p>(1)市から市民への伝達</p> <p>市は、<u>県</u>からの指示を受けたとき又は独自の判断により、屋内退避を決定したときは、速やかに市民、屋内退避区域に所在する市所管の学校、社会福祉施設等の長に屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市の災害対策本部からの緊急通報であること ② 事故の概要 ③ 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響 ④ 応急対策の状況及び今後とるべき措置 	

修正前	修正後	備考
<p>⑤ 屋内退避措置をとること及び対象地区</p> <p>⑥ 屋内退避にあたっての注意事項(窓を閉め気密性に配慮など)</p> <p>⑦ 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>⑧ その他必要事項</p> <p>(2)コンクリート屋内退避、避難への備え</p> <p><u>市は、屋内退避を市民等に指示するとともに、予測放射線量、市民からの問合せ状況、施設、輸送体制等を確認し、屋外への移動を伴うコンクリート屋内退避及び避難に備えるものとする。</u></p> <p>2.学校、社会福祉施設等の長がとる措置</p> <p>学校、社会福祉施設等の長は、県及び市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡する。</p> <p>第5 第2レベル：コンクリート屋内退避</p>	<p>⑤ 屋内退避措置をとること及び対象地区</p> <p>⑥ 屋内退避にあたっての注意事項(窓を閉め気密性に配慮など)</p> <p>⑦ 飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</p> <p>⑧ その他必要事項</p> <p><u>削除</u></p> <p>2.学校、社会福祉施設等の長がとる措置</p> <p>学校、社会福祉施設等の長は、県及び市の指示等に基づき、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡する。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>国指針改正及び県計画の修正を反映しコンクリート屋内退避にかかる箇所を削除</p>
<p>1.市がとる措置</p> <p>(1)退避所の開設及び退避路の決定</p> <p><u>市は、県からの指示を受けたとき又は独自の判断によりコンクリート屋内退避を決定したときは、は、退避所を開設するとともに、退避路を決定するものとする。</u></p> <p>(2)市から市民への指示・伝達</p> <p><u>市は、県からの指示を受けたときは、速やかに市民、コンクリート屋内退避区域に所在する市所管の学校、社会福祉施設等の長にコンクリート屋内退避を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</u></p> <p>① <u>市災害対策本部からの緊急通報であること</u></p> <p>② <u>事故の概要</u></p> <p>③ <u>放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響</u></p> <p>④ <u>応急対策の状況及び今後とるべき措置</u></p> <p>⑤ <u>コンクリート屋内退避の対象地区</u></p> <p>⑥ <u>退避所及び退避経路</u></p> <p>⑦ <u>輸送手段等、退避の具体的な手順</u></p> <p>⑧ <u>退避にあたっての注意事項(携行品、外へ出るときの注意など)</u></p> <p>⑨ <u>安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>その他必要事項</u></p>		

修正前	修正後	備考
<p>(3)防災関係機関との協力 <u>市は、県警察、甲賀広域行政組合消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して退避等の措置を実施する。また、実施にあたっては、退避誘導責任者を定めておくものとする。</u></p> <p>(4)退避所への退避方法 <u>コンクリート屋内退避は、基本的には退避所まで徒歩で移動するものとするが、市は、退避の措置を実施するにあたり、自力で退避のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意するものとする。</u> <u>また、被ばくしていることが予想される者については、甲賀広域行政組合消防本部に対して救護所等への輸送を依頼するとともに、緊急時医療本部にその旨を連絡するものとする。</u></p> <p>(5)退避所責任者の派遣 <u>市は、コンクリート屋内退避の措置をとったときは、直ちに各退避所にあらかじめ定めた職員を退避所責任者として派遣し、退避者の把握、物資の供与、衛生、火気取締り、関係方面との連絡等にあたらせるものとする。</u></p> <p>(6)退避所の運営 <u>退避所責任者は、自主防災組織や市民の協力を得て退避所の運営を行う。</u> <u>また、退避所に備蓄されている飲料水、食物等は、汚染状況が判明するまで使用しないものとする。</u></p> <p>(7)コンクリート屋内退避措置の実施状況の把握等 <u>市は、退避誘導責任者、退避所責任者等を通じて、市民のコンクリート屋内退避の実施状況を把握するものとする。</u> <u>併せて、退避所における安否情報、緊急に必要とする飲料水、飲食物及び生活必需品の調達要望情報等、退避所運営に必要な情報を、退避所、市及び県との間を相互で伝達することにより、退避所の円滑な運営に努めるものとする。</u></p> <p>(8)救護所の設置 <u>市は、退避所の救護所設置について、県より要請があった場合は、これに協力する。</u></p> <p>2.学校、社会福祉施設等の長がとる措置 <u>学校、社会福祉施設等の長は、県及び市の指示等に基づく退避誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切にコンクリート屋内退避させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡する。</u></p>		

修正前	修正後	備考
<p>第6 第3レベル：避難</p> <p>1.市がとる措置</p> <p>(1)避難所の開設及び避難所の決定</p> <p>市は、県からの指示を受けたとき又は独自の判断により避難を決定したときは、<u>予測線量が第1レベルまで達しない避難所を開設するとともに、避難路を決定するものとする。</u></p> <p>(2)市から市民への指示・伝達</p> <p>市は、県からの指示を受けたときは、<u>速やかに市民、避難区域に所在する市所管の学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達するものとする。</u></p> <p>① <u>市災害対策本部からの緊急通報であること</u></p> <p>② <u>事故の概要</u></p> <p>③ <u>放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響</u></p> <p>④ <u>講じている対策及び今後とるべき措置</u></p> <p>⑤ <u>避難の対象地区</u></p> <p>⑥ <u>集合場所、避難所、避難経路</u></p> <p>⑦ <u>輸送手段等、避難の具体的な手順</u></p> <p>⑧ <u>避難にあたっての注意事項</u></p> <p>⑨ <u>安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>その他必要事項</u></p> <p>(3)防災関係機関との協力</p> <p>市は、<u>県警察、甲賀広域行政組合消防本部、その他防災関係機関と密接な連携をとり、協力して避難等の措置を実施する。また、実施にあたっては、避難誘導責任者を定めておくものとする。</u></p> <p>(4)避難所への避難方法</p> <p><u>対象市民等の避難は、原則として自衛隊等により避難所まで輸送するが、市は、状況に応じ、自家用車での移動が可能であると認められる場合には、市民等に対し、自家用車での避難を指示し、交通誘導整理を行う警察官等の指示に必ず従うよう周知するものとする。</u></p> <p><u>なお、避難を実施するにあたり、自力で避難のできない者、すでに被ばくしていることが予想される者等の救出に特に留意し、甲賀広域行政組合消防本部に対して災害拠点病院等への輸送を依頼するとともに、県にその旨を連絡するものとする。</u></p> <p><u>また、陸上輸送ですべての避難者の輸送が困難である場合には、自衛隊のヘリコプターによる輸送を県に対して要請するものとする。</u></p>	<p>削除</p>	<p>業務大綱の見直しにより削除</p>

修正前	修正後	備考
<p>(5)避難所責任者の派遣</p> <p><u>市は、避難の措置をとったときは、直ちに各避難所にあらかじめ定めた職員を避難所責任者として派遣し、避難者の把握、物資の供与、衛生、火気の取り締まり、関係方面との連絡等にあたらせるものとする。</u></p> <p>(6)避難所の運営</p> <p><u>避難所責任者は、自主防災組織や市民の協力を得て避難所の運営を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、避難所の運営にあたっては、避難住民及び関係者に対する継続した情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>(7)避難措置の実施状況の把握等</p> <p><u>市は、避難誘導責任者、避難所責任者等を通じて、避難した市民の被災地住民登録を行うとともに、県その他防災関係機関と協力し個別訪問を行う等、避難の実施状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>市は、併せて、避難所における安否情報、緊急に必要とされる飲料水、飲食物及び生活必需品の調達要望情報等、避難所運営に必要な情報を、避難所、市及び県との間を相互で伝達することにより、避難所の円滑な運営に努めるものとする。</u></p> <p>(8)救護所の設置</p> <p><u>市は、退避所の救護所設置について、県より要請があった場合は、これに協力する。</u></p> <p>2.学校、社会福祉施設等の長がとる措置</p> <p><u>学校、社会福祉施設等の長は、県及び市の指示等に基づく避難誘導責任者の誘導に従い、児童生徒、入所者等を迅速かつ適切に避難させるとともに、各施設で整備している緊急時連絡先一覧等を活用し、県及び市と連携を図り、保護者等へ連絡するものとする。</u></p> <p>第8 避難者受入れ体制の確保</p> <p><u>市は、避難所において避難してきた市民の氏名、年齢、どこから避難してきたのか、避難にかかった時間、外部被ばく線量の把握等、市民の健康状態に係る状況把握に努め、内部被ばくによる影響を確認する必要がある市民の抽出を行い、必要であれば内部被ばくの確認若しくは被ばく医療ができる病院へ搬送できる体制を県と連携して整える。</u></p> <p><u>避難所内に放射性物質を持ち込まないように、放射線量の把握を行うとともに、国・県等と協力し隔離・除染体制を整備する。</u></p> <p><u>また、避難に際しての心のケアや安定ヨウ素剤を服用する場合を考慮した体制確保に努める。</u></p> <p>第9 避難者の搬送</p> <p><u>市は、災害時要援護者等の避難に関して、避難車両が必要となる場合は、県や防災関係機関と連携し、避難に必要な車両を確保する。</u></p> <p><u>また、市及び防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、相互に連絡調整を行い、緊急通行</u></p>		

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="151 268 1329 300"><u>路を確保するため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して警察が実施する交通規制に協力を行う。</u></p> <p data-bbox="151 359 546 390">第10 災害時要援護者への配慮</p> <p data-bbox="151 430 1418 552"><u>市は、県の協力・助言を得て、市が行う避難誘導、情報提供及び避難所の生活環境整備にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他いわゆる災害時要援護者に配慮するものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。</u></p> <p data-bbox="151 564 1418 642"><u>また、障害・疾病等の状態に応じた避難と支援が行えるよう、広域的避難と支援のあり方を検討し、大規模災害時に対応できる仕組みづくりに努めるものとする。</u></p> <p data-bbox="151 699 712 730">第11 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給</p> <p data-bbox="151 770 1418 848"><u>市は、退避等施設において必要となる飲料水、飲食物及び生活必需品の調達等が不足する場合は、県への協力要請を行う。</u></p> <p data-bbox="151 905 822 936">第12 放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応</p> <p data-bbox="151 976 1418 1098"><u>原子力施設からの放射性物質の累積が局所的に生じ、積算線量が高い地域が発生し、国が「計画的避難区域(事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が存在)」等を指定した場合、市は、県から避難に必要な事項について指示を受ける。</u></p> <p data-bbox="151 1155 655 1186">第13 複合災害時の退避・避難の留意点</p> <p data-bbox="151 1226 1418 1304">複合災害時には、以下に示すような事態が想定され、それらの情報を迅速に把握し、それらの点に留意した対応が必要である。</p> <ul data-bbox="189 1316 1418 1570" style="list-style-type: none"> ・ 市民が既に自然災害で被災している場合があること ・ 被災或いは自然災害の被災者が既に避難するなどして、避難・退避施設が使用できない場合があること ・ 避難道路が被災して利用できない場合があること ・ 自然災害対応で要員・機材・車両等が不足すること ・ 情報が錯綜して混乱が生じる恐れがあること <p data-bbox="151 1627 1418 1797">従って、屋内退避においても家屋が被災した市民に対しては避難所などのコンクリート屋内退避を呼びかけたり、避難については道路状況や車両の手配に時間がかかり、通常の場合では防護対策が間に合わないと考えられる場合には、何よりも被ばくを避ける行動を優先させ、徒歩などで防護対策の必要のない区域まで一時的に移動し、改めて避難するなどの柔軟な対応が必要となる。</p>	<p data-bbox="1436 1163 1849 1194">第6 複合災害時の避難の留意点</p> <p data-bbox="1436 1234 2703 1312">複合災害時には、以下に示すような事態が想定され、それらの情報を迅速に把握し、それらの点に留意した対応が必要である。</p> <ul data-bbox="1475 1325 2703 1579" style="list-style-type: none"> ・ 市民が既に自然災害で被災している場合があること ・ 被災或いは自然災害の被災者が既に避難するなどして、避難・退避施設が使用できない場合があること ・ 避難道路が被災して利用できない場合があること ・ 自然災害対応で要員・機材・車両等が不足すること ・ 情報が錯綜して混乱が生じる恐れがあること <p data-bbox="1436 1635 2703 1806">従って、屋内退避においても家屋が被災した市民に対しては避難所などのコンクリート屋内退避を呼びかけたり、避難については道路状況や車両の手配に時間がかかり、通常の場合では防護対策が間に合わないと考えられる場合には、何よりも被ばくを避ける行動を優先させ、徒歩などで防護対策の必要のない区域まで一時的に移動し、改めて避難するなどの柔軟な対応が必要となる。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>第6節 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>本計画においては、既存の防災指針等を参考に、市が備蓄する安定ヨウ素剤の配布・服用について定める。ただし、<u>現在、PPA 領域における安定ヨウ素剤の配布や備蓄方法等については、国及び県においても個別事前配布も含め検討中である。また、安定ヨウ素剤の服用方法等については、副作用が出た場合の責任の所在に関する課題があるため、今後の国及び県の検討結果を踏まえた改訂を行う。</u></p> <p><u>また、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質による外部被ばくに対しては防護する効果がないことに留意する必要がある。市民に被ばくのおそれが生じた場合は、まず市民を安全な場所に避難させ、極力被ばくを回避することが何よりも重要である。</u></p> <p>第2 安定ヨウ素剤の保管・管理</p> <p>1.保管数量・場所</p> <p>種類：安定ヨウ素剤（丸薬）</p> <p>保管数量：86,000粒(市内40歳未満人口の1回服用分)</p> <p>保管場所：水口医療介護センター、信楽中央病院</p> <p>2.保管方法</p> <p><u>安定ヨウ素剤は、次の条件を満たす保管庫に保管する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・遮光され、換気が十分であり、常温であること</u> <u>・施錠できること</u> <u>・設置場所の人の出入りが少なく、清潔であること</u> <p>3.管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・安定ヨウ素剤は、使用期限（原則3年）以内に更新する。</u> <u>・各保管機関は、保管責任者を置き、安定ヨウ素剤を適切に保管・管理する。</u> <p>4.配布責任者・配布担当者</p> <p><u>市は、原子力災害時に安定ヨウ素剤の配布が迅速かつ的確に行われるよう、配布責任者及び配布担当者を予め決めておく。</u></p> <p><u>配布責任者は、市長の指示を受け、安定ヨウ素剤の配布（又は回収）にあたり、配布担当者を指揮監督する。</u></p> <p>第3 安定ヨウ素剤の服用手順</p>	<p>第6節 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p><u>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。</u></p> <p><u>なお、安定ヨウ素剤の服用に係る指示は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と併せて行うこととされている。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※は一定の割合で発生する可能性が高い。</u></p> <p><u>UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、市において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。</u></p> <p><u>※ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。</u></p> <p><u>甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。</u></p> <p><u>〔安定ヨウ素剤について〕</u></p> <p><u>○平成27年3月4日付「UPZ外の防護対策について」（原子力規制庁）</u></p> <p><u>東電福島第一原発事故の際に発生したようなプルームの場合には、プルーム通過時の防護措置としては、プルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規規制基準で要求しているフィルター付ベント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。</u></p>	<p>安定ヨウ素剤の服用の見直し。</p>

修正前	修正後	備考
<p>1.服用の決定</p> <p><u>安定ヨウ素剤の服用は、市（災害対策本部長）が、県と協議し、国の指導・助言又は指示に基づき、これを決定するものとする。なお、原子力緊急事態宣言発出後においては、国の原子力災害現地対策本部からの指導・助言があった場合は、これに基づき決定するものとする。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤服用を考慮する基準は、IAEA 等が示した甲状腺等価線量の予測線量について 7 日間で 50mSv 以上を参考とする。</u></p> <p>2.服用決定の周知</p> <p><u>安定ヨウ素剤服用の決定が為された場合、市情報基盤、市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、広報車等を通じて、市民等に周知徹底させる。</u></p> <p><u>緊急放送の実施にあたっては、次の事項を市民等に徹底させ、心理的動揺、混乱を起こさないよう、十分に留意するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・安定ヨウ素剤服用の決定及びその理由</u> <u>・安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数及び服用量</u> <u>・安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項</u> <p>3.配布場所</p> <p><u>安定ヨウ素剤の服用は、その副作用について十分考慮する必要があるため、原則、備蓄場所である水口医療介護センター及び信楽中央病院において、医師の指導監督のもと、安定ヨウ素剤の配布を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、備蓄場所である水口医療介護センター及び信楽中央病院では配布が困難であると判断される場合は、避難所などの人が集まりやすい場所に搬送の上、配布する。（※個別配布や避難所等への分散備蓄については、国及び県の検討を踏まえ、今後検討を行う。）</u></p> <p>4.配布時の説明</p> <p><u>配布に先立ち、市民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用対象者、服用方法、副作用等の注意事項について説明を行う。（説明にあたっては、医師の立会いのもと行うことが望ましい。）</u></p> <p><u>市民等に、安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票に記入してもらう。その際、服用により副作用のおそれのある者、妊婦、新生児、乳幼児は申し出るよう伝える。</u></p> <p>5.配布後の情報管理</p> <p><u>配布担当者は、安定ヨウ素剤配布状況確認リストを作成の上、配布責任者に提出し、配布責任者はこれを保管する。</u></p> <p><u>【参考資料 3 安定ヨウ素剤予防服用に関する様式】を参照</u></p>		

修正前	修正後	備考
<p>第4 服用に関する留意事項</p> <p>1.服用対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>安定ヨウ素剤の服用は、40歳未満の者を対象とする。</u> (理由：市の備蓄は市内40歳未満人口の1回服用分としている。ただし、国の検討において、40歳以上であっても本人が希望する場合に限って服用対象者とするなどの考え方が提示されている。今後の国の動向を踏まえて、検討を行う。) ・ <u>特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先させる。</u> (理由：乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるDNA損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。すなわち、放射性ヨウ素の内部被ばくによる若年者の甲状腺がんの発生確率が成人に比べて有意な増加が認められていること及び胎児の被ばくを考慮し、優先的に服用させる必要がある。胎児の被ばくを低減・阻止する目的で、40歳以上の者であっても、妊婦の場合は服用の対象とする。) ・ <u>以下の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>40歳以上の者（希望者は除く。）</u> ➢ <u>ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者</u> ➢ <u>ヨウ素過敏症の既往歴のある者</u> ➢ <u>造影剤過敏症の既往歴のある者</u> ➢ <u>低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者</u> ➢ <u>ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者</u> ・ <u>服用除外者への対応措置の必要性については、全員に説明を行い、個別に対応する。</u> ・ <u>屋内退避や避難が自発的にできない災害弱者などで、服用の対象となる者に対しては、あらかじめ対応措置などを準備する。</u> ・ <u>安定ヨウ素剤の服用に当たっては、十分に副作用に留意する。</u> <p>2.服用回数</p> <p><u>服用は原則1回とする。</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤の効果が1日は持続することが認められていることから、1日1回の服用で充分である。2日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。</u></p> <p>3.服用量・方法</p> <p>(1)服用量</p> <p><u>服用量は、以下のとおりとする。</u></p>		

修正前	修正後	備考																				
<p style="text-align: center;"><u>＜安定ヨウ素剤予防服用量＞</u></p> <table border="1" data-bbox="284 304 1288 579"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 304 810 394">対象者</th> <th data-bbox="810 304 982 394">ヨウ素量</th> <th data-bbox="982 304 1184 394">ヨウ化 カリウム量</th> <th data-bbox="1184 304 1288 394">丸薬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 394 810 443">新生児</td> <td data-bbox="810 394 982 443">12.5mg</td> <td data-bbox="982 394 1184 443">16.3mg</td> <td data-bbox="1184 394 1288 443">1/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 443 810 491">生後1ヶ月以上3歳未満</td> <td data-bbox="810 443 982 491">25m</td> <td data-bbox="982 443 1184 491">32.5mg</td> <td data-bbox="1184 443 1288 491">/3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 491 810 539">3歳以上13歳未満</td> <td data-bbox="810 491 982 539">38mg</td> <td data-bbox="982 491 1184 539">50mg</td> <td data-bbox="1184 491 1288 539">1丸</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 539 810 579">13歳以上40歳未満(中学生以上)</td> <td data-bbox="810 539 982 579">76mg</td> <td data-bbox="982 539 1184 579">100mg</td> <td data-bbox="1184 539 1288 579">2丸</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="231 590 1041 667"><u>参考：原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について (平成14年4月 旧原子力安全委員会)</u></p> <p data-bbox="151 722 296 751">(2)服用方法</p> <ul data-bbox="189 768 1418 1024" style="list-style-type: none"> ・ <u>服用に当たっては、3歳以上13歳未満は医薬品ヨウ化カリウムの丸薬1丸、13歳以上については2丸を服用するものとする。また、新生児等に対しては、配布した安定ヨウ素剤(丸薬)を粉砕し、新生児には約3分の1、生後1ヶ月以上3歳未満には約3分の2の量について、シロップ等を適当量添加して服用するものとする。</u> ・ <u>実際の服用にあたっては、安定ヨウ素剤の服用量の厳密さの遵守よりも、迅速な予防服用が優先される。</u> <p data-bbox="151 1083 388 1113">4.重複投与の防止策</p> <p data-bbox="181 1129 724 1159"><u>未服用者と服用済者を分別できるようにする。</u></p> <p data-bbox="151 1218 388 1247">5.服用後の注意事項</p> <p data-bbox="151 1264 270 1293">(1)新生児</p> <p data-bbox="181 1310 1418 1432"><u>安定ヨウ素剤を服用した新生児、安定ヨウ素剤を服用した妊娠後期の妊婦より生まれた新生児については、甲状腺機能低下症を発症することがあり、その早期発見・治療のため、甲状腺機能をモニターする必要がある。</u></p> <p data-bbox="151 1488 373 1518">(2)授乳婦・授乳児</p> <p data-bbox="181 1535 1418 1610"><u>授乳婦が安定ヨウ素剤を服用した場合、摂取したヨウ素の4分の1程度が母乳に移行し、授乳により母子ともに安定ヨウ素の適正な摂取量が確保できなくなるため、授乳児への授乳を中止する。</u></p> <p data-bbox="151 1667 270 1696">(3)その他</p> <p data-bbox="181 1713 1418 1879"><u>安定ヨウ素剤服用により、単回服用での重大な副作用の発生は極めて稀であるが、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状の報告事例がある。副作用と思われる症状などが発症した場合は、医師に相談する。なお、医師による対応が困難な場合は、オフサイトセンター等に連絡し、国から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指示を受ける。</u></p>	対象者	ヨウ素量	ヨウ化 カリウム量	丸薬	新生児	12.5mg	16.3mg	1/3	生後1ヶ月以上3歳未満	25m	32.5mg	/3	3歳以上13歳未満	38mg	50mg	1丸	13歳以上40歳未満(中学生以上)	76mg	100mg	2丸		
対象者	ヨウ素量	ヨウ化 カリウム量	丸薬																			
新生児	12.5mg	16.3mg	1/3																			
生後1ヶ月以上3歳未満	25m	32.5mg	/3																			
3歳以上13歳未満	38mg	50mg	1丸																			
13歳以上40歳未満(中学生以上)	76mg	100mg	2丸																			

修正前	修正後	備考
<p>第5 複合災害時の安定ヨウ素剤の予防服用の留意点</p> <p>複合災害時には、以下に示すような事態が想定され、それらの情報を迅速に把握し、十分に留意した対応が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>備蓄場所である病院が被災し、安定ヨウ素剤を喪失する可能性があること</u> ・ <u>医師が被災し、配布・服用に関する指導監督を行う医師が不足する可能性があること</u> ・ <u>道路が被災して、搬送・配布が困難になる可能性があること</u> ・ <u>自然災害対応で配布責任者及び配布担当者が不足すること</u> ・ <u>情報通信施設の被災により、配布の呼びかけが伝わらない可能性があること</u> ・ <u>情報が錯綜して混乱が生じる恐れがあること</u> <p>これらの課題に対しては、<u>安定ヨウ素剤の事前個別配布、避難所等への分散備蓄などが対策として考えられる。現在、国及び県でも検討中であることから、方針が出次第、安定ヨウ素剤の予防服用について見直すものとする。</u></p>		
<p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p>	<p>第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等</p>	
<p>第1 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取及び出荷制限</p> <p>県は、<u>放射性物質による汚染状況調査の結果、旧原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、専門家等に必要な助言を求めるとともに、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染飲食物の摂取制限、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対する汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を自ら行うか、又は市町に指示することとしている。</u></p> <p>市は、県と連携し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取及び出荷制限を行う。</p> <p>【参考資料4 飲食物摂取制限に関する指標】を参照</p>	<p>第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備</p> <p>県は、<u>国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくとともに、水道事業者に対し、水道水の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくよう助言する。</u></p> <p>第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、<u>市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。</u></p> <p>市は、県と連携し、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の摂取及び出荷制限を行う。</p> <p><u>また、水道水の摂取制限を行った場合は、県と連携し、市地域防災計画第7章第19節に定める「給水計画」及び「食料供給計画」に基づき、関係市民への応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、放射性物質による琵琶湖水への影響が10日間程度残るといふ影響予測結果を考慮するものとする。</u></p>	<p>県計画の修正を反映</p>
<p>第2 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、県と連携し、市地域防災計画第3章第5節に定める「給水計画」及び「食料供給計画」に基づき、関係市民への応急措置を講ずる。</p>		

修正前	修正後	備考																
<p data-bbox="142 285 516 321">第 8 節 他自治体への支援</p> <hr/> <p data-bbox="142 367 804 403">第 1 広域避難にともなう市外からの避難者の受入れ</p> <p data-bbox="142 438 1418 562">市は、県から災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、広域避難の受入先の要請を受けた場合、避難所の提供、避難者の輸送等の必要な協力活動を、避難地区を包括する市町及び県との緊密な連携のもとに行う。</p> <p data-bbox="142 573 1418 653">なお、この場合、市は県と協議のうえ、避難地区を包括する市町に対し、避難所となる施設を示すものとする。</p>	<p data-bbox="1427 285 2059 321">第 8 節 他自治体への支援 <u>(避難者受入計画)</u></p> <hr/> <p data-bbox="1427 367 2095 403">第 1 広域避難にともなう市外からの避難者の受入れ</p> <p data-bbox="1427 438 2703 562">市は、県から災害対策基本法第 72 条第 1 項の規定に基づき、広域避難の受入先の要請を受けた場合、避難所の提供、避難者の輸送等の必要な協力活動を、避難地区を包括する市町及び県との緊密な連携のもとに行う。</p> <p data-bbox="1427 573 2703 653">なお、この場合、市は県と協議のうえ、避難地区を包括する市町に対し、避難所となる施設を示すものとする。</p> <p data-bbox="1427 663 2703 787"><u>広域避難の受入においては、原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針（平成 28 年 3 月 23 日内閣府（原子力防災担当））に基づき、県及び避難自治体と協議のうえ、あらかじめ本節において受入計画を策定する。</u></p> <p data-bbox="1427 798 2703 1102"><u>原子力災害に係る滋賀県広域避難計画において、県は、避難対象区域を含む市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市及び東近江市を中心に協議を行うこととしていることから、本市としては、長浜市を避難自治体と想定し、その他の避難自治体の場合これに準拠する。計画は、県や長浜市の要請により、関係周辺市である長浜市から避難退避時検査及び被ばく医療の提供を判断するための検査を実施した避難者が、市内に避難等をする場合、かつ、市が地震等により大きな被害を受けていない場合に適用するものとする。また、市民の避難時においてもこの計画に準じ、直近の一時滞在場所を避難所として開設することとする。</u></p> <p data-bbox="1427 1157 1783 1192">1. 市及び長浜市との連絡体制</p> <p data-bbox="1427 1203 1849 1239"><u>(1) 一時滞在場所開設準備の依頼</u></p> <p data-bbox="1427 1249 2703 1329"><u>県から市への全面緊急事態発生情報の連絡をもって、市への一時滞在場所開設準備の依頼があったものとする。</u></p> <p data-bbox="1427 1339 1902 1375"><u>(2) 長浜市との通報連絡及び職員派遣</u></p> <p data-bbox="1427 1386 2703 1465"><u>ア長浜市は、国から避難等の防護措置を講じるよう指示された場合等、住民の避難等の実施を決定したときは、県を通じ市に対して一時滞在場所開設の依頼を行う。</u></p> <p data-bbox="1427 1476 2703 1556"><u>イ長浜市は、住民の避難等の実施にあたっては、避難者数、避難手段、避難経路等の情報について、随時、県と連携し市に対して連絡をするものとする。</u></p> <p data-bbox="1427 1566 2703 1646"><u>ウ長浜市はできるだけ早期に一時滞在所へ職員を派遣し、県及び市との連絡調整の業務に充てるものとする。</u></p> <p data-bbox="1427 1656 1813 1692"><u>エ市と長浜市との連絡手段</u></p> <table border="1" data-bbox="1457 1692 2689 1873"> <thead> <tr> <th data-bbox="1457 1692 1881 1728"><u>区分</u></th> <th data-bbox="1881 1692 2178 1728"><u>滋賀県</u></th> <th data-bbox="2178 1692 2445 1728"><u>長浜市</u></th> <th data-bbox="2445 1692 2689 1728"><u>甲賀市</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1457 1728 1881 1764"><u>一般回線（直通）</u></td> <td data-bbox="1881 1728 2178 1764"><u>077-528-3445</u></td> <td data-bbox="2178 1728 2445 1764"><u>0749-65-6555</u></td> <td data-bbox="2445 1728 2689 1764"><u>0748-69-2103</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1764 1881 1799"><u>一般回線（代表）</u></td> <td data-bbox="1881 1764 2178 1799"><u>077-528-</u></td> <td data-bbox="2178 1764 2445 1799"><u>0749-62-4111</u></td> <td data-bbox="2445 1764 2689 1799"><u>0748-65-0650</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1457 1799 1881 1873"><u>地域衛星専用電話</u></td> <td data-bbox="1881 1799 2178 1873"><u>*6*6-100-7418</u></td> <td data-bbox="2178 1799 2445 1873"><u>*6*6-203-0</u></td> <td data-bbox="2445 1799 2689 1873"><u>6*6-209-0</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区分</u>	<u>滋賀県</u>	<u>長浜市</u>	<u>甲賀市</u>	<u>一般回線（直通）</u>	<u>077-528-3445</u>	<u>0749-65-6555</u>	<u>0748-69-2103</u>	<u>一般回線（代表）</u>	<u>077-528-</u>	<u>0749-62-4111</u>	<u>0748-65-0650</u>	<u>地域衛星専用電話</u>	<u>*6*6-100-7418</u>	<u>*6*6-203-0</u>	<u>6*6-209-0</u>	<p data-bbox="2703 310 2837 527">広域避難に伴う受入計画を新たに策定</p>
<u>区分</u>	<u>滋賀県</u>	<u>長浜市</u>	<u>甲賀市</u>															
<u>一般回線（直通）</u>	<u>077-528-3445</u>	<u>0749-65-6555</u>	<u>0748-69-2103</u>															
<u>一般回線（代表）</u>	<u>077-528-</u>	<u>0749-62-4111</u>	<u>0748-65-0650</u>															
<u>地域衛星専用電話</u>	<u>*6*6-100-7418</u>	<u>*6*6-203-0</u>	<u>6*6-209-0</u>															

修正前	修正後										備考			
	衛星携帯電話（ワイドスター）			080-2473-3288										
	衛星携帯電話（イリジウム）			881622487871										
	衛星携帯電話（アイサイトフォン）		870-776336724	870-776336725										
	2. 受入拠点（一時滞在場所）													
	長浜市（避難自治体）					甲賀市（受入自治体）								
	地区名1	人口	地区名2	人口	地区名3	人口	受入地域	収容人数	拠点避難所	アクセス路				
	木ノ本町	5,392	木之本	4,892	木之本	2,066	甲南	2,792	甲南情報交流センター	新名神高速道路 甲南IC				
黒田					725	甲賀					2,343	滋賀県立信楽陶芸の森	新名神高速道路 信楽IC	
その他					2,101	信楽					2,428			甲賀市水口スポーツの森
伊香具	1,040	西山	217	高月	1,889		土山	3,578	甲賀市水口スポーツの森	名神高速道路 竜王IC				
七郷	1,523	全員	1,523		高月	5,017		水口			3,010			
	高月町	6,540	七郷	1,523	全員	1,523	信楽	2,428	滋賀県立信楽陶芸の森	新名神高速道路 信楽IC				
			高月	5,017	高月	1,889	土山	3,578	甲賀市水口スポーツの森	名神高速道路 竜王IC				
			その他	3,128	水口	3,010								
			合計	12,472	合計	14,151								
	3. 一時滞在場所の指定													
	<p>一時滞在場所は、長浜市の住民等が、避難所（旅館、ホテル等含む）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所が必要と判断される場合に設置するものであり、市内では、次の公共施設を一時滞在場所として指定する。</p>													
	施設名	所在地	電話番号	一時収容可能人数										
	甲南情報交流センター （忍の里プララ）	甲賀市甲南町竜法師 600 番地	0748-86-1046	650										
	滋賀県立信楽陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨 2188 番地 7	0748-83-0909	650										
	甲賀市水口スポーツの森	甲賀市水口町北内貴 230 番地	0748-62-7529	250										
	4. 福祉一時滞在場所													
	施設名	所在地	電話番号											
	特別養護老人ホームせせらぎ苑	甲賀市甲南町葛木 855	0748-86-1020											

修正前	修正後			備考																								
	特別養護老人ホーム信楽荘	甲賀市信楽町牧 1159	0748-831313																									
	碧水荘デイサービスセンター	甲賀市水口町北内貴 307	0748-62-6841																									
	<p>5. 一時滞在場所の避難者受入支援の体制</p> <p>市は県から一時滞在場所の開設準備の依頼があったときは、災害対策本部を設置し、一時滞在場所の受入支援体制を配備する。</p>																											
	<p>6. 一時滞在場所の開設準備及び開設</p> <p>1 一時滞在場所の開設準備</p>																											
	<p>(1) 一時滞在場所支援要員の招集</p>																											
	<p>市災害対策本部は、県から「全面緊急事態発生情報」の連絡を受けた場合は、一時滞在場所支援要員を招集し、開設準備を指示するとともに、一時滞在場所の施設管理者に対して、一時滞在場所を開設する旨を伝え、開設にあたっての協力を依頼する。また、開設準備状況について、県を通じ長浜市に連絡するものとする。</p>																											
	<p>(2) 一時滞在場所開設のための資機材の準備</p>																											
	<p>市災害対策本部は、上記で招集した一時滞在場所支援要員をもって、一時滞在場所開設に必要な資機材を一時滞在場所に搬入するものとする。</p>																											
	<p>(3) 受入拠点及び一時滞在場所支援要員の編成</p>																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1427 1117 2056 1163">班編成</th> <th data-bbox="2056 1117 2181 1163">要員数</th> <th data-bbox="2181 1117 2671 1163">主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1427 1163 1754 1297"> 総括班 一時滞在場所 (一施設) </td> <td data-bbox="2056 1163 2181 1297">2名</td> <td data-bbox="2181 1163 2671 1297"> 一時滞在場所の総括管理 市災害対策本部・一時滞在場所との連絡、調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1297 1754 1344">道路河川対応班</td> <td data-bbox="2056 1297 2181 1344">6名</td> <td data-bbox="2181 1297 2671 1344">一時滞在場所の交通整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1344 1754 1390">環境班</td> <td data-bbox="2056 1344 2181 1390">2名</td> <td data-bbox="2181 1344 2671 1390">スクリーニングの実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1390 1754 1570">避難所対策班</td> <td data-bbox="2056 1390 2181 1570">6名</td> <td data-bbox="2181 1390 2671 1570"> 避難者の受付 一時滞在場所の運営 避難者の割り振り 被災者の災害相談 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1570 1754 1617">市民支援班</td> <td data-bbox="2056 1570 2181 1617">2名</td> <td data-bbox="2181 1570 2671 1617">避難者の誘導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1617 1754 1709">福祉救護班</td> <td data-bbox="2056 1617 2181 1709">4名</td> <td data-bbox="2181 1617 2671 1709"> 要配慮者の救護 福祉一時滞在場所の案内 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1709 1754 1755">物資調達配給班</td> <td data-bbox="2056 1709 2181 1755">6名</td> <td data-bbox="2181 1709 2671 1755">物資の調達及び配給</td> </tr> </tbody> </table>			班編成	要員数	主要業務	総括班 一時滞在場所 (一施設)	2名	一時滞在場所の総括管理 市災害対策本部・一時滞在場所との連絡、調整	道路河川対応班	6名	一時滞在場所の交通整理	環境班	2名	スクリーニングの実施	避難所対策班	6名	避難者の受付 一時滞在場所の運営 避難者の割り振り 被災者の災害相談	市民支援班	2名	避難者の誘導	福祉救護班	4名	要配慮者の救護 福祉一時滞在場所の案内	物資調達配給班	6名	物資の調達及び配給	
班編成	要員数	主要業務																										
総括班 一時滞在場所 (一施設)	2名	一時滞在場所の総括管理 市災害対策本部・一時滞在場所との連絡、調整																										
道路河川対応班	6名	一時滞在場所の交通整理																										
環境班	2名	スクリーニングの実施																										
避難所対策班	6名	避難者の受付 一時滞在場所の運営 避難者の割り振り 被災者の災害相談																										
市民支援班	2名	避難者の誘導																										
福祉救護班	4名	要配慮者の救護 福祉一時滞在場所の案内																										
物資調達配給班	6名	物資の調達及び配給																										
	<p>2 一時滞在場所の開設</p> <p>市災害対策本部は、県又は長浜市から一時滞在場所の開設依頼があった場合、長浜市と連携を図り、避</p>																											

修正前	修正後	備考
	<p><u>難者の到着予定時刻、避難者数（及び避難行動要支援者数）、避難経路、避難手段等について確認する。</u> <u>この際、県並びに長浜市からの派遣職員との連携に留意する。</u></p> <p>7. 避難者の受入手順 <u>避難者の受入手順は、次によるものとする。</u></p> <p><u>(1)市災害対策本部は、次の業務を行うものとする。</u> ア避難者受入支援に関する総括 イ一時滞在場所における受入可能人数の確認 ウ避難所における受入可能人数の確認</p> <p><u>(2)総括班は、次の業務を行うものとする。</u> ア市災害対策本部との連絡・調整 イ一時滞在場所運営の総括</p> <p><u>(3)道路河川対応班は、避難者が一時滞在場所に避難してきた場合、指定する駐車場に車両を誘導するものとする。</u></p> <p><u>(5)環境班は、必要に応じて、車両及び避難者のスクリーニングを実施するものとする。</u></p> <p><u>(6)避難所対策班は、次の業務を行うものとする。</u> ア一時滞在場所の開設準備及び避難者の一時滞在場所での受付 イ避難者の避難所への案内及び避難所ごとの避難者名簿の作成 ウ一時滞在場所の運営 エ被災者等の災害相談</p> <p><u>(7)市民支援班は、次の業務を行うものとする。</u> ア避難所対策班と連携し、避難者の避難所へ連絡調整</p> <p><u>(8)福祉救護班は、次の業務を行うものとする。</u> ア福祉一時滞在場所の開設準備及び避難者の一時滞在場所での受付 イ要配慮者の福祉避難所への案内及び避難所ごとの避難者名簿の作成 ウ要配慮者の救援状況の確認</p> <p>8. 長浜市への引継ぎ <u>市災害対策本部は、一時滞在場所への受入れが完了し、長浜市による一時滞在場所での業務体制が整った段階で、避難者の受入事務等に係る業務を長浜市に引き継ぐものとする。</u> <u>なお、全ての避難者が避難所に移動するまでの間は、一時滞在場所における支援を継続するものとする。</u></p>	

修正前	修正後	備考
<h2>第4章 災害事後対策</h2>	<h2>第4章 <u>原子力災害中長期対策</u></h2>	
<h3>第1節 基本方針</h3>	<h3>第1節 基本方針</h3>	国指針及び県計画の修正を反映
<p>本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p>	<p>本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。</p>	
<h3>第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</h3>	<h3>第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</h3>	
<p>市は、原子力緊急事態解除宣言後、県、原子力事業者が行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努め、その情報を市民等へ速やかに情報提供する。</p>	<p>市は、原子力緊急事態解除宣言後、県、原子力事業者が行う環境放射線モニタリング結果の情報入手に努め、その情報を市民等へ速やかに情報提供する。</p>	
<h3>第3節 影響調査の実施等</h3>	<h3>第3節 影響調査の実施等</h3>	
<p>市は、県の指示と協力により、必要に応じ災害時における規制措置等により物的損害を受けた市民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。また、健康被害の影響調査についても、県と連携して行うものとする。</p>	<p>市は、県の指示と協力により、必要に応じ災害時における規制措置等により物的損害を受けた市民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。また、健康被害の影響調査についても、県と連携して行うものとする。</p>	
<h3>第4節 除染</h3>	<h3>第4節 除染</h3>	
<h4>第1 除染の実施</h4>	<h4>第1 除染の実施</h4>	
<p>市は、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と協力して、放射性物質に汚染された環境を回復するために、放射性物質の除染作業を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成23年12月）に基づき行う。</p>	<p>市は、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と協力して、放射性物質に汚染された環境を回復するために、放射性物質の除染作業を「環境省：除染関係ガイドライン」（平成25年5月）に基づき行う。</p>	
<h4>第2 立ち入り制限と治安の維持</h4>	<h4>第2 立ち入り制限と治安の維持</h4>	
<p>市及び県は、放射線量が高い区域に対し安全を確保するため必要に応じて立ち入りを制限する措置を執る。立ち入り制限の実施にあたっては、安全の確保について警察と協議し、万全を期す。</p>	<p>市及び県は、放射線量が高い区域に対し安全を確保するため必要に応じて立ち入りを制限する措置を執る。立ち入り制限の実施にあたっては、安全の確保について警察と協議し、万全を期す。</p>	
<h4>第3 除去土壌等の処理</h4>	<h4>第3 除去土壌等の処理</h4>	
<p>市及び県は、除染に伴う除去土壌等の処理に関して、「環境省：除染関係ガイドライン」（平成23年12月）等を参考にして整備する除去土壌処理計画をもとに、除去土壌等の仮置き、処理を適切に実施する。</p>	<p>市及び県は、除染に伴う除去土壌等の処理に関して、「環境省：除染関係ガイドライン」（平成25年5月）等を参考にして整備する除去土壌処理計画をもとに、除去土壌等の仮置き、処理を適切に実施する。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>第 5 節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。</p> <p>第 6 節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>市は、県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p>第 7 節 物価の監視</p> <p>市は、県及び国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに速やかにその結果を公表する。</p> <p>第 8 節 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。</p> <p>市は、各種制限措置の解除について、市民に周知徹底を図る。</p> <p>第 2 部 放射性物質事故災害対策計画</p>	<p>第 5 節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。</p> <p>第 6 節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>市は、県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p>第 7 節 物価の監視</p> <p>市は、県及び国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに速やかにその結果を公表する。</p> <p>第 8 節 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。</p> <p>市は、各種制限措置の解除について、市民に周知徹底を図る。</p> <p>第 2 部 放射性物質事故災害対策計画</p>	
<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 1 章 総則</p>	
<p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき定めた市地域防災計画のうち、原子力発電所事故を除く、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）の対象事業所等の事故による災害対策についてまとめたものである。</p> <p>放射線及び放射性物質等は、医療及び工業、教育研究等の分野で広く利用されており、市民の健康維持及び科学技術の進歩等に役立っている。市内においても放射線及び放射性物質等は法令に基づいた安全管理の下、日常的に取り扱われている。この計画は、市内において放射線障害が発生又は発生のおそれがある事態となった場合に、市民の生命と財産を守るための予防対策及び応急対策、事後対策について定める。</p>	<p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき定めた市地域防災計画のうち、原子力発電所事故を除く、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法）の対象事業所等の事故による災害対策についてまとめたものである。</p> <p>放射線及び放射性物質等は、医療及び工業、教育研究等の分野で広く利用されており、市民の健康維持及び科学技術の進歩等に役立っている。市内においても放射線及び放射性物質等は法令に基づいた安全管理の下、日常的に取り扱われている。この計画は、市内において放射線障害が発生又は発生のおそれがある事態となった場合に、市民の生命と財産を守るための予防対策及び応急対策、事後対策について定める。</p>	

修正前	修正後	備考																																																																
<p>放射性物質（核燃料物質等含む）の輸送中における放射性物質又は放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。</p> <p>第2節 災害の想定</p> <p>第1 市内の放射性物質取扱事業者</p> <p>市内には、<u>8</u>箇所に放射線障害防止法の対象事業所が存在する。</p> <p style="text-align: center;">＜放射線障害防止法の対象事業所＞</p> <table border="1" data-bbox="246 657 1323 1209"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>積水化学工業株式会社 滋賀水口工場</td> <td>甲賀市水口町泉 1259 番地</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td><u>塩野義製薬株式会社</u> <u>油日ラボラトリーズ</u></td> <td><u>甲賀市甲賀町五反田 1405 番地</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公立 甲賀病院</td> <td>甲賀市水口町 <u>鹿深 3 番 39 号</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>株式会社コーガアイソトープ</td> <td>甲賀市甲賀町神保 3-6</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>株式会社コーガアイソトープ 第二工場</td> <td>甲賀市甲賀町鳥居野 121-19</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>有限会社システム防災ミヤジ</td> <td>甲賀市水口町八田 308</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>近江アサノコンクリート株式会社</td> <td>甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地</td> </tr> <tr> <td><u>8</u></td> <td><u>バイエル薬品株式会社 滋賀工場</u></td> <td><u>甲賀市甲賀町鳥居野 121-</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：文部科学省 (平成 24 年 4 月 1 日現在)</p> <p>第2 対象とする災害</p> <p>本計画では、次に示す放射線に係る災害を対象とする。</p> <p>(ア) 放射性物質等を取り扱う施設（以下、「放射線施設等」という。）又は近隣における火災 (イ) 地震発生による放射線施設等の損壊及び火災 (ウ) 救急医療が必要な放射線障害事故 (エ) 放射性物質等を輸送中の事故 (オ) 放射性物質等の放置又はばら撒きなどのその他事故</p> <table border="1" data-bbox="201 1751 1368 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>事象</th> <th>市の主な応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設火災</td> <td>施設</td> <td>・施設の火災</td> <td>・必要に応じて消火・救助・救急活動を行</td> </tr> </tbody> </table>	No	事業所名	所在地	1	積水化学工業株式会社 滋賀水口工場	甲賀市水口町泉 1259 番地	<u>2</u>	<u>塩野義製薬株式会社</u> <u>油日ラボラトリーズ</u>	<u>甲賀市甲賀町五反田 1405 番地</u>	3	公立 甲賀病院	甲賀市水口町 <u>鹿深 3 番 39 号</u>	4	株式会社コーガアイソトープ	甲賀市甲賀町神保 3-6	5	株式会社コーガアイソトープ 第二工場	甲賀市甲賀町鳥居野 121-19	6	有限会社システム防災ミヤジ	甲賀市水口町八田 308	7	近江アサノコンクリート株式会社	甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地	<u>8</u>	<u>バイエル薬品株式会社 滋賀工場</u>	<u>甲賀市甲賀町鳥居野 121-</u>	区分	場所	事象	市の主な応急対策	施設火災	施設	・施設の火災	・必要に応じて消火・救助・救急活動を行	<p>放射性物質（核燃料物質等含む）の輸送中における放射性物質又は放射線の異常な水準での輸送容器外への放出に際しても、この計画に準じて措置する。</p> <p>第2節 災害の想定</p> <p>第1 市内の放射性物質取扱事業者</p> <p>市内には、<u>6</u>箇所に放射線障害防止法の対象事業所が存在する。</p> <p style="text-align: center;">＜放射線障害防止法の対象事業所＞</p> <table border="1" data-bbox="1531 657 2608 1073"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>積水化学工業株式会社 滋賀水口工場</td> <td>甲賀市水口町泉 1259 番地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公立 甲賀病院</td> <td>甲賀市水口町 <u>松尾 1256 番地</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>株式会社コーガアイソトープ</td> <td>甲賀市甲賀町神保 <u>5-6</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>株式会社コーガアイソトープ 第二工場</td> <td>甲賀市甲賀町鳥居野 121-19</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>有限会社システム防災ミヤジ</td> <td>甲賀市水口町八田 308</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>近江アサノコンクリート株式会社</td> <td>甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：原子力規制委員会 放射線障害防止法の対象事業所一覧（平成 28 年 3 月 31 日現在）</p> <p>第2 対象とする災害</p> <p>本計画では、次に示す放射線に係る災害を対象とする。</p> <p>(ア) 放射性物質等を取り扱う施設（以下、「放射線施設等」という。）又は近隣における火災 (イ) 地震発生による放射線施設等の損壊及び火災 (ウ) 救急医療が必要な放射線障害事故 (エ) 放射性物質等を輸送中の事故 (オ) 放射性物質等の放置又はばら撒きなどのその他事故</p> <table border="1" data-bbox="1486 1751 2653 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>場所</th> <th>事象</th> <th>市の主な応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設火災</td> <td>施設</td> <td>・施設の火災</td> <td>・必要に応じて消火・救助・救急活動を行</td> </tr> </tbody> </table>	No	事業所名	所在地	1	積水化学工業株式会社 滋賀水口工場	甲賀市水口町泉 1259 番地	2	公立 甲賀病院	甲賀市水口町 <u>松尾 1256 番地</u>	3	株式会社コーガアイソトープ	甲賀市甲賀町神保 <u>5-6</u>	4	株式会社コーガアイソトープ 第二工場	甲賀市甲賀町鳥居野 121-19	5	有限会社システム防災ミヤジ	甲賀市水口町八田 308	6	近江アサノコンクリート株式会社	甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地	区分	場所	事象	市の主な応急対策	施設火災	施設	・施設の火災	・必要に応じて消火・救助・救急活動を行	<p>最新の情報に修正</p>
No	事業所名	所在地																																																																
1	積水化学工業株式会社 滋賀水口工場	甲賀市水口町泉 1259 番地																																																																
<u>2</u>	<u>塩野義製薬株式会社</u> <u>油日ラボラトリーズ</u>	<u>甲賀市甲賀町五反田 1405 番地</u>																																																																
3	公立 甲賀病院	甲賀市水口町 <u>鹿深 3 番 39 号</u>																																																																
4	株式会社コーガアイソトープ	甲賀市甲賀町神保 3-6																																																																
5	株式会社コーガアイソトープ 第二工場	甲賀市甲賀町鳥居野 121-19																																																																
6	有限会社システム防災ミヤジ	甲賀市水口町八田 308																																																																
7	近江アサノコンクリート株式会社	甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地																																																																
<u>8</u>	<u>バイエル薬品株式会社 滋賀工場</u>	<u>甲賀市甲賀町鳥居野 121-</u>																																																																
区分	場所	事象	市の主な応急対策																																																															
施設火災	施設	・施設の火災	・必要に応じて消火・救助・救急活動を行																																																															
No	事業所名	所在地																																																																
1	積水化学工業株式会社 滋賀水口工場	甲賀市水口町泉 1259 番地																																																																
2	公立 甲賀病院	甲賀市水口町 <u>松尾 1256 番地</u>																																																																
3	株式会社コーガアイソトープ	甲賀市甲賀町神保 <u>5-6</u>																																																																
4	株式会社コーガアイソトープ 第二工場	甲賀市甲賀町鳥居野 121-19																																																																
5	有限会社システム防災ミヤジ	甲賀市水口町八田 308																																																																
6	近江アサノコンクリート株式会社	甲賀市水口町北泉 2 丁目 41 番地																																																																
区分	場所	事象	市の主な応急対策																																																															
施設火災	施設	・施設の火災	・必要に応じて消火・救助・救急活動を行																																																															

修正前				修正後				備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の火災 ・施設の損傷や火災 ・被ばく者が発生 	う			<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の火災 ・施設の損傷や火災 ・被ばく者が発生 	う	
地震		・施設の損傷や火災		地震		・施設の損傷や火災		
放射線障害事故		・被ばく者が発生		放射線障害事故		・被ばく者が発生		
輸送事故	輸送中	・交通事故等 (火災を含む)		輸送事故	輸送中	・交通事故等 (火災を含む)		
その他	施設外	・施設外での放置 ・ばら撒き など		その他	施設外	・施設外での放置 ・ばら撒き など		

第3 想定される影響

放射線施設等の火災及び地震による被害、救急医療が必要な放射線障害事故、放射性物質等を輸送中の事故、施設外での放射性物質等の放置やばら撒きなどによって、市民等が大量の放射線を浴びたり、放射性物質が環境中に放出されたりすると以下のような放射線障害が発生するおそれがある。

種類	内容例
市民等の健康への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射線を受けると健康に悪い影響が生じる。放射線を受ける経路は以下の3通りがある。 <ul style="list-style-type: none"> ①強い放射線を浴びる。(外部被ばく) ②放射性物質が体表面又は衣服に付着する。(身体表面汚染) ③放射性物質を体内に摂取する。(内部被ばく)
市民生活への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が拡大して周辺の施設等が放射性物質で汚染された場合、その程度によっては施設等の使用制限が必要となる。 ・災害が拡大して農作物及び水道等が放射性物質で汚染された場合、その程度によっては農作物の市場流通及び水道等の安全確認が必要となる。

第3節 関係機関の役割

放射性物質事故災害の防災対策は、放射性物質取扱事業者が主体的に取り組むものであるが、災害発生時の事態の重大さを十分に念頭に入れて、放射性物質取扱事業者とともに市・防災関係機関は、相互に役割を明確にして連携しながら、予防対策及び応急対策、事後対策にあたる。

第1 役割分担の基本的な考え方

- ア 放射性物質事故災害の予防対策及び応急対策、事後対策は、放射性物質取扱事業者が主として務める。
- イ 市は、市民等の安全確保などを主として務め、他の応急対策については、放射性物質取扱事業者が行う

第3 想定される影響

放射線施設等の火災及び地震による被害、救急医療が必要な放射線障害事故、放射性物質等を輸送中の事故、施設外での放射性物質等の放置やばら撒きなどによって、市民等が大量の放射線を浴びたり、放射性物質が環境中に放出されたりすると以下のような放射線障害が発生するおそれがある。

種類	内容例
市民等の健康への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の放射線を受けると健康に悪い影響が生じる。放射線を受ける経路は以下の3通りがある。 <ul style="list-style-type: none"> ①強い放射線を浴びる。(外部被ばく) ②放射性物質が体表面又は衣服に付着する。(身体表面汚染) ③放射性物質を体内に摂取する。(内部被ばく)
市民生活への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が拡大して周辺の施設等が放射性物質で汚染された場合、その程度によっては施設等の使用制限が必要となる。 ・災害が拡大して農作物及び水道等が放射性物質で汚染された場合、その程度によっては農作物の市場流通及び水道等の安全確認が必要となる。

第3節 関係機関の役割

放射性物質事故災害の防災対策は、放射性物質取扱事業者が主体的に取り組むものであるが、災害発生時の事態の重大さを十分に念頭に入れて、放射性物質取扱事業者とともに市・防災関係機関は、相互に役割を明確にして連携しながら、予防対策及び応急対策、事後対策にあたる。

第1 役割分担の基本的な考え方

- ア 放射性物質事故災害の予防対策及び応急対策、事後対策は、放射性物質取扱事業者が主として務める。
- イ 市は、市民等の安全確保などを主として務め、他の応急対策については、放射性物質取扱事業者が行う

修正前	修正後	備考								
<p>対策に協力するものとする。</p> <p>ウ 甲賀広域行政組合消防本部は、応急対策のうち消火及び救助・救急活動、応急医療などを主として努める。</p> <p>第2 放射性物質取扱事業者の役割</p>	<p>う対策に協力するものとする。</p> <p>ウ 甲賀広域行政組合消防本部は、応急対策のうち消火及び救助・救急活動、応急医療などを主として努める。</p> <p>第2 放射性物質取扱事業者の役割</p>									
<p>放射性物質取扱事業者の主な役割は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="201 598 1368 1276"> <thead> <tr> <th>名称名</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質取扱事業者</td> <td> 1 放射線災害等についての事前調査に関する事 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関する事 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関する事 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関する事 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関する事 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関する事 7 災害発生時の緊急措置に関する事 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関する事 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関する事 10 災害現場における放射線管理に関する事 11 被ばく者に対する応急措置に関する事 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関する事 13 放射性汚染物の保管に関する事 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 甲賀市の役割</p>	名称名	主な役割	放射性物質取扱事業者	1 放射線災害等についての事前調査に関する事 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関する事 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関する事 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関する事 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関する事 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関する事 7 災害発生時の緊急措置に関する事 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関する事 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関する事 10 災害現場における放射線管理に関する事 11 被ばく者に対する応急措置に関する事 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関する事 13 放射性汚染物の保管に関する事 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関する事	<p>放射性物質取扱事業者の主な役割は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1492 598 2659 1276"> <thead> <tr> <th>名称名</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性物質取扱事業者</td> <td> 1 放射線災害等についての事前調査に関する事 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関する事 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関する事 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関する事 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関する事 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関する事 7 災害発生時の緊急措置に関する事 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関する事 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関する事 10 災害現場における放射線管理に関する事 11 被ばく者に対する応急措置に関する事 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関する事 13 放射性汚染物の保管に関する事 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 甲賀市の役割</p>	名称名	主な役割	放射性物質取扱事業者	1 放射線災害等についての事前調査に関する事 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関する事 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関する事 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関する事 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関する事 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関する事 7 災害発生時の緊急措置に関する事 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関する事 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関する事 10 災害現場における放射線管理に関する事 11 被ばく者に対する応急措置に関する事 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関する事 13 放射性汚染物の保管に関する事 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関する事	
名称名	主な役割									
放射性物質取扱事業者	1 放射線災害等についての事前調査に関する事 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関する事 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関する事 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関する事 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関する事 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関する事 7 災害発生時の緊急措置に関する事 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関する事 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関する事 10 災害現場における放射線管理に関する事 11 被ばく者に対する応急措置に関する事 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関する事 13 放射性汚染物の保管に関する事 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関する事									
名称名	主な役割									
放射性物質取扱事業者	1 放射線災害等についての事前調査に関する事 2 放射線施設内等の管理体制の確立に関する事 3 放射線災害等に備えた防災マニュアル及び資機材の整備に関する事 4 災害発生時における市・防災関係機関との連携体制の確立に関する事 5 災害発生時における他の放射線事業者との相互協力体制の確立に関する事 6 放射線災害等に備えた教育訓練の企画・実施に関する事 7 災害発生時の緊急措置に関する事 8 災害発生時の関係機関への通報連絡に関する事 9 災害情報の収集及び伝達並びに関係機関への情報提供に関する事 10 災害現場における放射線管理に関する事 11 被ばく者に対する応急措置に関する事 12 環境汚染に対する回復、その状況確認及び関係機関への報告に関する事 13 放射性汚染物の保管に関する事 14 事態収拾後の災害調査の実施及び関係機関への報告に関する事									
<p>市の主な役割は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="201 1438 1368 1843"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長直轄組織</td> <td> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害対応の総合調整に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関する事 5 新聞及び放送等による災害広報に関する事 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関する事 7 <u>食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関する事</u> 8 <u>事態収拾後の災害調査報告に関する事</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	主な役割	市長直轄組織	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害対応の総合調整に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関する事 5 新聞及び放送等による災害広報に関する事 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関する事 7 <u>食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関する事</u> 8 <u>事態収拾後の災害調査報告に関する事</u>	<p>市の主な役割は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1492 1438 2659 1843"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策部</td> <td> 1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害対応の総合調整に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関する事 5 新聞及び放送等による災害広報に関する事 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	主な役割	総合政策部	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害対応の総合調整に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関する事 5 新聞及び放送等による災害広報に関する事 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関する事	
部署名	主な役割									
市長直轄組織	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害対応の総合調整に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関する事 5 新聞及び放送等による災害広報に関する事 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関する事 7 <u>食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関する事</u> 8 <u>事態収拾後の災害調査報告に関する事</u>									
部署名	主な役割									
総合政策部	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害対応の総合調整に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事 4 災害に関する相談及び苦情等の処理の総合調整に関する事 5 新聞及び放送等による災害広報に関する事 6 市民等の放射線障害に関する問い合わせへの対応に関する事									

修正前		修正後		備考
		総合政策部	1 地域内の災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害に係る緊急避難対策に関する事 3 市民等に対する広報に関する事	
市民環境部	1 災害による大気汚染・水質汚染等の状況把握に関する事	市民環境部	1 災害による大気汚染・水質汚染等の状況把握に関する事	
建設部	1 輸送事故時等における道路の通行禁止及び制限の措置に係る総合調整並びに周知に関する事	建設部	1 輸送事故時等における道路の通行禁止及び制限の措置に係る総合調整並びに周知に関する事	
		産業経済部	1 食品及び農作物の放射性物質等による汚染に対する安全確保に関する事	
上下水道部	1 放射性物質等による汚染に対する水道水の安全確保に関する事 2 放射性物質等による汚染に対する下水道の水質保全に関する事	上下水道部	1 放射性物質等による汚染に対する水道水の安全確保に関する事 2 放射性物質等による汚染に対する下水道の水質保全に関する事	
総合政策部	1 地域内の災害情報の収集及び伝達に関する事 2 災害に係る緊急避難対策に関する事 3 市民等に対する広報に関する事			
第4 甲賀広域行政組合消防本部の役割		第4 甲賀広域行政組合消防本部の役割		
甲賀広域行政組合消防本部の主な役割は、次のとおりである。		甲賀広域行政組合消防本部の主な役割は、次のとおりである。		
組織名	主な役割	組織名	主な役割	
甲賀広域行政組合消防本部	1 放射性物質等の特性及び取り扱い状況把握に関する事 2 放射線事業者に対する防災上の指導に関する事 3 災害時における放射線事業者との連携体制の確立に関する事 4 放射線災害等に係る職員の教育訓練に関する事 5 災害情報の収集及び伝達に関する事 6 災害現場の警戒活動に関する事 7 災害現場における消火・救助・救急活動に関する事 8 被ばく者の受入れ医療機関の調整に関する事 9 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関する事 10 災害現場における消防警戒区域の確保及び区域外への市民等の立ち退きに関する事 11 事態収拾後の災害調査報告に関する事	甲賀広域行政組合消防本部	1 放射性物質等の特性及び取り扱い状況把握に関する事 2 放射線事業者に対する防災上の指導に関する事 3 災害時における放射線事業者との連携体制の確立に関する事 4 放射線災害等に係る職員の教育訓練に関する事 5 災害情報の収集及び伝達に関する事 6 災害現場の警戒活動に関する事 7 災害現場における消火・救助・救急活動に関する事 8 被ばく者の受入れ医療機関の調整に関する事 9 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関する事 10 災害現場における消防警戒区域の確保及び区域外への市民等の立ち退きに関する事 11 事態収拾後の災害調査報告に関する事	
第5 防災関係機関の役割		第5 防災関係機関の役割		
防災関係機関の主な役割は、次のとおりである。		防災関係機関の主な役割は、次のとおりである。		
名称	主な役割	名称	主な役割	
文部科学省	1 放射線障害防止法で規制される放射線事業者に対する指導・監督に関する事 2 災害情報の収集及び伝達に関する事	原子力規制委員会	1 放射線障害防止法で規制される放射線事業者に対する指導・監督に関する事 2 災害情報の収集及び伝達に関する事	

修正前		修正後		備考
	3 放射線障害を防止するために必要な措置の命令に関する事 4 応急対策終了後における現場の安全確認の監督に関する事 5 事態収拾後の災害調査報告の監督に関する事	<u>(原子力規制庁)</u> 3 放射線障害を防止するために必要な措置の命令に関する事 4 応急対策終了後における現場の安全確認の監督に関する事 5 事態収拾後の災害調査報告の監督に関する事		
厚生労働省	1 医療法及び薬事法並びに検査技師法の法令及び安全管理基準等の通知及び助言に関する事 2 災害情報の収集及び伝達に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事	厚生労働省	1 医療法及び薬事法並びに検査技師法の法令及び安全管理基準等の通知及び助言に関する事 2 災害情報の収集及び伝達に関する事 3 事態収拾後の災害調査報告に関する事	
滋賀県	1 薬事法に基づく、届出、申請、登録及び監視指導に関する事 2 災害情報の収集及び伝達に関する事 3 監督官庁との連絡・調整に関する事 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事 5 他の市町村及び都道府県、国への広域応援の要請に関する事 6 事態収拾後の災害調査報告に関する事	滋賀県	1 薬事法に基づく、届出、申請、登録及び監視指導に関する事 2 災害情報の収集及び伝達に関する事 3 監督官庁との連絡・調整に関する事 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事 5 他の市町村及び都道府県、国への広域応援の要請に関する事 6 事態収拾後の災害調査報告に関する事	
滋賀県警察	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 放射性物質等の輸送に関する情報の把握及び提供等に関する事 3 災害現場の警戒活動に関する事 4 市民等の避難誘導及び被災者の救出・救援に関する事 5 危険区域にいる市民等に対する避難の指示及び警告並びに誘導に関する事 6 行方不明者の捜索及び遺体の検視に関する事 7 道路の交通規制等に関する事 8 関係機関が行う応急対策及び事後対策に対する援助に関する事 9 事態収拾後の災害調査報告に関する事	滋賀県警察	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 放射性物質等の輸送に関する情報の把握及び提供等に関する事 3 災害現場の警戒活動に関する事 4 市民等の避難誘導及び被災者の救出・救援に関する事 5 危険区域にいる市民等に対する避難の指示及び警告並びに誘導に関する事 6 行方不明者の捜索及び遺体の検視に関する事 7 道路の交通規制等に関する事 8 関係機関が行う応急対策及び事後対策に対する援助に関する事 9 事態収拾後の災害調査報告に関する事	
医療機関	1 被ばく者の受入れ及び治療に関する事 2 被ばく以外の負傷者の受入れ及び治療に関する事	医療機関	1 被ばく者の受入れ及び治療に関する事 2 被ばく以外の負傷者の受入れ及び治療に関する事	
<p>※原子力規制委員会の設立（平成 24 年 9 月 19 日）に伴い、文部科学省が所管する業務の一部は、原子力規制委員会に移管される。放射線障害防止法に関する事務は、平成 25 年 4 月 1 日には移管される予定である。</p>				
第 2 章 災害予防対策		第 2 章 災害予防対策		
第 1 節 基本方針		第 1 節 基本方針		
<p>放射性物質事故災害の予防対策は、基本的には放射性物質取扱事業者が主体的に取り組んでいる。市は、災害発生時の事態の重大さを十分に念頭に入れて、防災関係機関と連携して、平時から情報の収集・伝達手段を整備するとともに、保安管理体制の徹底、応急体制の整備を行う。放射性物質は特異な性質を有してい</p>		<p>放射性物質事故災害の予防対策は、基本的には放射性物質取扱事業者が主体的に取り組んでいる。市は、災害発生時の事態の重大さを十分に念頭に入れて、防災関係機関と連携して、平時から情報の収集・伝達手段を整備するとともに、保安管理体制の徹底、応急体制の整備を行う。放射性物質は特異な性質を有してい</p>		

修正前	修正後	備考
<p>ること、また放射性物質事故災害の経験が少ないことから、平時から放射性物質に関する教育訓練・市民啓発も併せて取組む必要がある。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害予防対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・伝達手段の整備（第2節） ・ 保安管理体制の徹底（第3節） ・ 災害応急体制の整備（第4節） ・ 教育訓練・市民啓発（第5節） <p>第2節 情報の収集・伝達手段の整備</p> <hr/> <p>第1 事故発生時の連絡体制の確立</p> <p>放射性物質事故が発生した場合、放射性物質取扱事業者等は、放射線障害防止法第33条（危険時の措置）に基づき、文部科学大臣や警察官等に通報することになっている。</p> <p>市は、甲賀広域行政組合消防本部、放射性物質取扱事業者と連携し、事故発生時の連絡体制を予め確立する。</p> <p>第2 情報収集・伝達手段の整備</p> <p>事故発生時の情報収集・伝達手段を確保するために、市情報基盤、市緊急情報ネットワークシステム、有線系・無線系・衛星系システム、ヘリコプター等を利用した情報収集体制の整備を図る。</p> <p>第3節 保安管理体制の徹底</p> <hr/> <p>第1 安全対策強化の働きかけ</p> <p>市は、放射性物質取扱事業者に対して、放射性同位元素等による放射線災害の防止に関する法律、医療及び薬事法等、関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全対策強化を行うよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の不燃化等の推進 イ 放射線による被ばくの予防対策の推進 ウ 施設等における放射線量の把握 エ 自衛防災対策の充実 オ 通報体制の整備 カ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施 キ 放射線防護資機材の整備 	<p>ること、また放射性物質事故災害の経験が少ないことから、平時から放射性物質に関する教育訓練・市民啓発も併せて取組む必要がある。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害予防対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・伝達手段の整備（第2節） ・ 保安管理体制の徹底（第3節） ・ 災害応急体制の整備（第4節） ・ 教育訓練・市民啓発（第5節） <p>第2節 情報の収集・伝達手段の整備</p> <hr/> <p>第1 事故発生時の連絡体制の確立</p> <p>放射性物質事故が発生した場合、放射性物質取扱事業者等は、放射線障害防止法第33条（危険時の措置）に基づき、原子力規制庁や警察官等に通報することになっている。</p> <p>市は、甲賀広域行政組合消防本部、放射性物質取扱事業者と連携し、事故発生時の連絡体制を予め確立する。</p> <p>第2 情報収集・伝達手段の整備</p> <p>事故発生時の情報収集・伝達手段を確保するために、市情報基盤、市緊急情報ネットワークシステム、有線系・無線系・衛星系システム、ヘリコプター等を利用した情報収集体制の整備を図る。</p> <p>第3節 保安管理体制の徹底</p> <hr/> <p>第1 安全対策強化の働きかけ</p> <p>市は、放射性物質取扱事業者に対して、放射性同位元素等による放射線災害の防止に関する法律、医療及び薬事法等、関係法令を遵守するとともに、放射性物質に係る安全対策強化を行うよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設の不燃化等の推進 イ 放射線による被ばくの予防対策の推進 ウ 施設等における放射線量の把握 エ 自衛防災対策の充実 オ 通報体制の整備 カ 放射性物質取扱業務関係者への教育・訓練の実施 キ 放射線防護資機材の整備 	

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="151 264 338 296">第2 協定締結</p> <p data-bbox="151 338 1418 415">市（生活環境課）は、放射性物質取扱事業所の事業活動に伴う公害の発生防止や環境負荷の低減を目的とした環境保全協定を締結するものとする。</p> <p data-bbox="151 491 543 527">第4節 災害応急体制の整備</p> <p data-bbox="151 573 477 604">第1 消防活動体制の確立</p> <p data-bbox="151 646 1418 766">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部と連携し、放射性物質事故災害時において、円滑な消防活動が行われるよう、放射線の測定機器等を整備するとともに、放射性物質取扱事業者に対して、消防活動上必要な警防調査を行う。</p> <p data-bbox="151 825 531 856">第2 収容医療機関の情報収集</p> <p data-bbox="151 898 1418 976">市（健康福祉部）及び甲賀広域行政組合消防本部は、治療を要する放射線被ばく者の発生に備え、その受入れについて、収容医療機関の情報を予め把握しておく。</p> <p data-bbox="151 1052 543 1087">第5節 教育訓練・市民啓発</p> <p data-bbox="151 1134 424 1165">第1 防災教育の実施</p> <p data-bbox="151 1207 1418 1327">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、放射性物質事故災害対策に係る職員に対して、放射性物質や放射線に関する一般知識、放射線管理の基本的事項及び市内の放射性物質などの取り扱い状況について教育を行う。</p> <p data-bbox="151 1344 982 1375">防災教育については、外部機関が実施している研修制度も活用する。</p> <p data-bbox="151 1451 424 1482">第2 防災訓練の実施</p> <p data-bbox="151 1524 1418 1602">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、放射性物質事故災害を想定した訓練を適宜行う。</p> <p data-bbox="151 1619 424 1650">第3 啓発活動の実施</p> <p data-bbox="151 1692 1418 1770">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識を得られるように、啓発活動を実施する。</p>	<p data-bbox="1436 264 1623 296">第2 協定締結</p> <p data-bbox="1436 338 2703 415">市（生活環境課）は、放射性物質取扱事業所の事業活動に伴う公害の発生防止や環境負荷の低減を目的とした環境保全協定を締結するものとする。</p> <p data-bbox="1436 491 1828 527">第4節 災害応急体制の整備</p> <p data-bbox="1436 573 1762 604">第1 消防活動体制の確立</p> <p data-bbox="1436 646 2703 766">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部と連携し、放射性物質事故災害時において、円滑な消防活動が行われるよう、放射線の測定機器等を整備するとともに、放射性物質取扱事業者に対して、消防活動上必要な警防調査を行う。</p> <p data-bbox="1436 825 1816 856">第2 収容医療機関の情報収集</p> <p data-bbox="1436 898 2703 976">市（健康福祉部）及び甲賀広域行政組合消防本部は、治療を要する放射線被ばく者の発生に備え、その受入れについて、収容医療機関の情報を予め把握しておく。</p> <p data-bbox="1436 1052 1828 1087">第5節 教育訓練・市民啓発</p> <p data-bbox="1436 1134 1709 1165">第1 防災教育の実施</p> <p data-bbox="1436 1207 2703 1327">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、放射性物質事故災害対策に係る職員に対して、放射性物質や放射線に関する一般知識、放射線管理の基本的事項及び市内の放射性物質などの取り扱い状況について教育を行う。</p> <p data-bbox="1436 1344 2267 1375">防災教育については、外部機関が実施している研修制度も活用する。</p> <p data-bbox="1436 1451 1709 1482">第2 防災訓練の実施</p> <p data-bbox="1436 1524 2703 1602">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、放射性物質事故災害を想定した訓練を適宜行う。</p> <p data-bbox="1436 1619 1709 1650">第3 啓発活動の実施</p> <p data-bbox="1436 1692 2703 1770">市（危機管理課）は、甲賀広域行政組合消防本部や放射性物質取扱事業者と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識を得られるように、啓発活動を実施する。</p>	

修正前	修正後	備考
<h2>第3章 災害応急対策</h2>	<h2>第3章 災害応急対策</h2>	
<h3>第1節 基本方針</h3>	<h3>第1節 基本方針</h3>	
<p>放射性物質事故災害の応急対策は、放射性物質取扱事業者が主体的に取り組むものである。市は、市民等の安全確保などを主として務め、他の応急対策については、放射性物質取扱事業者が行う対策に協力するものとする。なお、消火及び救助・救急活動、応急医療活動は、甲賀広域行政組合消防本部が行う対策に協力するものとする。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害応急対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動体制の確立（第2節） ・ 市民の安全確保（第3節） ・ 複合災害時の留意点（第4節） ・ 地中等から放射性物質が発見された場合の対応（第5節） 	<p>放射性物質事故災害の応急対策は、放射性物質取扱事業者が主体的に取り組むものである。市は、市民等の安全確保などを主として務め、他の応急対策については、放射性物質取扱事業者が行う対策に協力するものとする。なお、消火及び救助・救急活動、応急医療活動は、甲賀広域行政組合消防本部が行う対策に協力するものとする。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害応急対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動体制の確立（第2節） ・ 市民の安全確保（第3節） ・ 複合災害時の留意点（第4節） ・ 地中等から放射性物質が発見された場合の対応（第5節） 	
<h3>第2節 応急活動体制の確立</h3>	<h3>第2節 応急活動体制の確立</h3>	
<h4>第1 放射性物質取扱事業者の緊急措置</h4>	<h4>第1 放射性物質取扱事業者の緊急措置</h4>	
<p>放射性物質取扱事業者は、施設等において放射線障害が発生した場合、又はその恐れがある場合は、次の緊急措置を実施することになっている。</p> <p>(ア) 国(文部科学省)、県、市、県警本部、消防本部等、関係機関への通報</p> <p>(イ) 放射線量の測定</p> <p>(ウ) 汚染区域の設定、立入禁止措置の実施</p> <p>(エ) 被ばく者等の救出救助</p> <p>(オ) その他災害の状況に応じた必要な措置</p>	<p>放射性物質取扱事業者は、施設等において放射線障害が発生した場合、又はその恐れがある場合は、次の緊急措置を実施することになっている。</p> <p>(ア) 国(原子力規制庁)、県、市、県警本部、消防本部等、関係機関への通報</p> <p>(イ) 放射線量の測定</p> <p>(ウ) 汚染区域の設定、立入禁止措置の実施</p> <p>(エ) 被ばく者等の救出救助</p> <p>(オ) その他災害の状況に応じた必要な措置</p>	
<h4>第2 災害発生時の情報伝達</h4>	<h4>第2 災害発生時の情報伝達</h4>	
<h5>1.事故発生時の連絡体制</h5> <p><u>事故発生時の連絡体制は、以下の通りとする。</u></p>	<h5>1.事故発生時の連絡体制</h5>	

修正前	修正後	備考
<div data-bbox="151 264 1418 655"> </div> <p data-bbox="151 716 359 743">2. 庁内の連絡体制</p> <p data-bbox="151 760 795 787">事故発生時の庁内の連絡体制は、以下の通りとする。</p> <div data-bbox="290 814 1270 1136"> </div> <p data-bbox="151 1207 439 1234">3. 国・県等への情報伝達</p> <p data-bbox="151 1251 1291 1278">「県防災情報ネットワークシステム」等を利用し、国・県等への計画に基づく情報伝達を行う。</p> <p data-bbox="151 1346 418 1373">第3 活動体制の確立</p> <p data-bbox="151 1415 516 1442">1. 放射性物質事故災害警戒本部</p> <p data-bbox="151 1459 605 1486">(1) 放射性物質事故災害警戒本部の設置</p> <p data-bbox="151 1503 1418 1577">市長は、市内で放射性物質に関する事故の発生の情報を覚知した場合は、必要に応じて「市放射性物質事故災害警戒本部」を設置し、対策会議を開催する。</p> <p data-bbox="151 1640 264 1667">(2) 構成員</p> <p data-bbox="151 1684 1418 1757">放射性物質事故災害警戒本部の組織及び事務分掌は、地域防災計画（原子力災害対策編）「第1部第3章第3節 災害応急対策体制の確立」を準用する。</p>	<div data-bbox="1436 264 2697 655"> </div> <p data-bbox="1436 716 1644 743">2. 庁内の連絡体制</p> <p data-bbox="1436 760 2080 787">事故発生時の庁内の連絡体制は、以下の通りとする。</p> <div data-bbox="1576 814 2546 1121"> </div> <p data-bbox="1436 1207 1724 1234">3. 国・県等への情報伝達</p> <p data-bbox="1436 1251 2576 1278">「県防災情報ネットワークシステム」等を利用し、国・県等への計画に基づく情報伝達を行う。</p> <p data-bbox="1436 1346 1703 1373">第3 活動体制の確立</p> <p data-bbox="1436 1415 1801 1442">1. 放射性物質事故災害警戒本部</p> <p data-bbox="1436 1459 1893 1486">(1) 放射性物質事故災害警戒本部の設置</p> <p data-bbox="1436 1503 2703 1577">市長は、市内で放射性物質に関する事故の発生の情報を覚知した場合は、必要に応じて「市放射性物質事故災害警戒本部」を設置し、本部会議を開催する。</p> <p data-bbox="1436 1640 1549 1667">(2) 構成員</p> <p data-bbox="1436 1684 2703 1757">放射性物質事故災害警戒本部の組織及び事務分掌は、地域防災計画（原子力災害対策編）「第1部第3章第3節 災害応急対策体制の確立」を準用する。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>(3)協議事項 対策会議では、次の項目について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害初期情報の収集 ・事故現場への情報収集先遣隊の派遣 ・安全対策 ・関係機関との連絡調整及び応援要請 ・市民への広報・報道対応など <p>(4)現地警戒本部の設置 被災現場での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地警戒本部」を設置する。</p> <p>2.放射性物質事故災害対策本部</p> <p>(1)放射性物質事故災害対策本部の設置 市長は、放射性物質事故の発生により重大な災害が発生若しくは発生の恐れがあり、複数の部局にわたって救助・救急、医療、広報等総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、「市放射性物質事故災害対策本部」を設置する。</p> <p>※複合災害時においては、判断の遅れや混乱を防ぐためにも、震災対応は市長、原子力災害は副市長が担うなど、状況に応じて役割分担を行うものとする。</p> <p>(2)構成員 放射性物質事故災害対策本部の組織及び事務分掌は、地域防災計画（原子力災害対策編）「第1部第3章第3節 災害応急対策体制の確立」を準用する。</p> <p>(3)協議事項 放射性物質事故災害警戒本部の対策会議の協議事項に同じ。</p> <p>(4)現地対策本部の設置 被災現場での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地対策本部」を設置する。</p> <p>第3節 市民の安全確保</p>	<p>(3)協議事項 本部会議では、次の項目について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害初期情報の収集 ・事故現場への情報収集先遣隊の派遣 ・安全対策 ・関係機関との連絡調整及び応援要請 ・市民への広報・報道対応など <p>(4)現地警戒本部の設置 被災現場での応急対応や市等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地警戒本部」を設置する。</p> <p>2.放射性物質事故災害対策本部</p> <p>(1)放射性物質事故災害対策本部の設置 市長は、放射性物質事故の発生により重大な災害が発生若しくは発生の恐れがあり、複数の部局にわたって救助・救急、医療、広報等総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合、「市放射性物質事故災害対策本部」を設置する。</p> <p>※複合災害時においては、判断の遅れや混乱を防ぐためにも、震災対応は市長、原子力災害は副市長が担うなど、状況に応じて役割分担を行うものとする。</p> <p>(2)構成員 放射性物質事故災害対策本部の組織及び事務分掌は、地域防災計画（原子力災害対策編）「第1部第3章第3節 災害応急対策体制の確立」を準用する。</p> <p>(3)協議事項 放射性物質事故災害警戒本部の対策会議の協議事項に同じ。</p> <p>(4)現地対策本部の設置 被災現場での応急対応や市役所等との連絡・調整を円滑に進めるため、必要に応じて現地に「現地対策本部」を設置する。</p> <p>第3節 市民の安全確保</p>	
<p>第1 放射線及び放射性物質による汚染の調査等</p>	<p>第1 放射線及び放射性物質による汚染の調査等</p>	

修正前	修正後	備考
<p>市は、甲賀広域行政組合消防本部や、放射性物質取扱事業者、状況により現場関係者や県、文部科学省、公益社団法人日本アイソトープ協会等と協力の上、検出機を用いて検出作業を行う。その結果等を踏まえ、防御及び汚染防止の方針を決定する。</p> <p>第2 避難及び立ち入り制限等</p>	<p>市は、甲賀広域行政組合消防本部や、放射性物質取扱事業者、状況により現場関係者や県、原子力規制庁、公益社団法人日本アイソトープ協会等と協力の上、検出機を用いて検出作業を行う。その結果等を踏まえ、防御及び汚染防止の方針を決定する。</p> <p>第2 避難及び立ち入り制限等</p>	
<p>1.立ち入り禁止及び退去命令</p> <p>市長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、放射線危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）」等に基づき、立ち入りを禁止するとともに、当該区域からの退去を命じる。</p> <p>2.避難勧告・指示</p> <p>市長は、市民の安全の確保を期すため、状況により国等の専門家の意見を参考に、放射線警戒区域の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）」に基づき、避難勧告・指示を発令する。なお、避難勧告・指示の伝達等は、地域防災計画「第3章第4節 避難勧告指示計画」による。</p> <p>また、市長は、避難勧告・指示が広範囲に及ぶと判断した場合は、「災害対策基本法第57条」に基づき、県を通じて報道機関に対し、当該避難勧告・指示の内容の放送を要請する。</p> <p>第3 市民への広報</p>	<p>1.立ち入り禁止及び退去命令</p> <p>市長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、放射線危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域設定権等）」等に基づき、立ち入りを禁止するとともに、当該区域からの退去を命じる。</p> <p>2.避難勧告・指示</p> <p>市長は、市民の安全の確保を期すため、状況により国等の専門家の意見を参考に、放射線警戒区域の居住者、滞在者その他の者に対し、「災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）」に基づき、避難勧告・指示を発令する。なお、避難勧告・指示の伝達等は、地域防災計画「B.甲賀市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを準用する。」</p> <p>第3 市民への広報</p>	
<p>市は、放射性物質事故災害が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、直ちに県等に報告するとともに、避難勧告を行う必要がある場合は、直ちに、市情報基盤、市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、広報車等を活用し、市民へ緊急広報を行う。</p> <p>また、現場測定結果及び専門機関等への確認の結果等に基づいて、市民生活に影響がないと判断した場合は、市民の不安を軽減するため、速やかに情報を提供する。</p> <p>第4 市民等の問い合わせ窓口の設置</p>	<p>市は、放射性物質事故災害が発生し、又は発生する恐れがあることを知った場合は、直ちに県等に報告するとともに、避難勧告を行う必要がある場合は、直ちに、市情報基盤、市緊急情報伝達システム、市防災行政無線、広報車等を活用し、市民へ緊急広報を行う。</p> <p>また、現場測定結果及び専門機関等への確認の結果等に基づいて、市民生活に影響がないと判断した場合は、市民の不安を軽減するため、速やかに情報を提供する。</p> <p>第4 市民等の問い合わせ窓口の設置</p>	
<p>市は、市民等の問い合わせ対応のために窓口を設置し、以下の説明・情報提供等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康不安を訴えて問い合わせする市民等に対して、医療機関の紹介 災害の概要及び放射線の健康影響等の情報提供 <p>第5 飲料水、飲食物の摂取制限等</p>	<p>市は、市民等の問い合わせ対応のために窓口を設置し、以下の説明・情報提供等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康不安を訴えて問い合わせする市民等に対して、医療機関の紹介 災害の概要及び放射線の健康影響等の情報提供 <p>第5 飲料水、飲食物の摂取制限等</p>	
<p>市は、水道水などの放射性物質等による汚染に対する安全性に関して、摂取制限等の必要な措置を行う。</p>	<p>市は、水道水などの放射性物質等による汚染に対する安全性に関して、摂取制限等の必要な措置を行う。</p>	

修正前	修正後	備考
<p>第4節 複合災害時の留意点</p> <p>地震発生時には、放射線施設等において建物の損壊及び装置の移動等に伴う放射性物質等の遮へい性の喪失又は放射性物質等の散逸などによって、放射線障害が発生するおそれがある。また、地震発生時は火災及び要救助者が多発する上、道路通行支障が生じるため、市や防災関係機関の現場到着が遅れることが予想される。したがって、地震時の放射線障害防止においては、放射線事業者はより自主的な対応が求められるとともに、他の放射線事業者が協力・連携して応急対策にあたることが望まれる。</p> <p>上記のような地震時に放射性物質事故災害が発生する複合災害時において、応急対策に関する留意点を以下に記す。なお、放射性物質事故災害等に係るもの以外の地震時の応急対策については、地震災害対策編を適用する。</p> <p>(ア) 放射線施設及び周辺において防災活動を行う対策要員は、放射線測定・防護資機材を携帯する。</p> <p>(イ) 地震時の放射線施設等における応急対策は、原則として放射線事業者が行う応急対策に協力する。ただし、応急対策に緊急を要する場合は、放射線事業者等から当面実施すべき緊急措置について助言を受けて実施する。</p> <p>(ウ) 地震時には現場が混乱するおそれがあるため、市民等が不用意に放射線管理区域に立ち入ったり、放射性物質等に触れたりすることのないよう、放射線事業者及び警察官等と連携して、現場付近からの市民等の退避や立ち入り制限など安全確保の徹底を図る。</p> <p>(エ) 市民等の安全確保に係る対策を必要に応じて実施する。放射線の影響が当該施設等の外へ及ぶおそれがある場合、特に被災市民等が多く集まる避難場所及び医療機関との位置関係を考慮して対策を検討する。</p> <p>第5節 地中等から放射性物質が発見された場合の対応</p> <p>市内の地中等から放射性物質が発見された場合、無用の被ばくを避けるため、むやみに放射性物質等に近づいたり、触ったりせず、放射線量の測定、立ち入り禁止等の応急措置を行った上で、文部科学省に以下の事項を連絡の上、指示を受けるものとする。</p> <p>【連絡事項】</p> <p>①連絡者の氏名・連絡先</p> <p>②発見日時</p> <p>③発見場所</p> <p>④発見した物質の状態、表示等</p> <p>⑤発見した物質のおよその寸法、重量、材質等</p> <p>⑥放射線の値、測定機器、測定条件</p>	<p>第4節 複合災害時の留意点</p> <p>地震発生時には、放射線施設等において建物の損壊及び装置の移動等に伴う放射性物質等の遮へい性の喪失又は放射性物質等の散逸などによって、放射線障害が発生するおそれがある。また、地震発生時は火災及び要救助者が多発する上、道路通行支障が生じるため、市や防災関係機関の現場到着が遅れることが予想される。したがって、地震時の放射線障害防止においては、放射線事業者はより自主的な対応が求められるとともに、他の放射線事業者が協力・連携して応急対策にあたることが望まれる。</p> <p>上記のような地震時に放射性物質事故災害が発生する複合災害時において、応急対策に関する留意点を以下に記す。なお、放射性物質事故災害等に係るもの以外の地震時の応急対策については、共通編（地震・風水害・土砂災害編）を適用する。</p> <p>(ア) 放射線施設及び周辺において防災活動を行う対策要員は、放射線測定・防護資機材を携帯する。</p> <p>(イ) 地震時の放射線施設等における応急対策は、原則として放射線事業者が行う応急対策に協力する。ただし、応急対策に緊急を要する場合は、放射線事業者等から当面実施すべき緊急措置について助言を受けて実施する。</p> <p>(ウ) 地震時には現場が混乱するおそれがあるため、市民等が不用意に放射線管理区域に立ち入ったり、放射性物質等に触れたりすることのないよう、放射線事業者及び警察官等と連携して、現場付近からの市民等の退避や立ち入り制限など安全確保の徹底を図る。</p> <p>(エ) 市民等の安全確保に係る対策を必要に応じて実施する。放射線の影響が当該施設等の外へ及ぶおそれがある場合、特に被災市民等が多く集まる避難場所及び医療機関との位置関係を考慮して対策を検討する。</p> <p>第5節 地中等から放射性物質が発見された場合の対応</p> <p>市内の地中等から放射性物質が発見された場合、無用の被ばくを避けるため、むやみに放射性物質等に近づいたり、触ったりせず、放射線量の測定、立ち入り禁止等の応急措置を行った上で、原子力規制庁に以下の事項を連絡の上、指示を受けるものとする。</p> <p>【連絡事項】</p> <p>①連絡者の氏名・連絡先</p> <p>②発見日時</p> <p>③発見場所</p> <p>④発見した物質の状態、表示等</p> <p>⑤発見した物質のおよその寸法、重量、材質等</p> <p>⑥放射線の値、測定機器、測定条件</p>	

修正前	修正後	備考
<p>⑦発見場所の周囲の状況（住宅の有無など）</p> <p>【連絡先】 文部科学省 科学技術・学術政策局 放射線対策課 放射線規制室 電話番号：03-5253-4111（内線 4044） ファクシミリ番号：03-6734-4048</p> <p>※原子力規制委員会の設立（平成 24 年 9 月 19 日）に伴い、文部科学省が所管する業務の一部は、原子力規制委員会に移管される。放射線障害防止法に関する事務は、平成 25 年 4 月 1 日には移管される予定である。</p>	<p>⑦発見場所の周囲の状況（住宅の有無など）</p> <p>【連絡先】 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室 電話番号：03-5114-2112 ファクシミリ番号：03-5114-2183</p>	
第 4 章 災害事後対策	第 4 章 災害事後対策	
<p>第 1 節 基本方針</p>	<p>第 1 節 基本方針</p>	
<p>応急対策により事態が収拾した後、災害発生現場が安全であることを確認して、市民生活をできるだけ速やかに通常状態に戻すことが望まれる。</p> <p>市は、応急対策が終了した後、甲賀広域行政組合消防本部、放射性物質取扱事業者と連携し、災害状況を把握した上で現場の安全確認を行う。放射線障害の発生が認められた場合の安全確認については、文部科学省の指示に従う。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害事後対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の安全確認（第 2 節） ・ 環境汚染の復旧（第 3 節） ・ 災害調査報告（第 4 節） 	<p>応急対策により事態が収拾した後、災害発生現場が安全であることを確認して、市民生活をできるだけ速やかに通常状態に戻すことが望まれる。</p> <p>市は、応急対策が終了した後、甲賀広域行政組合消防本部、放射性物質取扱事業者と連携し、災害状況を把握した上で現場の安全確認を行う。放射線障害の発生が認められた場合の安全確認については、原子力規制庁の指示に従う。</p> <p>上記の点を踏まえ、災害事後対策として、以下の事項を中心に記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の安全確認（第 2 節） ・ 環境汚染の復旧（第 3 節） ・ 災害調査報告（第 4 節） 	
<p>第 2 節 現場の安全確認</p>	<p>第 2 節 現場の安全確認</p>	
<p>第 1 現場の安全確認</p>	<p>第 1 現場の安全確認</p>	
<p>放射性物質取扱事業者は、放射線測定及び汚染検査を行い、異常の有無について市及び監督官庁に報告する。なお、施設、資機材等が放射性物質によって汚染された場合、その復旧を行った上、その回復状況を市及び監督官庁に報告する。</p> <p>市は、上記の情報を総合的に判断して現場の安全確認を行う。ただし、放射線障害の発生が認められた場合の安全確認については、文部科学省の指示に従う。</p>	<p>放射性物質取扱事業者は、放射線測定及び汚染検査を行い、異常の有無について市及び監督官庁に報告する。なお、施設、資機材等が放射性物質によって汚染された場合、その復旧を行った上、その回復状況を市及び監督官庁に報告する。</p> <p>市は、上記の情報を総合的に判断して現場の安全確認を行う。ただし、放射線障害の発生が認められた場合の安全確認については、原子力規制庁の指示に従う。</p>	

修正前	修正後	備考
<p data-bbox="142 268 448 300">第2 立入制限等の解除</p> <p data-bbox="142 338 1418 415">現場の安全確認の後、放射性物質取扱事業者は、必要に応じて文部科学省の指示又は承認を得て、放射線危険区域の解除を行う。現場の安全確認の後、市は、市民等の屋内退避・避難の解除を行う。</p> <p data-bbox="142 495 483 527">第3節 環境汚染の復旧</p> <hr/> <p data-bbox="142 575 477 606">第1 環境汚染の復旧確認</p> <p data-bbox="142 644 1418 768">放射性物質事故災害においては、施設、資機材等が放射性物質によって汚染されることが考えられる。これらの環境汚染が発生した場合、放射性物質取扱事業者が汚染の復旧を行い、市及び防災関係機関への報告を行う。</p> <p data-bbox="142 783 1190 814">市は、放射性物質取扱事業者からの報告を受けるとともに、その復旧状況を確認する。</p> <p data-bbox="142 873 531 905">第2 汚染物の一時保管・処理</p> <p data-bbox="142 942 1418 1020">放射性物質事故災害においては、放射性物質による汚染物が発生することが予想される。これらの汚染物は、放射性物質取扱事業者が一時保管・処理等を行う。</p> <p data-bbox="142 1100 454 1131">第4節 災害調査報告</p> <hr/> <p data-bbox="142 1180 1418 1260">放射性物質取扱事業者は、災害の発生原因、応急対策の実績、環境の復旧状況、再発防止策などを調査報告書にとりまとめ、市及び監督官庁に報告する。</p> <p data-bbox="142 1274 902 1306">市は、調査報告書を確認し、必要に応じて市民等へ公開する。</p>	<p data-bbox="1427 268 1733 300">第2 立入制限等の解除</p> <p data-bbox="1427 338 2700 415">現場の安全確認の後、放射性物質取扱事業者は、必要に応じて原子力規制庁の指示又は承認を得て、放射線危険区域の解除を行う。現場の安全確認の後、市は、市民等の屋内退避・避難の解除を行う。</p> <p data-bbox="1427 495 1768 527">第3節 環境汚染の復旧</p> <hr/> <p data-bbox="1427 575 1768 606">第1 環境汚染の復旧確認</p> <p data-bbox="1427 644 2700 768">放射性物質事故災害においては、施設、資機材等が放射性物質によって汚染されることが考えられる。これらの環境汚染が発生した場合、放射性物質取扱事業者が汚染の復旧を行い、市及び防災関係機関への報告を行う。</p> <p data-bbox="1427 783 2475 814">市は、放射性物質取扱事業者からの報告を受けるとともに、その復旧状況を確認する。</p> <p data-bbox="1427 873 1816 905">第2 汚染物の一時保管・処理</p> <p data-bbox="1427 942 2700 1020">放射性物質事故災害においては、放射性物質による汚染物が発生することが予想される。これらの汚染物は、放射性物質取扱事業者が一時保管・処理等を行う。</p> <p data-bbox="1427 1100 1739 1131">第4節 災害調査報告</p> <hr/> <p data-bbox="1427 1180 2700 1260">放射性物質取扱事業者は、災害の発生原因、応急対策の実績、環境の復旧状況、再発防止策などを調査報告書にとりまとめ、市及び監督官庁に報告する。</p> <p data-bbox="1427 1274 2187 1306">市は、調査報告書を確認し、必要に応じて市民等へ公開する。</p>	